

墨田区国民保護計画

令和8年変更案

墨田区

目 次

第1編	総 論	1
第1章	区の責務、計画の位置付け、構成等	1
第2章	国民保護措置に関する基本方針	3
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	5
第4章	区の地理的、社会的特徴	10
第5章	区国民保護計画が対象とする事態	21
第2編	武力攻撃事態等への対処	25
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	25
第2章	区対策本部の設置等	29
第3章	関係機関相互の連携	46
第4章	国民の権利・利益の救済に係る手続	50
第5章	警報及び避難住民の誘導等	51
第1	警報の内容の伝達等	51
第2	避難住民の誘導等	54
第6章	救援	66
第7章	安否情報の収集・提供	77
第8章	武力攻撃災害への対処	85
第1	武力攻撃災害への対処	85
第2	応急措置等	86
第3	生活関連等施設における災害への対処等	92
第4	NBC攻撃による災害への対処等	94
第9章	被災情報の収集及び報告	97
第10章	保健衛生の確保その他の措置	99
第11章	国民生活の安定に関する措置	102
第3編	復旧等	103
第1章	応急の復旧	103
第2章	武力攻撃災害の復旧	104
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	105
第4編	大規模テロ等（緊急処理事態）への対処	106
第1章	発生時の対処	107
第2章	大規模テロ等の類型に応じた対処	110
第5編	平素からの備え	114
第1章	組織・体制の整備等	114
第1	区における組織・体制の整備	114
第2	関係機関との連携体制の整備	121
第3	通信の確保	125
第4	情報収集・提供等の体制整備	127
第5	特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備	132

第6	研修及び訓練.....	134
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	136
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	142
第4章	国民保護に関する啓発	144

第1編 総論

第1章 区の責務、計画の位置付け、構成等

区は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、区の責務を明らかにするとともに、区の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 区の責務及び区国民保護計画の位置付け

(1) 区の責務

墨田区（区長及びその他の執行機関をいう。以下「区」という。）は、「武力攻撃事態^(*)等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）により、武力攻撃事態等において、国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活や国民経済への影響が最小となるよう、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する責務を有する。

(2) 区国民保護計画の位置付け

区は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、国民保護法その他の法令、「国民の保護に関する基本指針」（平成17年3月25日閣議決定。以下「基本指針」という。）及び東京都の国民の保護に関する計画（以下「都国民保護計画」という。）を踏まえ、区の国民の保護に関する計画（以下「区国民保護計画」という。）を作成する。

(3) 区国民保護計画に定める事項

区国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、区が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 計画の構成

区国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 武力攻撃事態等への対処

第3編 復旧等

第4編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処

第5編 平素からの備え

^(*) 武力攻撃事態とは、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態をいう。

3 他計画との関連

本区における危機管理に関する計画として、「墨田区危機管理基本計画」及び「墨田区地域防災計画」を策定している。

これらの計画と区国民保護計画との関係は、次のとおりである。

計画の根拠等	想定危機の大分類	危機管理に関する対象計画
災害対策基本法（昭和36年法律第223号）	自然災害及び特殊災害（大規模事故）	墨田区地域防災計画
国民保護法	武力攻撃・緊急処理事態等	墨田区国民保護計画
その他（各種法令等）	その他の危機事象	墨田区危機管理基本計画

各計画の想定危機の発生原因は異なるものの、その災害の態様及びそれらへの対処には類似性があると考えられる。

区国民保護計画では武力攻撃事態等に係る事項について定めており、この計画に定めない事項については、「墨田区危機管理基本計画」及び「墨田区地域防災計画」の定め例により対応する。

4 マニュアル、協定等の整備

区国民保護計画は、武力攻撃事態等における国民保護措置に関する大枠を示す指針である。区は、本計画に基づき、具体的な運用のために必要なマニュアルを整備するとともに、必要に応じて関係機関との協定等を整備する。

5 計画の見直し、変更手続

(1) 区国民保護計画の見直し

区国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、都国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果を踏まえ、不断の見直しを行う。

区国民保護計画の見直しに当たっては、区国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 区国民保護計画の変更手続

区国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、区国民保護協議会に諮問の上、東京都知事（以下「都知事」という。）に協議し、区議会に報告し、公表するものとする。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護施行令」という。）で定める軽微な変更については、区国民保護協議会への諮問及び都知事への協議は要しない。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

区は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

区は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続きの下に行う。^(*)

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

区は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

区は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

区は、いわゆるデマ情報の拡散による被害拡大の防止に努めるとともに、デマ情報への注意喚起を併せて実施する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

区は、国、都、近隣区市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と、平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

区は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。^(**)

また、区は、住民防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

区は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、区は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法^(***)の的確な実施を確保する。

^(*) 国民を差別的に取扱い、並びに思想及び良心の自由並びに表現の自由を侵すものであってはならない、とされている。（国民保護法第5条）

^(**) 国民の協力はその自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。（国民保護法第4条）

^(***) 「国際的な武力紛争において適用される国際人道法」とは、1949年のジュネーヴ諸条約、1977年のジュネーヴ諸条約に対する第一追加議定書等をいう。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

区は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

区は国民保護措置に従事する者の安全確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 外国人への国民保護措置の適用

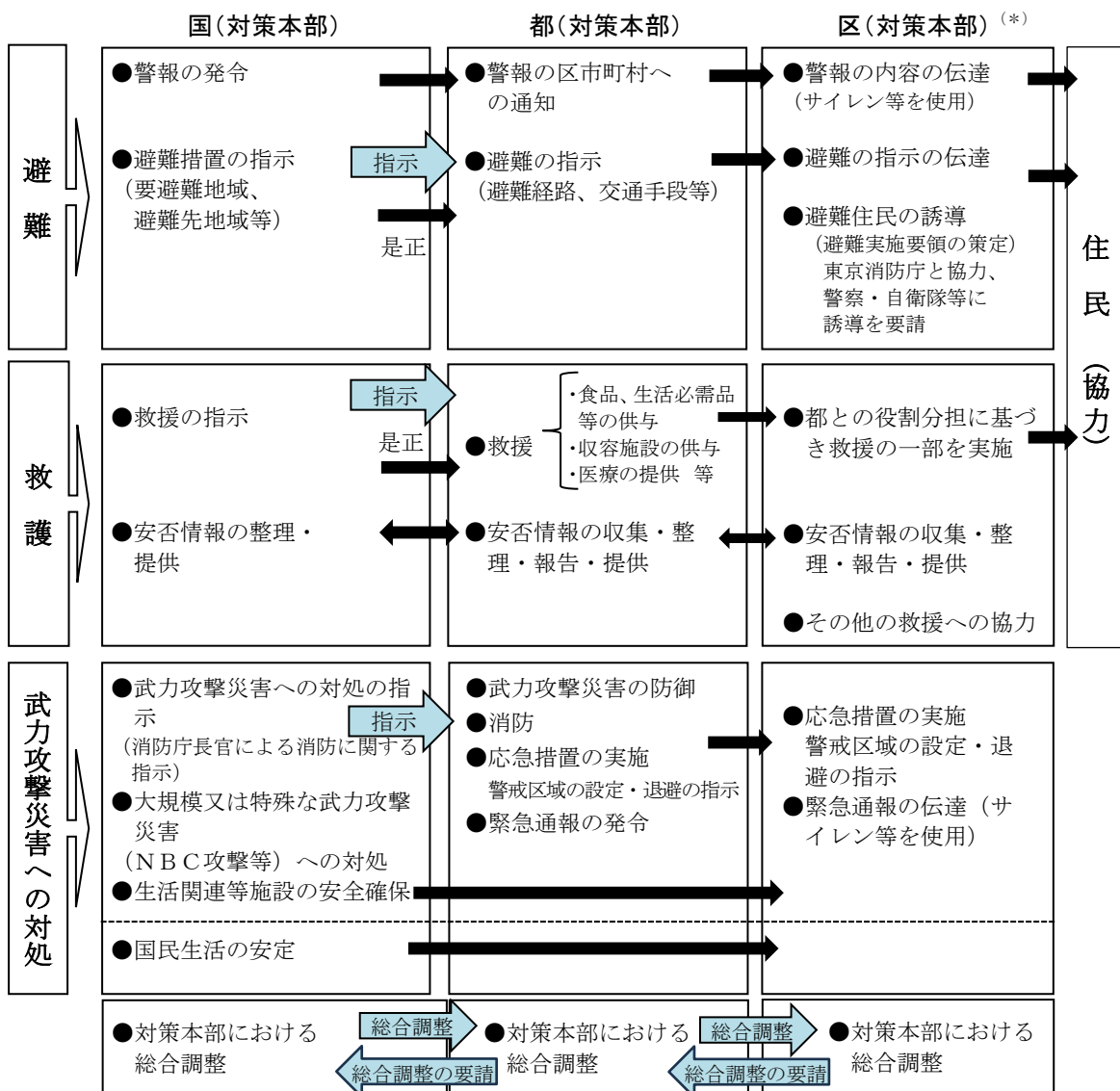
区は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、基本的人権の尊重に配慮し、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

区は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における区の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

【国民保護措置の全体の仕組】

国民保護に関する業務の全体像



指定公共機関 ・放送事業者による警報等の放送 ・日本赤十字社による救援の依頼
指定地方公共機関 ・運送事業者による住民・物資の輸送 ・電気・ガス等の安定的な供給 等

国、都、区、指定(地方)公共機関等が相互に連携

(*) 区対策本部の役割については、第2編第2章を参照

第1編 総論

区、都、指定地方行政機関、自衛隊及び指定公共機関・指定地方公共機関は、国民保護に関して、おおむね次に掲げる事務又は業務を処理する。

■ 区

事務又は業務の大綱	
1	国民保護計画の作成
2	国民保護協議会の設置、運営
3	国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
4	組織・体制の整備、訓練
5	警報の内容の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
6	救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
7	退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
8	生活基盤等の確保、その他の国民生活の安定に関する措置の実施
9	武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

■ 東京都（都国民保護計画より）

事務又は業務の大綱	
1	国民保護計画の作成
2	国民保護協議会の設置、運営
3	国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
4	組織・体制の整備、訓練
5	警報の通知
6	住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施
7	救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
8	武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
9	生活基盤等の確保、生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施
10	交通規制の実施
11	武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施
【警視庁】	
1	警報伝達の協力及び退避の指示
2	避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保
3	救援の実施（被災者の捜索及び救出）
4	生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等
5	警戒区域の設定等及び退避の指示
6	緊急交通路を確保するための交通規制の実施
【東京消防庁】	
1	消火、救助・救急活動
2	避難住民の誘導
3	危険物等の措置
4	警報伝達の協力
5	生活関連等施設の安全確保に対する協力

■ 国（都国民保護計画より）

事務又は業務の大綱	
1	基本方針の策定
2	対処基本方針及び緊急対処事態対処方針の策定
3	事態対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
4	指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が実施する対処措置に関する対処基本方針に基づく総合的な推進
5	警報の発令、避難措置の指示その他の住民の避難に関する措置の実施
6	救援の指示、応援の指示、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
7	武力攻撃災害への対処に関する措置に係る指示、生活関連等施設の安全確保に関する措置、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するための措置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための措置、被災情報の公表その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
8	生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施
9	武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

■ 国（指定地方行政機関）

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
関東財務局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会い
東京税関	輸入物資の通関手続
関東信越厚生局	救援等に係る情報の収集及び提供
東京労働局	被災者の雇用対策
関東農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
関東森林管理局	武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給
関東経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督部	1 危険物等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策
関東地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
関東運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安

第1編 総論

東京航空局	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区气象台	気象状況の把握及び情報の提供
第三管区海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
関東地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
北関東防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整

■ 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 東部方面総監部	武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等（避難住民の誘導、避難住民の救援、武力攻撃災害への対処、応急復旧など）
海上自衛隊 横須賀地方総監部	
航空自衛隊 作戦システム運用隊	

■ 指定公共機関・指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	電気の安定的な供給
ガス事業者	ガスの安定的な供給
水道事業者 水道用水供給事業者 工業用水道事業者	水の安定的な供給
日本郵便株式会社	郵便の確保
一般信書便事業者	信書便の確保
病院その他の医療機関	医療の確保

河川管理施設、道路、 港湾、空港の管理者	河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理
日本赤十字社	1 医療救護 2 外国人の安否調査 3 災害救援物資の備蓄及び配分 4 輸血用血液製剤の確保及び供給 5 その他の救護業務に関すること
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の事業運営の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5 各種措置に係る広報 6 海外中央銀行等との連絡・調整

第4章 区の地理的、社会的特徴

区は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき区の地理的、社会的特徴等について定める。

1 位置地形等

(1) 位置

本区は、東経139度47分18秒から50分28秒、北緯35度41分09秒から44分31秒にわたり東京都の東部に位置し、南北に流れる一級河川の隅田川と荒川にはさまれている。面積は、13.77平方キロメートルである。（国土交通省国土地理院公表の「令和7年度全国都道府県敷く町村面積調（令和7年4月1日時点）」による。）

また、中央区、台東区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区及び江戸川区の7区と接している。

【留意点】

区の区域を超えた避難が想定されることから、周辺区との連携体制を整備する必要がある。また、区境は橋梁を利用することが多くなるため、橋梁の安全確保を図る必要がある。

(2) 地形

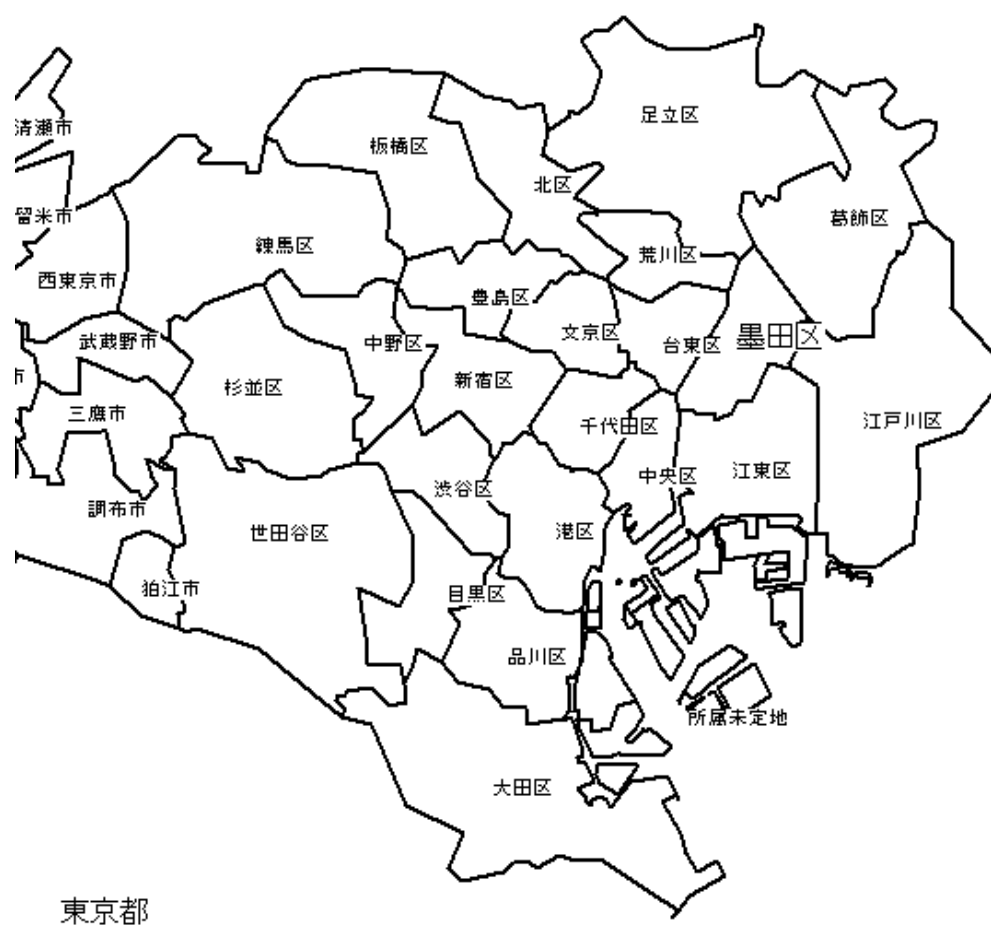
本区は、南北に長く、南端は菊川三丁目、北端は墨田五丁目隅田水門で、南北の長さは6.12キロメートルとなっている。また、東端は東墨田三丁目、西端は両国一丁目両国橋中央で、東西の長さは4.77キロメートルである。

旧利根川水系と荒川水系の河口デルタ地帯に発達したために、土地の起伏がほとんどなく、西部から北東部にかけてゆるやかに傾斜し、一般に平坦な低地である。最高地点は吾妻橋一丁目隅田公園付近でAP（壺岸島量水標零位）4m、最低地点は立花六丁目旧中川ぞい付近でAP－1.2mとなっている。このため隅田川ぞいの一部を除く区の大部分の地域が、東京湾平均満潮面より低い土地になっている。また、京島、文花、八広、立花及び東墨田の一部は、いわゆるゼロメートル地帯である。

【留意点】

墨田区内には、荒川、隅田川などの一級河川が南北に流れ、いわゆるゼロメートル地帯があり、高潮等による水位上昇時には、堤防や水門閉鎖により、浸水から護られている。そこで、水位上昇時における水門破壊に対する防御が課題であり、水門管理者と連携して警備体制を強化する必要がある。

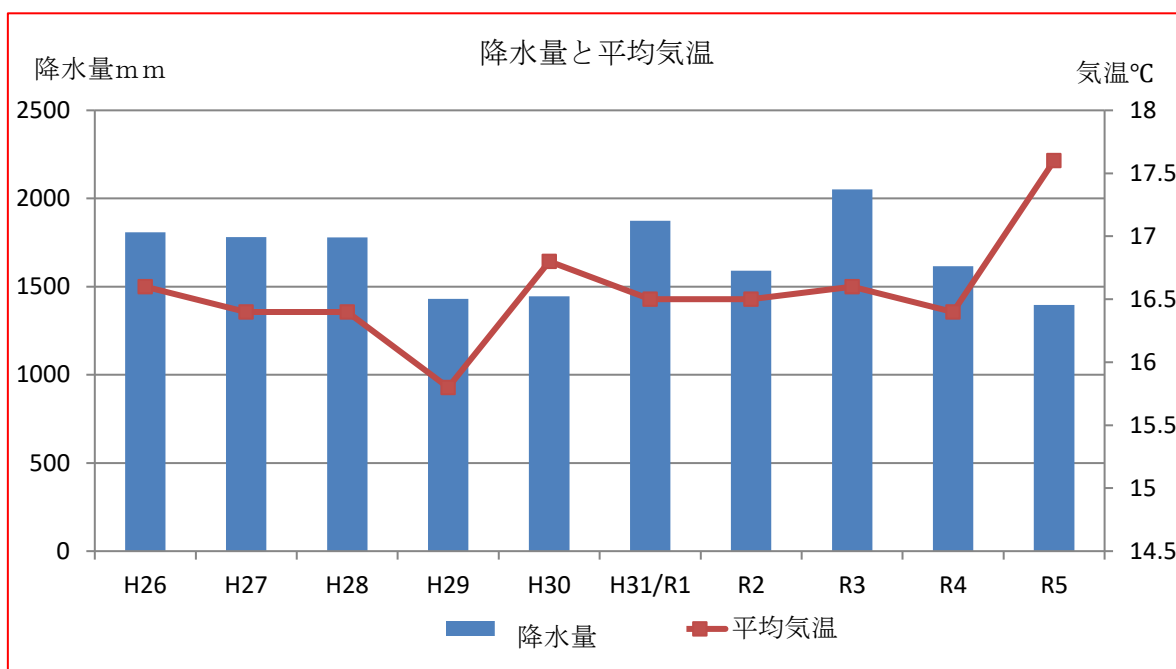
国土地理院承認 平14総複 第149号



位置図

2 気候

本区は温帯気候であり、夏は高温多湿、冬は寒冷少雨である。気温は、年平均17℃で、近年は、区部を中心に「ヒートアイランド化」の影響により、年々上昇する傾向にある。降水量は、梅雨時期や秋雨・台風の時期を中心に多い。



降水量と平均気温の推移

観測所：東京管区気象台

3 人口

本区における人口は、年々増加しており、令和5年1月1日現在では、279,985人となっている。一方、平均世帯人員は、同日現在1.72人と減少の一途をたどっており、これは、単身世帯の増加と核家族化の進行のほか、出生率が低下していることも影響しているものと考えられる。

(1) 人口分布及び人口密度

住民基本台帳による令和5年1月1日現在の本区の人口密度は、1ヘクタール当たり203人で東京都の63人、23区部の152人を上回る高密度となっている。

地域別人口 令和5年1月1日午前0時現在（住民基本台帳による）

面積は平成23年土地利用現況調査より

地域名称 (*)	面積 km ²	世帯	年齢階層別人口						人口密度 人/ha
			0歳 ～4歳	5歳 ～9歳	10歳 ～14歳	15歳 ～64歳	65歳 以上	合計	
堤通・墨田・八広	3.491	31,853	1,980	2,081	2,091	37,055	15,467	58,674	168.1
向島・京島・押上	2.611	30,520	1,964	1,917	1,645	35,990	12,651	54,167	207.5
東墨田・立花・文花	2.304	18,231	1,094	1,298	1,310	21,253	9,275	34,230	148.6
吾妻橋・本所・両国	2.386	31,976	1,788	1,691	1,479	38,075	9,328	52,361	219.5
業平・錦糸・江東橋	1.743	25,577	1,308	1,247	1,202	29,930	8,123	41,810	239.9
緑・立川・菊川	1.215	24,123	1,440	1,140	1,019	29,736	5,408	38,743	318.9
計	13.750	162,280	9,574	9,374	8,746	192,039	60,252	279,985	203.6

(*) 「墨田区都市計画マスタープラン」に基づく地域区分である。各地域の対象町丁目は、次のとおり。

堤通・墨田・八広…堤通2丁目、墨田1～5丁目、東向島4～6丁目、八広…八広1～6丁目

向島・京島・押上…堤通1丁目、東向島1～3丁目、京島1～3丁目、向島1～5丁目、押上1～3丁目

東墨田・立花・文花…東墨田1～3丁目、立花1～6丁目、文花1～3丁目

吾妻橋・本所・両国…吾妻橋1～3丁目、東駒形1～4丁目、本所1～4丁目、石原1～4丁目、横網1・2丁目、亀沢1～4丁目、両国1～4丁目

業平・錦糸・江東橋…業平1～5丁目、横川1～5丁目、太平1～4丁目、錦糸1～4丁目、江東橋1～4丁目

緑・立川・菊川…菊川1～3丁目、立川1～4丁目、緑1～4丁目、千歳1～3丁目、江東橋5丁目

【留意点】

人口密度の高い地域が攻撃目標となる事態の発生を想定した避難実施要領のパターンの作成や訓練等に努める必要がある。

(2) 年齢構成

年齢3階層別人口構成比は、令和5年1月1日現在、0～14歳の幼年人口が9.9%、15～64歳の生産年齢人口が68.6%、65歳以上の高齢者人口が21.5%となっている。ちなみに、昭和60年の構成比はそれぞれ17.5%、71.6%、10.9%であるので、本区の高齢者人口の占める割合は増加傾向にある。

年齢別人口及び人口割合 令和5年1月1日午前0時現在（住民基本台帳による）

	0歳～4歳	5歳～9歳	10歳～14歳	15歳～64歳	65歳以上	合計	備考
人口	9,574	9,374	8,746	192,039	60,252	279,985	
構成割合	3.4%	3.4%	3.1%	68.6%	21.5%	100.0%	

【留意点】

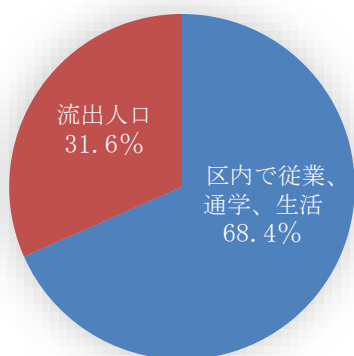
要配慮者^(*)等への避難・支援のあり方に配慮する必要がある。

(3) 昼夜間人口

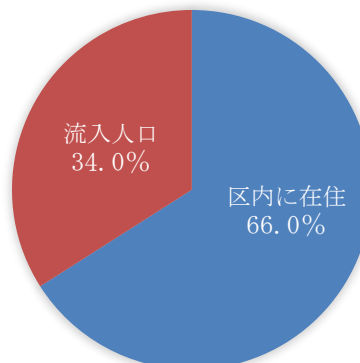
本区の昼間人口は、平成17年以降増加を続けており、令和2年には28万2千人になっている。また、同年現在、本区から区外へ通学・通勤する者は31.6%で、流出先は千代田区、中央区、港区、江東区などの都心周辺区が多く、区外から本区へ通学・通勤する者は、34.0%で、江戸川区、江東区、葛飾区、千葉県、埼玉県など都心から見て外側の区域からの流入が多い。

（令和2年国勢調査から）

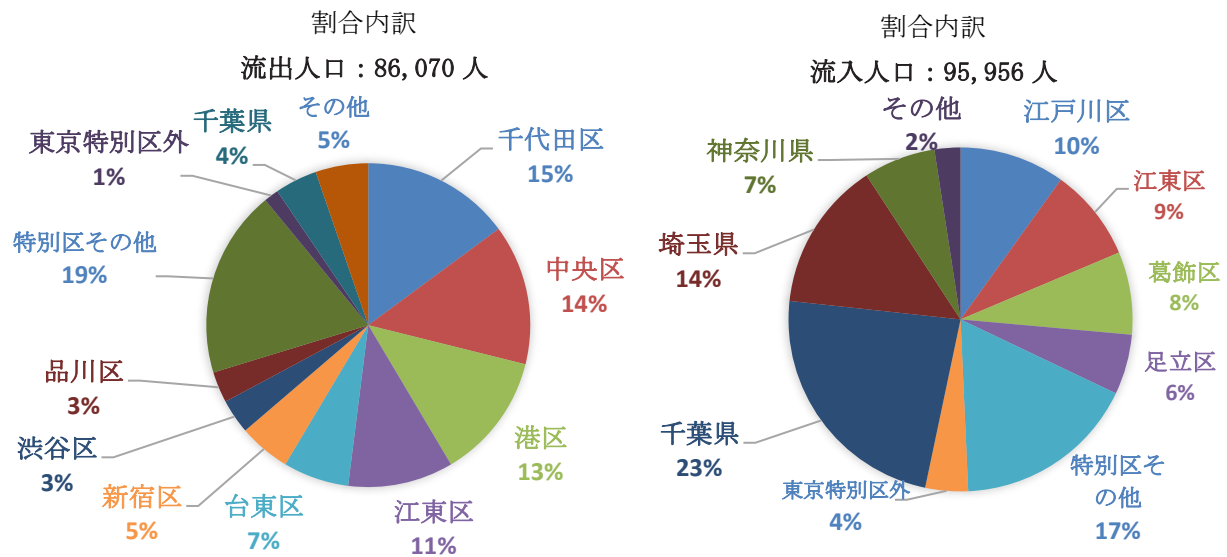
夜間人口：272,085人



昼間人口：281,971人



(*) 要配慮者とは、発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者をいい、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を想定している。



【留意点】

本区は流出・流入人口が多く、災害時には帰宅困難者が多数生じる可能性があるため、情報伝達、安否情報の提供システムの整備、食糧等の備蓄に努めるとともに、企業、学校等組織での対応ができるよう啓発・訓練を行う必要がある。

(4) 外国人人口

本区には、約1万4千人が住民登録をしている。中国籍の人口が多く、外国人人口の50%近くを占めており、次いで韓国及び朝鮮籍が多い。

外国人 令和5年3月31日午前0時現在			
国名	人口	世帯数	構成割合
中国	7,031	4,631	49.4%
韓国及び朝鮮	1,943	1,183	13.7%
フィリピン	1,298	486	9.1%
ベトナム	613	499	4.3%
台湾	529	360	3.7%
タイ	388	172	2.7%
ネパール	358	176	2.5%
米国	251	128	1.8%
モンゴル	147	98	1.0%
その他	1,667	1,050	11.7%
合計	14,225	8,783	100.0%

※世帯数は外国人のみの世帯の数

【留意点】

災害時の外国人への警報伝達、避難誘導のあり方や、国際ボランティアの活用のある方を配慮する必要がある。

4 道路の位置等

本区における広域幹線道路は、いずれの路線も完成又は既成路線となっており、比較的整備水準が高くなっている。しかし、補助幹線道路については、本区の南部地域で比較的整備水準が高くなっているが、北部地域については都市計画道路の密度が低いことに加え未着手なものもあり、幹線道路に域内交通が流入したり、生活道路に通過交通が発生するなどの多くの問題点を抱えている。また、道路・公園等が不足しており、細街路が多い地域となっている。

さらに、基盤の目状に高い密度で道路が整備されている南部地域でも、区画が小さいなどの土地利用上の問題を持っていたり、区画道路がいずれも幅員が狭く、路上駐車などにより、慢性的な渋滞問題を抱えている。

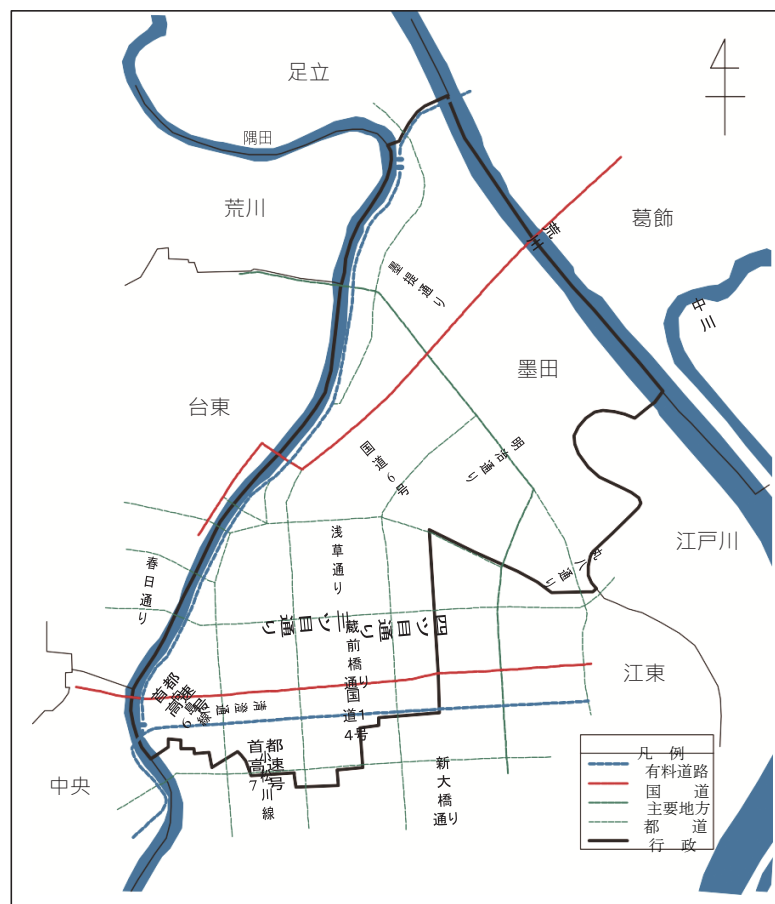
幹線道路としては、国の骨格道路である国道の水戸街道（国道6号・放13）、京葉道路（国道14号・放15）の2路線と、東京都レベルの幹線道路である都道の蔵前橋通り（放14）等の9路線がある。また、明治通りの補116の部分は、東京の副都心である亀戸地区を抜け、東京湾岸部と接続していることから非常に交通量が多くなっている。

墨田区内では、国道（6号、14号）の慢性的な交通渋滞が発生している。

本区内を通る首都高速道路は6号線と7号線の2路線であり、6号線は常磐自動車道と東北自動車道の2つの高規格道路の受口となっており、7号線と合流する両国インターチェンジと箱崎インターチェンジでの渋滞は慢性的なものとなっている。

【留意点】

区内では、国道（6号、14号）の慢性的な交通渋滞だけでなく幅員の狭い生活道路でも慢性的に交通が渋滞し災害時に避難路を確保しにくいため、災害時の交通規制の方針や災害状況毎の避難経路のシミュレーションが必要である。また、主要道路以外にも数種類の避難経路を用意しておく必要がある。



道路等の位置図

5 鉄道の位置等

(1) 鉄道

区内にはＪＲ東日本（東日本旅客鉄道㈱）、都営地下鉄、東京メトロ（東京地下鉄㈱）、東武鉄道（株）及び京成電鉄（株）の各鉄道路線がそれぞれ通過しており、比較的交通利便性が高くなっている。また、区の南北を結ぶ交通機関として、平成１５年３月１９日に、**地下鉄１１号線（半蔵門線）**が中央区の水天宮前から錦糸町を通して押上まで延伸され、さらに東武線との乗り入れが開始された。

今後は、**地下鉄８号線（有楽町線）の延伸に期待がかけられており**、その実現に向けて引き続き取り組みを進めていく。

駅別乗降客数

駅名		乗車人員		降車人員	
		令和5年度 (単位：千人)	1日平均 (単位：人)	令和5年度 (単位：千人)	1日平均 (単位：人)
JR東日本	両国	12,596	34,510	12,596	34,510
	錦糸町	34,373	94,173	34,373	94,173
東武	とうきょうスカイツリー	21,187	58,047	21,037	57,636
	曳舟	4,214	11,545	4,311	11,811
	東向島	3,306	9,058	3,339	9,148
	鐘ヶ淵	2,272	6,225	2,229	6,107
	小村井	1,987	5,444	1,953	5,351
	東あずま	1,403	3,844	1,343	3,679
京成	押上（通過含む）	37,938	103,940	38,712	106,060
	曳舟	3,521	9,647	3,367	9,225
	八広	2,458	6,734	2,397	6,567
都営地下鉄	本所吾妻橋	3,797	10,403	3,651	10,003
	押上（通過含む）	39,870	109,233	38,326	105,003
	菊川	4,265	11,685	4,204	11,518
	両国	5,913	16,200	5,801	5,801
東京メトロ	錦糸町	17,944	49,162	18,671	51,153
	押上（直通連絡旅客含む）	32,337	88,595	31,663	86,748
				—資料:「東京都統計年鑑」から—	
※JR東日本については、降車人員の統計がないため、乗車人員と同数を降車人員とする。					

【留意点】

不特定多数の者を対象とした事態の発生を想定したマニュアルの整備、訓練等を通じて、各駅、消防署等関係機関と連携を深める必要がある。

また、避難時における鉄道使用のあり方等について、鉄道事業者と協議しておく必要がある。



鉄道等の位置図

(2) バス

バスは、区内交通の変化を踏まえ、より効率的な交通網を形成すべく、路線の見直しや新設が行われてきた。平成27年3月に、平成30年7月から東京都交通局との運行協定に基づき運行していた墨38系統（白鬚地区～本所吾妻橋～両国駅）と、平成18年4月に南千40系統と統合して運行していた南千48系統（南千住駅～亀戸駅）の2路線が廃止された。

一方、錦40系統（南千住～錦糸町駅）が新設され、現在は、都バス27系統、京成タウンバス1系統が区内を縦横に結んで運行している。

また、東京スカイツリー®を訪れる多くの観光客の区内回遊の促進と区民の生活利便性の向上を図るため、区内循環バスの運行を平成24年3月20日に開始した。

なお、運行ルートは北西部ルート、北東部ルート、南部ルートの3ルートであり、各ルートを結節する押上駅においては、各ルート間の乗り継ぎが可能となっている。

【留意点】

避難時におけるバス使用のあり方等について、バス事業者と協議しておく必要がある。

6 ヘリポート

東京都地域防災計画・震災編では、都内に395箇所の災害時臨時離着陸場候補地を指定している。そのうち、墨田区内の候補地は都立墨東病院ヘリポート等の3箇所であり、

都内の1市区町あたり6.3箇所に比して少ない状況である。

【留意点】

災害時の空路による避難・救出については多くは期待できないことから、平素から隣接する他区との連携体制の整備を図るほか、災害時臨時離着陸場候補地の確保等についても検討する必要がある。

7 木造住宅密集地域

東京都は、木造住宅が密集する地域で震災時に甚大な被害が想定される地域について、防災生活圏を基本的な単位として整備区域に指定している（28地域、約6,500ha）。本区では墨田区北部・亀戸地域、約514haがその対象で、都全体の約7%を占めている。このように本区には、木造密集市街地が多く存在し、火災に対して脆弱な都市構造となっている。

防災都市づくり推進計画の整備地域（面積順上位3地域）

	地域名称	面積(ha)
1	林試の森周辺・荏原地域	約1,027
2	荒川地域	約591
3	墨田区北部・亀戸地域	約514

【留意点】

火災対策が重要であり、住民への啓発のほか、不燃化を促進する区の「防災区画計画」を積極的に推進する必要がある。

8 大規模集客施設及び大規模イベント

本区には、国技館、江戸東京博物館及び東京スカイツリーなどの大規模集客施設や、隅田川花火大会、すみだまつり・こどもまつり、墨堤さくらまつりなどの大規模イベントがあり、区民のみならず他区市町村から多くの人々が訪れる。

【留意点】

大規模集客施設・イベント、特に、東京スカイツリーが攻撃目標となる事態の発生を想定したマニュアルの整備、訓練等を通じて、関係機関との連携体制を整備する必要がある。

9 消防

特別区の存する区域の消防行政は、都が一体的に管理している。

現在、本区を担当する消防機関として、東京消防庁第七消防方面本部、本所消防署、向島消防署、本所消防団及び向島消防団がある。

【留意点】

本区の国民保護措置を実施するに当たっては、消防行政との連携を密にしなければならない。特に、消防団には警報の内容の伝達、避難住民の誘導など大きな役割を担うことが期待されることから、東京消防庁（消防署）との連携体制を構築しておく必要がある。

第5章 区国民保護計画が対象とする事態

区国民保護計画においては、以下のとおり都国民保護計画において想定されている武力攻撃事態4類型及び緊急処理事態4類型を対象とする。また、それぞれの類型において、NBC兵器等を用いた攻撃が行われる可能性があることも考慮する。

＊N：核（物質）Nuclear B：生物剤 Biological C：化学剤 Chemical

本計画では、**最近の国際情勢を踏まえ弾道ミサイル攻撃への備えを重視する**。また、**世界の首都や大都市で大規模なテロが多く発生していることから、大規模なテロ等にも、都や関係機関と連携し適切に対応していく**。

1 武力攻撃事態

区国民保護計画においては、武力攻撃事態^(*)として、都国民保護計画において想定されている以下に掲げる4類型を対象とする。

事態類型	特徴
1 弾道ミサイル攻撃 ・ 弾道ミサイルを使用して我が国を直接打撃する攻撃	《攻撃目標となりやすい地域》 ○ 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。 《想定される主な被害》 ○ 通常弾頭の場合にはNBC弾頭の場合と比較して被害は局限され家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。 《被害の範囲・期間》 ○ 弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）により、被害の様相が大きく異なる。ただし、着弾前に弾頭の種類を特定することは困難である。 《事態の予測・察知》 ○ 発射後、極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。 《本区において想定される事態》 ○ 行政施設、大規模集客施設、危険物貯蔵施設等への攻撃が想定される。
2 ゲリラや特殊部隊による攻撃 ・ 比較的少数の特殊部隊等を潜入させ、重要施設への襲撃や要人の暗殺等を実施する攻撃	《攻撃目標となりやすい地域》 ○ 都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。 《想定される主な被害》 ○ 少人数のグループにより行われ、使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。 《被害の範囲・期間》 ○ 被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。 《事態の予測・察知》 ○ 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。 《本区において想定される事態》 ○ 行政施設、大規模集客施設、危険物貯蔵所等への破壊工作が想定される。 ○ この場合、侵入経路としては本区への直接的な侵入に限らず、近隣地域に侵入後、本区への攻撃も想定される。

3 航空攻撃 爆撃機及び戦闘機等で我が国領空に侵入し、爆弾等を投下する攻撃	《攻撃目標となりやすい地域》 ○ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。 《想定される主な被害》 ○ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 《被害の範囲・期間》 ○ 航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。 《事態の予測・察知》 ○ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。 ○ 近年ではドローン（無人機）による攻撃も生起していることから留意が必要である。 《本区において想定される事態》 ○ 従来の爆撃機による航空攻撃ではなく、航空機からのミサイル攻撃を想定すると、弾道ミサイルと同様の事態が考えられる。
4 着上陸侵攻 多数の船舶等をもって沿岸部に直接上陸して、我が国の国土を占領する攻撃	《攻撃目標となりやすい地域》 ○ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。 ○ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。 《想定される主な被害》 ○ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。 《被害の範囲・期間》 ○ 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。 《事態の予測・察知》 ○ 攻撃国の船舶、戦闘機の集結の状況、進行方向等から、事前予測が可能である。 《本区において想定される事態》 ○ 荒川、隅田川等の河川沿いは、東京湾を經由した上陸が地形的に可能と思われる。このため、河川沿いからの侵入や占拠が想定される。

2 緊急処理事態

区国民保護計画においては、緊急処理事態^(*)として、都国民保護計画において想定されている以下に掲げる4類型を対象とする。

	事態類型	特 徴
1 攻撃対象施設等による分類	(1) 危険物質を有する施設への攻撃	○ 原子力事業所等の破壊が行われた場合、大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくするとともに、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。（都内には原子力事業所等は存在しない。） ○ 石油コンビナート及び可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。（都内には石油コンビナートは存在しない。） ○ 危険物積載船への攻撃が行われた場合、危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。 ○ ダムの破壊が行われた場合、下流に及ぼす被害（水害）は多大なものとなる。 《本区において想定される事態》 ○ 石油や毒物・劇物等を取り扱う施設への攻撃が想定される。
	(2) 大規模集客施設等への攻撃	○ 大規模集客施設^(**)や列車等の爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。 《本区において想定される事態》 ○ ターミナル駅、商業施設、文化・スポーツ施設、観光施設等の大規模集客施設や、行政施設等不特定多数の者が集まる施設への攻撃が想定される。 ○ 東京スカイツリー及びそれに付随する大規模集客施設等への攻撃が想定される。
2 攻撃手段による分類	(1) 大量殺傷物質による攻撃	○ 3の「NBCを使用した攻撃」と同様の被害を発生させる。 《本区において想定される事態》 ○ ターミナル駅、商業施設、文化・スポーツ施設、観光施設等の大規模集客施設へのNBC攻撃が想定される。
	(2) 交通機関を破壊手段とした攻撃	○ 航空機等による自爆テロが行われた場合、主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 ○ 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺にも大きな被害が発生するおそれがある。 ○ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動にも支障が生ずる。 ○ ターミナル駅、商業施設、文化・スポーツ施設、観光施設等の大規模集客施設、行政施設、大規模イベントへの攻撃が想定される。 《本区において想定される事態》 ○ 東京スカイツリー及びそれに付随する大規模集客施設、大規模のイベントへの攻撃が想定される。

(*) 緊急処理事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

(**) ターミナル駅、大規模な商業施設、文化・スポーツ施設など不特定多数の人々が集まる施設

共通する特徴

- ① 非国家組織等による攻撃
- ② 突発的な事案発生
- ③ 発生当初は事故との判別が困難
- ④ 不特定多数の住民等が日常利用している場所（列車、地下鉄、劇場等）で発生する可能性が高い。

3 NBCを使用した攻撃

武力攻撃事態、緊急対処事態の各類型において、NBC攻撃（核、生物剤又は化学剤を用いた兵器等による攻撃をいう。）が行われることも考慮する。

種 別	特 徴
■ 核兵器	○ 核兵器を用いた攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物（灰等）や初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射によって生ずる。 ○ ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。 ○ 放射性物質又は放射線の存在は五感では感知できない。 ○ 原因となる放射性物質や放射線種の特特定が困難である。
■ 生物兵器	○ 人に知られることなく散布することが可能である。 ○ 生物兵器が使用されたと判明したときには、感染者が移動することにより、二次的な感染を引き起こし、広範囲に多数の感染者が発生する恐れがある。 ○ 生物兵器としては、一般的に、天然痘、炭疽菌、ペスト等があげられている。
■ 化学兵器	○ 急性症状を有する死傷者が発生するが、原因物質の特定は困難である。 ○ 建物屋内や交通機関内部など閉鎖的な空間で発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性がある。 ○ 地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は、地をほうように広がる。 ○ 特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。 ○ 化学兵器としては、一般的に、サリン、VXガス、マスタードガス、イペリット等があげられている。

第2編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、区は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の区市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、区の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における危機管理連絡会議・危機管理対策本部の設置及び初動措置

(1) 危機管理連絡会議又は危機管理対策本部の設置

ア 区長は、現場からの情報により事案の発生を把握した場合においては、速やかに、都、警察及び消防に連絡を行うとともに、区としての的確かつ迅速に対処するため、「墨田区危機管理連絡会議」（以下「区危機管理連絡会議」という。）又は「墨田区危機管理対策本部」（以下「区危機管理対策本部」という。）^(*)（以下「危機管理連絡会議等」と総称する。）を設置する。

【区危機管理連絡会議の構成等】

座 長：危機管理担当部長

副座長：安全支援課長

構成員：防災課長、広報広聴担当課長、関連部署の所管課長、安全支援課職員

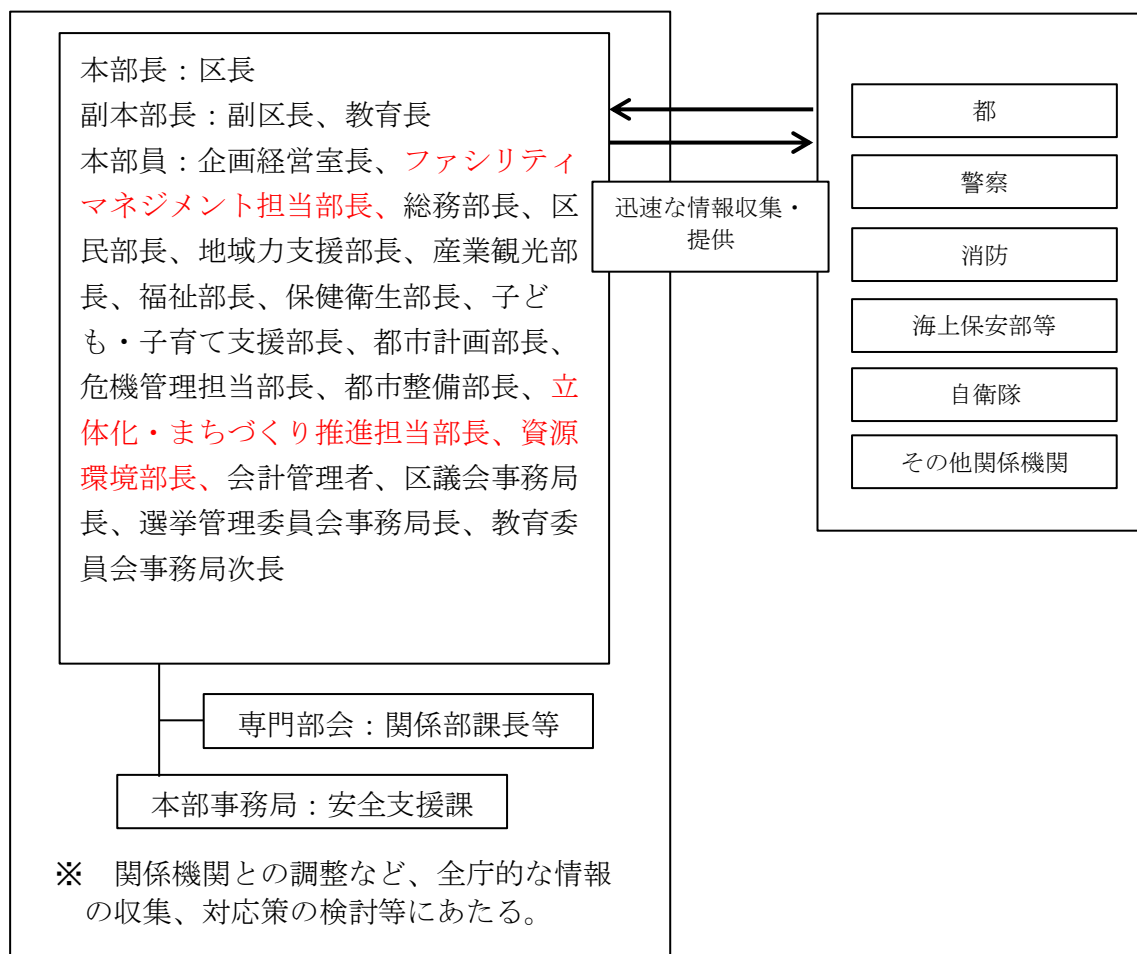
事務局：安全支援課

※ 庁内関係部課との調整など、全庁的な情報の収集、対応策の検討 等に当たる。

※ 住民からの通報、都からの連絡その他の情報により、区職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を区長及び幹部職員等に報告するものとする。

^(*) 「墨田区危機管理基本計画」に定める緊急態勢であり、危機兆候時における全庁的な情報の共有と対応策の協議が必要である場合等に設置されるものであり、当該体制を活用する。

【区危機管理対策本部の構成等】



※ 住民からの通報、都からの連絡その他の情報により、区職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を区長及び幹部職員等に報告するものとする。

イ 「危機管理連絡会議」は、警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、その他の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、都、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、危機管理連絡会議等を設置した旨について、都に連絡を行う。

この場合、危機管理連絡会議等は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における各機関との通信を確保する。

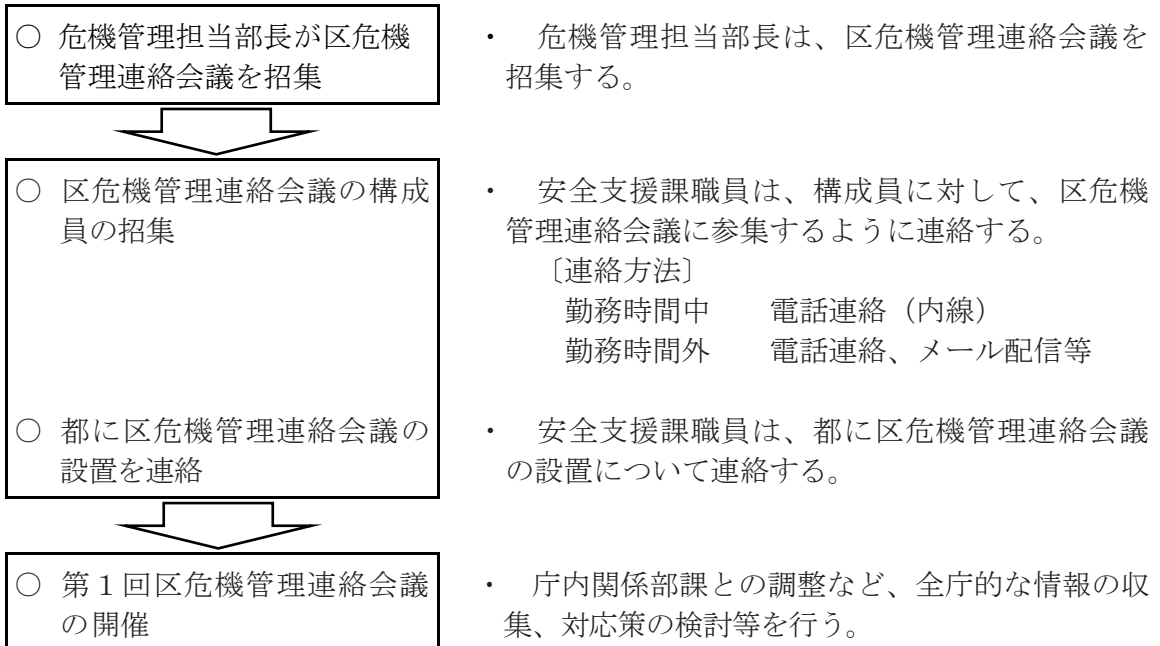
ウ 区は、区対策本部の設置指定前にあっては、原因不明の事案が発生し、その被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合には、「墨田区災害対策本部」（以下「区災害対策本部」という。）を設置し、国民保護に準じた措置を行う。^(*)

^(*) 国民保護法に基づく国民保護措置は、政府による事態認定前は実施できない。災害対策基本法、消防法、警察官職務執行法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急・救助等の応急措置についての情報を収集・分析し、警察・消防と連携して被害の最小化を図る。

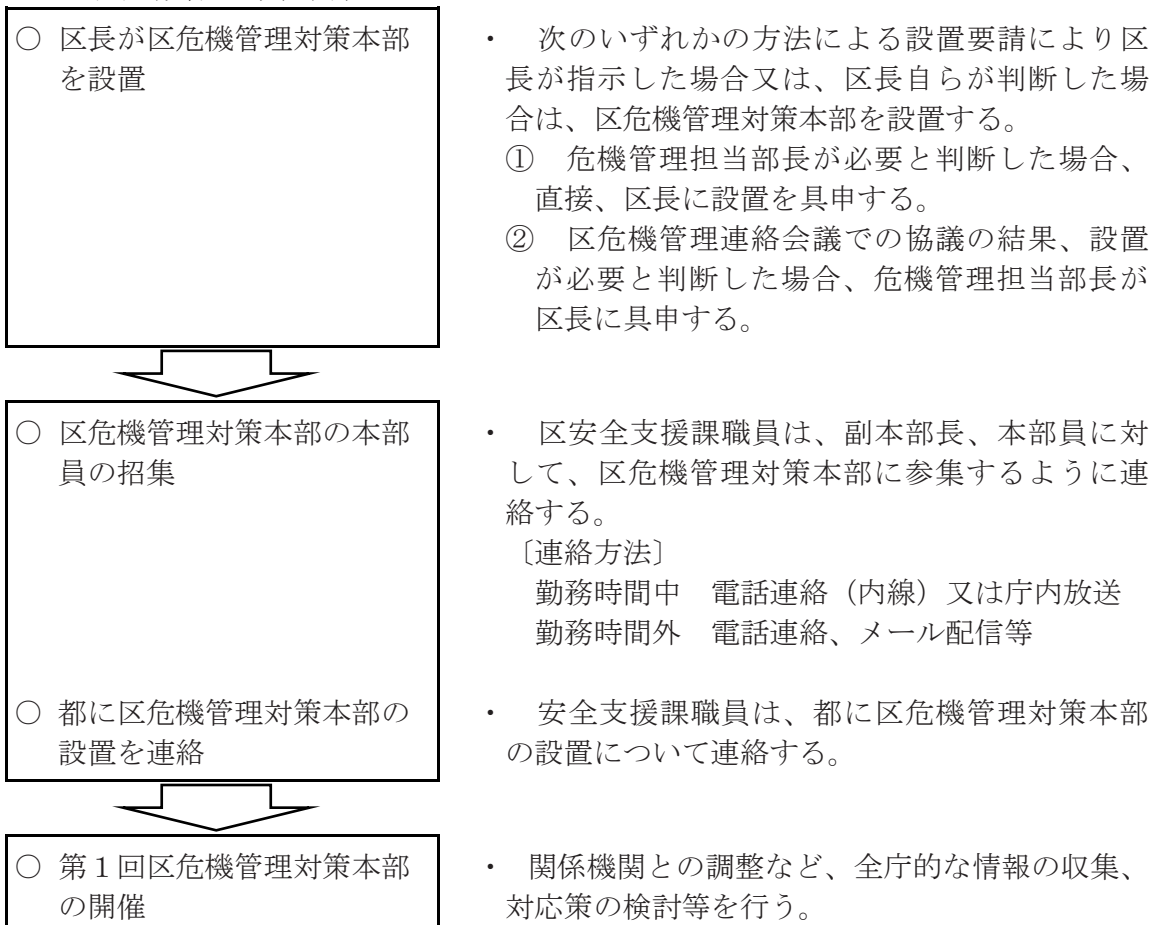
なお、事態認定がなされていれば、必要に応じて、国民保護法に基づく措置の実施が可能である。

(2) 危機管理連絡会議等の設置手順

ア 区危機管理連絡会議



イ 区危機管理対策本部



(3) 初動措置の確保

ア 区は、「危機管理連絡会議等」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の警察、消防等の活動状況を踏まえ、必要に応じ^{（※）}、「区災害対策本部」を設置し、災害対策基本法等に基づく避難の指示^{（※）}、警戒区域の設定^{（**）}、救急救助等の応急措置を行う。また、区長は、国、都等から入手した情報を各機関等へ提供する。

イ 区は、警察官職務執行法に基づき警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等や、消防法に基づき消防吏員が行う火災警戒区域又は消防警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

ウ また、政府による事態認定がなされ、区に対し区対策本部の設置の指定がない場合においては、区長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置などを行う。^{（***）}

(4) 関係機関への支援の要請

区長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、都や他の区等に対し支援を要請する。

(5) 対策本部への移行に要する調整

「危機管理連絡会議」等又は「区災害対策本部」を設置した後に政府において事態認定が行われ、区に対し区対策本部を設置すべき区の指定の通知があった場合については、直ちに「区対策本部」を設置して新たな体制に移行するとともに、「危機管理連絡会議」等又は「区災害対策本部」は廃止する。

その際、災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

区は、国から都を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが当該区に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、区長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、「危機情報収集体制」を立ち上げ、又は「危機管理連絡会議」等を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、区長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、当該区の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

（※） 災害対策基本法第60条第1項に基づく避難の指示

（**） 災害対策基本法第63条第1項に基づく警戒区域の設定

（***） 事態認定がされていれば、必要に応じて、国民保護法に基づく措置の実施が可能である。

第2章 区対策本部の設置等

区は、区対策本部の設置指定があった場合、区対策本部を迅速に設置し、区域における国民保護 措置を総合的に推進する必要があることから、区対策本部を設置する場合の手順や区対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 区対策本部の役割

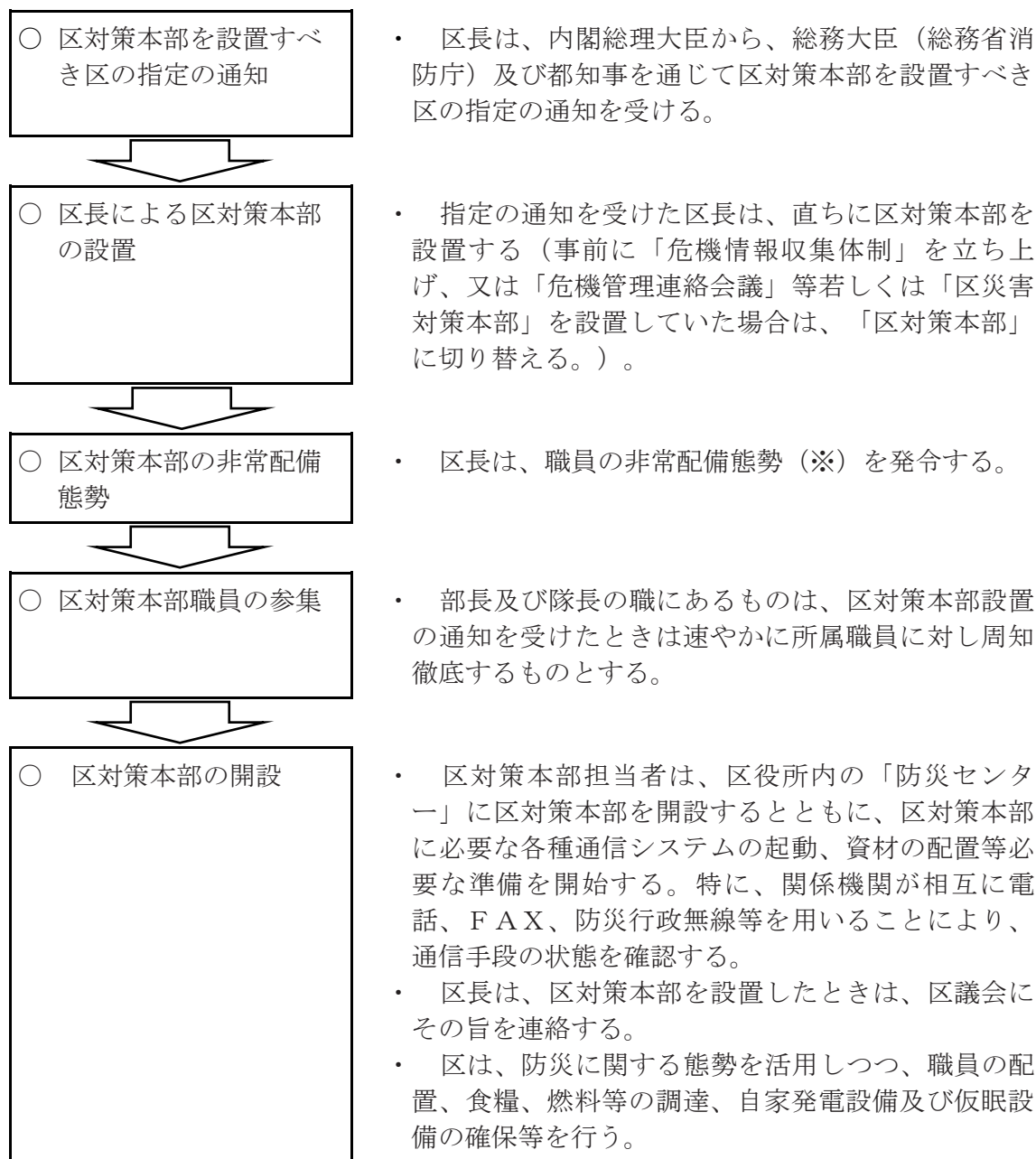
区対策本部の主な役割は、次のとおりである。

避難	警報の内容・避難の指示の伝達	● 警報の内容の伝達 都知事から警報の内容の通知を受けたときは、直ちにその内容（武力攻撃事態等の現状及び予測など）を区民等に伝達する。 ● 避難の指示の伝達 都知事から避難の指示が出されたときは、その内容（要避難地域、避難先地域、避難の方法など）を区民等に伝達する。
	避難住民の誘導	関係機関と連携のうえ、具体的誘導方法等を定めた避難実施要領により、消防、警察等と協力して避難住民を避難先地域まで誘導する。
救援	救援の実施	都と区との役割分担に基づき、関係機関の協力を得て速やかに救援措置を実施する。 主な内容（収容施設の供与、食糧・飲料水・生活必需品の供給・給与、医療の提供、被災者の捜索・救出、埋葬・火葬、通信設備の提供、武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理、学用品の給与等）
	安否情報の収集・提供	● 安否情報の収集 避難所等において、避難者・死傷者の氏名・性別・負傷状況等の情報を収集、整理する。 ● 安否情報の提供 住民等から安否情報の照会があった場合は、照会を行う者の本人確認等により不当な目的でないと認めるときには、個人情報の保護に留意したうえ必要最小限の情報を回答する。
武力攻撃災害への対処	被害最小化の措置	● 退避の指示 武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがあり、緊急の必要があるときは、都知事からの避難の指示が出される前であっても、退避を区民等に指示する。 ● 警戒区域の設定 武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、緊急の必要があるときは、警戒区域を設定して、立入り制限・禁止、退去命令の措置を講ずる。

2 区対策本部の設置

(1) 区対策本部の設置の手順

区対策本部の設置は、次の手順により行う。



※ 区対策本部の非常配備態勢の種別は、次のとおりとする。

① 第1非常配備態勢

- 時期：武力攻撃災害の発生その他の状況により、区対策本部長が必要と認めたときにその指令を発する。
- 態勢：武力攻撃災害の発生を防御するための措置を強化し、救援その他災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始するほか、通信情報活動を主とする態勢とする。（係長職以上の職員を中心に全職員の30%の配備体制）

② 第2非常配備態勢

- 時期：局地的な武力攻撃災害の発生その他の状況により、区対策本部長が必要であると認めたときに、その指令を発する。
- 態勢：第1非常配備態勢の強化と局地的な武力攻撃災害に対処できる態勢とする。（第1非常配備職員に全職員の30%を加えた配備体制）

③ 第3非常配備態勢

- 時期：武力攻撃災害が広範な地域に発生し、第2非常配備態勢では対処できない場合、その他の状況により区対策本部長が必要であると認めたときに、その指令を発する。
- 態勢：区対策本部が全力をもって武力攻撃災害に対処する態勢とする。（全職員体制）

④ 非常配備態勢の特例

- 区長は、武力攻撃災害の状況その他により必要があると認めたときは、区対策本部の特定の部・隊に対してのみ非常配備態勢の指令を発し、又は各部に対して種別の異なる指令をすることができる。
- 武力攻撃災害が退庁後又は休日等に発生したときは、職員は、別に定める「臨時非常配備態勢の設置要領」に基づき、参集して非常活動に従事するものとする。

(2) 区対策本部の代替機能の確保

区対策本部を防災センターに設置できない場合は、次の施設に設置する。

第1順位 131会議室

第2順位 すみだリバーサイドホールイベントホール

区役所が被災した場合など区対策本部を区役所内に設置できない場合は、事態の状況を勘案して、区役所以外の施設に代替本部を設置する。

行政事務が可能な区有施設の全てが使用不能になった場合においても、区長が全体状況を把握しながら指揮が継続できるよう「臨時対策本部」を置く。この場合は可搬式通信機材の確保に留意する。

なお、区外への避難が必要で、区内に区対策本部を設置することができない場合には、都と区対策本部の設置場所について協議を行う。

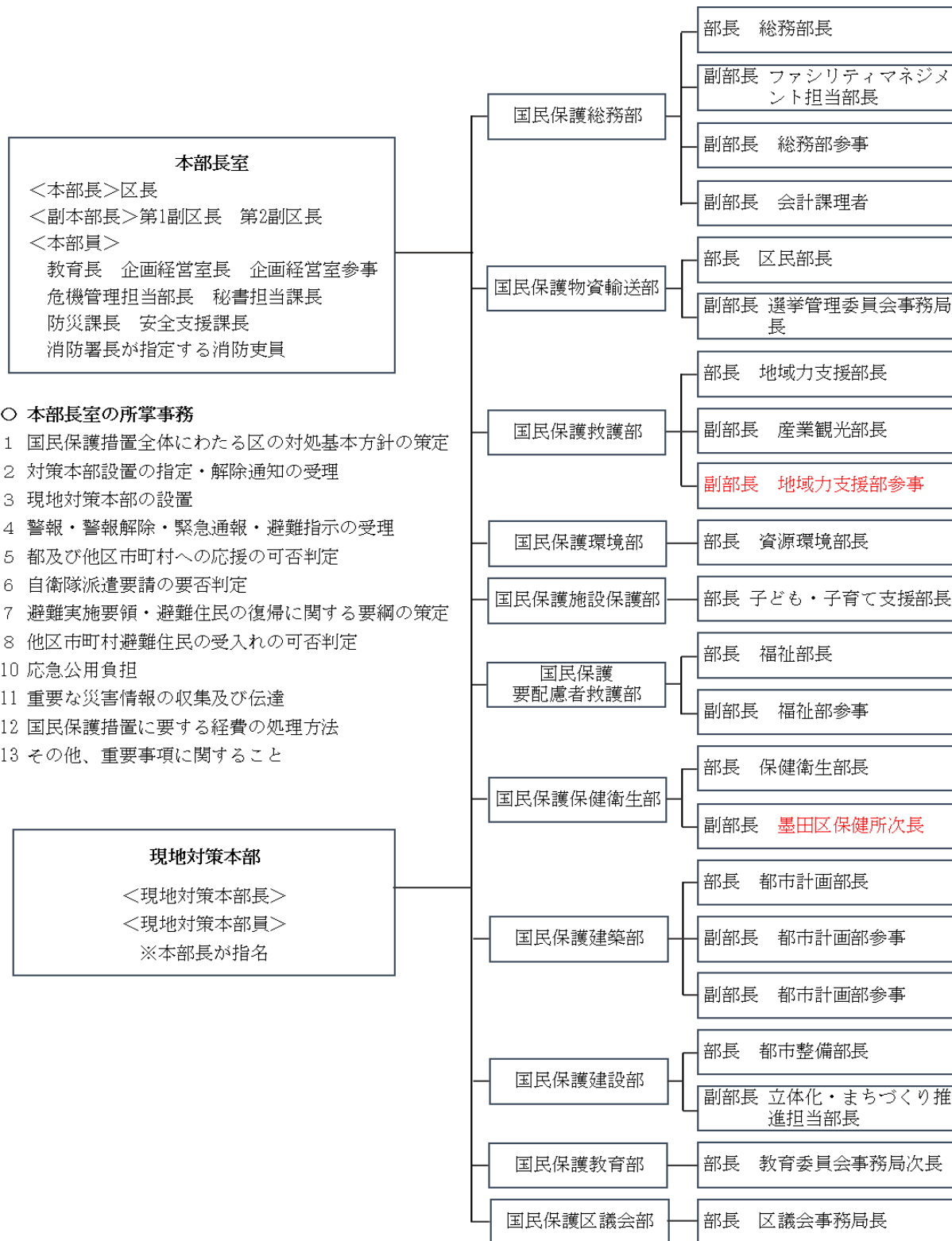
(3) 区対策本部を設置すべき区の指定の要請等

区長は、区に対して区対策本部を設置すべき区の指定が行われていない場合において、区における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、都知事を経由して内閣総理大臣に対し、区対策本部を設置すべき区の指定を行うよう要請する。

(4) 区対策本部の組織構成及び機能

区対策本部の組織構成及び各組織の機能は、以下のとおりとする。

【墨田区国民保護対策本部の組織】



区対策本部本部長室における決定内容等を踏まえて、各部・隊において措置を実施するものとする。

(区対策本部には、各部・隊から連絡要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。))。

【国民保護対策本部の体制及び各部・隊の武力攻撃事態における分掌事務】

	機関の名称	事務または業務の大綱
本部長室事務局	【企画情報隊】 ☐ 都市計画部危機管理担当 防災課 安全支援課 企画経営室 行政経営担当	①本部長室の庶務に関する事。 ②被害情報等の情報総括に関する事。 ③本部指令等の伝達に関する事。 ④都、関係機関及び国民保護対策本部各部との連絡調整並びに通信の総括に関する事。 ⑤災害救助法の適用要請に関する事。 ⑥災害復旧計画の企画立案に関する事。 ⑦災害復興本部準備室の設置に関する事。 ⑧国民保護対策本部の運営に関する事。 ⑨警報、緊急通報及び避難の指示の伝達及び通知に関する事。 ⑩安否情報の提供及び知事への報告に関する事。 ⑪武力攻撃災害の兆候に関する知事への通知に関する事。 ⑫特殊標章等の交付及び使用許可に関する事。 ⑬土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用に係る損失補償に関する事。 ⑭気象情報の把握及び伝達に関する事。
	【秘書隊】 ☐ 企画経営室 秘書担当	① 本部長・副本部長の秘書に関する事。 ② 本部長室他隊の活動支援に関する事。
	【受援隊】 ☐ 企画経営室 政策担当 ☐ ファシリティマネジメント担当 財産管理課	①都からの受援に関する事 ②協定締結自治体からの受援に関する事 ③本部長室事務局他隊の活動支援に関する事
	【広報隊】 ☐ 企画経営室 広報広聴担当	①災害に関する広報広聴及び被災者相談に関する事。 ②報道機関との連絡に関する事。 ③災害状況その他の記録に関する事。

	機関の名称	事務または業務の大綱
国民保護総務部	【総務隊】 ☐ 総務部 総務課 法務課	①部の庶務及び本部等との情報連絡に関すること。 ②庁舎の管理に関すること。 ③車両、舟艇等の調達及び配車に関すること。 ④民間協力団体の受入れと派遣に関すること。 ⑤協力団体への要請に関すること。 ⑥災害時ボランティアの派遣に関すること。 ⑦部内各隊に属さないこと。 ⑧他の部に属さないこと。
	【人事隊】 ☐ 総務部 職員課	①本部職員の動員に関すること。 ②労働力の供給に関すること。 ③本部職員の応急手当及び救護に関すること。 ⑤本部職員の給食に関すること。 ⑥本部職員の給与に関すること。 ⑧国民保護業務従事職員の災害補償に関すること。 ③本部職員の身分及び服務に関すること。 ⑦本部職員の健康管理に関すること。
	【人権隊】 ☐ 総務部 すみだ人権同和・男女 共同参画事務所 社会福祉会館 すみだ共生社会推進センター	①人権問題等の相談に関すること。 ②女性のための相談に関すること。 ③人権施策、男女共同参画の普及・啓発に関すること。 ④区立保育園・認定こども園への援助活動に関すること。 [社会福祉会館]
	【罹災・搜索隊－罹災班】 ☐ 区民部 窓口課（住民異動） 出張所	①施設の管理及び利用者の保護に関すること。[各出張所] ②被災者生活再建支援に関すること。 ③出張所事務要領に定める実態調査管轄区域内における被害状況等の情報収集及び報告に関すること。 ④ 住家被害認定調査及び罹災台帳の作成に関すること。 ⑤罹災証明書の交付に関すること。 ⑥ 区立保育園・認定こども園への援助活動に関すること。 [各出張所] ⑦ 指定管理施設との連絡に関すること。[緑・東向島出張所]

機関の名称	事務または業務の大綱
【罹災・捜索隊－捜索班】 ☐ 区民部 窓口課（庶務・照明・戸籍）	①遺体の捜索に関する事。 ②遺体収容所の設置に関する事。 ③遺体収容所への遺体の搬送に関する事。 ④遺体の一時保存に関する事。 ⑤遺体の火葬の取扱いに関する事。 ⑥遺族への遺骨引渡しに関する事。 ⑦身元不明遺体の取扱いに関する事。 ⑧部内各隊の救護活動の支援に関する事。 ⑨罹災台帳の作成に関する事。 ⑩罹災者証明の交付に関する事。
国民保護総務部 【財務・経理隊】 ☐ 企画経営室 財政担当 ☐ 総務部 契約課 ☐ 会計管理室 ☐ 福祉部 地域福祉課	①国民保護措置に係る予算に関する事。〔財務班〕 ②国民保護措置に係る物資、器材等の調達に関する事。〔契約班〕 ③工事に関する事。〔契約班〕 ④支出命令書等の審査及び現金の出納に関する事。〔会計管理班〕 ⑤義援品の受領、出納、保管等に関する事。〔会計管理班〕 ⑥義援金の受領、出納、保管等に関する事。〔会計管理班〕 ⑦契約班調達物資の出納に関する事。〔会計管理班〕 ⑧災害弔慰金の支給に関する事。〔被災者支援班〕 ⑨災害障害見舞金の支給に関する事。〔被災者支援班〕 ⑩災害救護資金の貸付けに関する事。〔被災者支援班〕 ⑪被災者生活再建支援金の支給に関する事。〔被災者支援班〕 ⑫すみだボランティアセンターの維持管理に関する事。〔被災者支援班〕 ⑬隊内の他の班に属さないこと。〔財務班〕 ⑭国民保護措置の実施に必要な資機材等の出納に関する事。〔会計管理班〕

機関の名称	事務または業務の大綱
国民保護物資輸送部 【第1～3物資輸送隊】 ☐ 区民部 国保年金課 ☐ 企画経営室 ICT推進担当 ☐ 選挙管理委員会事務局 ☐ 監査委員事務局	①部の庶務及び本部等との情報連絡に関すること。[第1物資輸送隊] ②輸送用車両、物資運搬作業機器及び運転者調達の要請に関すること。 ③物資輸送計画の策定及び輸送ルートを選定に関すること。 ④地域内輸送拠点の開設・運営に関すること。 ⑤倉庫管理者の派遣に関すること ⑥給水の要請に関すること。 ⑦飲料水及び食糧品の輸送に関すること。 ⑧生活必需品、燃料等の輸送に関すること。 ⑨情報システム機器の復旧に関すること。[第2物資輸送隊] ⑩その他の備蓄物資及び資器材の輸送に関すること。 ⑪義援品の輸送に関すること。 ⑫避難住民の運送計画の策定及び運送ルートを選定に関すること。
国民保護救護部 【管理隊】 ☐ 地域力支援部 地域活動推進課 【第1～7収容隊】 ☐ 総務部 総務課（統計係） ☐ 地域力支援部 地域活動推進課 文化芸術振興課 ☐ 産業観光部 産業振興課 経営支援課 ☐ 区民部 税務課 ☐ 福祉部 地域福祉課 生活福祉課（保護第七・医療） ☐ 子ども・子育て支援部 子育て支援課 指導検査課 ☐ 資源環境部 環境保全課 ☐ 教育委員会事務局 学務課 地域教育支援課	①部の庶務及び本部等との情報連絡に関すること。 ②各収容隊との連絡調整に関すること。 ③他部との連絡調整に関すること。 ①避難所等への職員の派遣に関すること。 ②罹災者の救護及び受入れに関すること。 ③避難場所又は一時滞在施設への避難誘導に関すること。 ④避難所の開設及び運営に関すること。 ⑧食糧品の供給に関すること。 ⑨飲料水・生活用水の供給に関すること。 ⑩生活必需品の供給に関すること。 ⑪収容施設の消毒、避難者の防疫等への協力に関すること。 ⑫自隊の業務進捗状況の把握及び報告に関すること。[各隊1班] ⑬指定管理者施設の確認及び指示に関すること。[指定管理者施設を所管する隊] ⑭日本語のわからない外国人保護に関すること。[各隊1班] ⑮文化財の保護に関すること。[第5収容隊] ⑯避難行動要支援者の確認に関すること。[第6収容隊第2班] ⑰避難住民の避難及び復帰のための誘導に関すること。[全収容隊]

機関の名称		事務または業務の大綱
国民保護救護部	(前頁から続き)	⑮避難誘導する場合の警告及び指示に関する事。 ⑯安否情報の収集に関する事。 ⑰生活関連物資等の価格安定措置に関する事。
	【保護隊】 ☐ 福祉保健部 生活福祉課(管理、保護第一～六)	①部内各隊の救護活動の支援に関する事。[管理班] ②発災後の生活困窮者の実態把握及び援護に関する事。 ③生活保護制度に基づく保護等に関する事。 ④隊内の他の班に属さない事。
	【帰宅困難者対策隊】 ☐ 産業観光部 観光課 ☐ 福祉保健部 生活福祉課(自立支援、経理)	①情報収集に関する事。 ②一斉帰宅の抑制に関する事。 ③駅前滞留者対策協議会現地対策本部の設置運営に関する事。 ④一時滞在施設等の開設に関する事。 ⑤一時滞在施設等への職員の派遣に関する事。 ⑥一時滞在施設等への避難誘導に関する事。 ⑦一時滞在施設等に滞在する帰宅困難者への対応に関する事。 ⑧帰宅困難者の帰宅誘導に関する事(4日目以降)。 ⑨部内の救護活動の支援に関する事。 ⑩部内各隊の教育活動支援に関する事。
国民保護環境部	【環境保全隊】 ☐ 資源環境部 環境保全課 環境政策課	①部の庶務及び本部等との情報連絡に関する事。 ②二次災害の防止に関する事。 ③清掃隊への支援に関する事。 ④部内の他の隊に属さない事。 ⑤隊内の他の班に属さない事。[第1班]
	【清掃隊】 ☐ 資源環境部 すみだ清掃事務所	①環境保全隊との連絡調整に関する事。[管理庶務班] ②隊内の連絡調整及び庶務に関する事。[管理庶務班] ③隊内の他の班に属さない事。[管理庶務班] ④災害廃棄物処理実施計画の策定及び調整に関する事。[処理計画調整班] ⑤関係機関との調整及び要請に関する事。[処理計画調整班] ⑥廃棄物収集等の広報に関する事。[処理計画調整班] ⑦被害情報の把握及び収集に関する事。[調査指導班] ⑧災害廃棄物の処理に関する事。[第1・2処理作業班] ⑨区立保育園への援助活動の実施に関する事。[第1・2処理作業班]

第2編 武力攻撃事態等への対処

機関の名称	事務または業務の大綱
国民保護施設保護部 【施設保護隊】 □子ども・子育て支援部 子ども施設課 子育て政策課 子育て支援総合センター □地域力支援部 スポーツ振興課 □教育委員会事務局 地域教育支援課 ひきふね図書館	①部の庶務及び本部等との情報連絡に関すること[第1施設保護隊第1班] ②施設被害状況等の集約に関すること。[第1施設保護隊第1～2班] ③他の部の災害対策活動に関すること。[第1施設保護隊第1～2班] ④施設利用者の保護に関すること。[第1施設保護隊第3班～、第2～3施設保護隊] ⑤施設及び周辺被害の調査に関すること。[第1施設保護隊第3班～、第2～3施設保護隊] ⑥施設の保全及び管理に関すること。[第1施設保護隊第3班～、第2～3施設保護隊] ⑦他の部の実施する国民保護措置の支援に関すること。[第1施設保護隊第3班～、第2～3施設保護隊] ⑧区立保育園・認定こども園への援助活動の実施に関すること。[第1施設保護隊第3班～、第2～3施設保護隊] ⑨臨時休園（休館）の措置に関すること。[第1施設保護隊第3班～、第2～3施設保護隊] ⑩退避の指示に係る措置の実施に関すること。[第1施設保護隊第3班～、第2～3施設保護隊] ⑪警戒区域の設定に係る警戒区域への立入りの制限又は禁止及び警戒区域から退去命令の実施に関すること。[第1施設保護隊第3班～、第2～3施設保護隊]
国民保護要配慮者救護部 【要配慮者救護隊】 □福祉保健部 介護保険課 高齢者福祉課 障害者福祉課 すみだふれあいセンター すみだ障害者就労支援総合センター	①部の庶務及び本部等との情報連絡に関すること。[第1班] ②障害者・高齢者施設との連絡調整に関すること。 ③避難行動要支援者の安否確認及び救護に関すること。 ④要配慮者救護所の開設・運営に関すること。 ⑤福祉避難所の開設・運営に関すること。 ⑥ボランティアの派遣要請及び受入れに関すること。 ⑦施設利用者等の保護に関すること。[ふれあいセンター、障害者就労支援センター] ⑧施設の保全及び管理に関すること。[ふれあいセンター、障害者就労支援センター] ⑨部内の救護活動の支援に関すること。[ふれあいセンター、すみだ障害者就労支援センター] ⑩区立保育園への援助活動の実施に関すること。[ふれあいセンター]

機関の名称	事務または業務の大綱
【管理隊】 ☐ 保健衛生部 保健計画課 生活衛生課 保健予防課	①部の庶務及び本部等との情報連絡に関すること ②医療救護活動拠点の設置・運営に関すること ③都及び関係団体との連携調整に関すること ④人員調整等に関すること ⑤保健衛生に係る計画及び広報に関すること ⑥医療・防疫用資器材の調達及び備蓄に関すること ⑦災害薬事センターの設置・運営に関すること ⑧要配慮者の食支援の管理に関すること。 ⑨受援調整に関すること。 ⑩医療救護活動に係る情報管理・分析に関すること。 ⑪医療提供に係る調整、連携に関すること ⑫避難所救護所の運営、関係機関との調整に関すること ⑬すみだ保健子育て総合センターの安全確保・避難誘導に関すること ⑭赤十字標章等の使用に関する知事に対する許可申請に関すること。 ⑮危険物資等による汚染拡大の防止措置に関すること。 ⑯区立保育園への援助活動の実施に関すること。
【緊急医療救護所隊】 ☐ 保健衛生部 全課	①医療救護所の設置・運営に関すること
【生活衛生隊】 ☐ 保健衛生部 生活衛生課	①ペットの同行避難に関すること ②巡回保健活動に関すること ③ねずみ族・昆虫等の駆除及び消毒に関すること。 ④動物の保護・管理に関すること。 ⑤飲料水等の衛生指導及び毒劇物等の管理に関すること。 ⑥食品衛生の指導に関すること。
【防疫医療隊】 ☐ 保健衛生部 保健予防課	①情報の収集及び提供、並びに部内各隊との連絡に関すること。 ②防疫用資器材の調達及び備蓄に関すること。 ③感染症対策に関すること。 ④メンタルケアに関すること。 ⑤非常時優先業務の調整・実施に関すること
【地域保健隊】 保健衛生部 健康推進課	①相談体制の整備に関すること。 ②災害時避難行動要支援者の支援に関すること。
【保健活動隊】 ☐ 保健衛生部 保健師、管理栄養士、歯科衛生士、衛生監視、事務	①巡回保健活動に関すること ②要配慮者（乳幼児及び高齢者等）の救護に関すること。 ③健康相談・メンタルヘルスケア・衛生管理に関すること。 ④災害時避難行動要支援者の支援に関すること。

第2編 武力攻撃事態等への対処

機関の名称		事務または業務の大綱
国民保護建築部	【第1建築隊】 ☐ 都市計画部 都市計画課	①部の庶務及び本部等との情報連絡に関すること。[情報連絡班] ②区内の主要な都市施設及び公共施設の被害状況の把握及び報告に関すること。[情報連絡班] ③家屋被害概況調査に関すること。[調整支援班] ④家屋被害状況調査（被災度調査）に関すること。（～1カ月程度）[調整支援班] ⑤情報連絡班の活動支援に関すること。[調整支援班] ⑥部内の他の隊に属さないこと。[調整支援班]
	【第2建築隊】 ☐ 都市計画部 住宅課 密集市街地整備推進課	①区管理住宅の被害状況の確認に関すること。 ②応急仮設住宅の設置及び管理の計画に関すること。 ③応急仮設住宅の設営及び管理に関すること。 ④公的住宅及び民間住宅の提供に関すること。 ⑤隊内の他の班に属さないこと。[第1班] ⑥設備及び物件の除去、保安等の事前措置に関すること。 ⑦土地、建物その他の工作物の一時使用又は土地、竹木その他の物件の使用及び収用並びに工作物等の除去及び保管に関すること。
	【第3建築隊】 ☐ 都市計画部 建築指導課 不燃・耐震促進課	①被災建築物の応急危険度判定に関すること。 ②被災家屋等の補強工作及び応急修理、その他被害予防の指導に関すること。 ③被災宅地の応急危険度判定に関すること。 ④設備及び物件の除去、保安等の事前措置に関すること。 ⑤土地、建物その他の工作物の一時使用又は土地、竹木その他の物件の使用及び収用並びに工作物等の除去及び保管に関すること。
	【営繕隊】 ☐ ファシリティマネジメント担当 公共施設マネジメント推進課	①情報の収集及び連絡調整、報告に関すること。[第1班] ②避難所等の調査、応急修理、補強工作に関すること。 ③応急仮設住宅の設計と発注に関すること。

機関の名称		事務または業務の大綱
国民保護建設部	【庶務隊】 ☐ 都市整備部 都市整備課 ☐ 立体化・まちづくり推進担当 立体化推進課 拠点整備課 まちづくり調整課	①本部及び巡検隊等との情報連絡に関する事。 ②応急復旧計画の策定に関する事。 ③工作協力隊への協力要請等に関する事。 ④災害復旧事業に関する事。 ⑤公共土木施設の被害状況の調査、集約及び報告に関する事。 ⑥河川及び護岸の安全対策計画の作成に関する事。 ⑦注意を要する箇所のパトロールに関する事。
	【巡検隊】 ☐ 都市整備部 土木管理課 道路・橋りょう課 公園課	①工事現場の安全対策に関する事。 ②河川、道路、公園等のパトロールに関する事。 ③道路、公園等の障害物の排除に関する事。 ④公共土木施設（占用物件含む）の安全対策並びに被害状況の調査及び報告に関する事。 ⑤河川、護岸の安全対策に関する事。 ⑥応急復旧工事に関する事。
国民保護教育部	【庶務隊】 ☐ 教育委員会事務局 庶務課 すみだ教育研究所	①部の庶務及び本部等との情報連絡に関する事。〔第1班〕 ②学校及び幼稚園施設の被害状況集約及び応急復旧に関する事。 ③園児、児童及び生徒の被災状況調査に関する事。 ④災害復旧事業に関する事。
	【学校教育隊】 ☐ 教育委員会事務局 学務課	①学用品等の調達及び供給に関する事。 ②被災校への給食及び保健衛生指導に関する事。
	【学校施設隊】 ☐ 教育委員会事務局 指導室	①教職員の避難所運営の支援要請に関する事。 ②応急教育計画の作成に関する事。 ③隊内の他の班に属さないこと。〔第1班〕
国民保護区議会部	【区議会隊】 ☐ 区議会事務局	①部の庶務及び本部等との情報連絡に関する事。 ②区議会議員の安否確認に関する事。 ③区議会との連絡調整に関する事。

【参考】東京消防庁における分掌事務（東京都国民保護計画抜粋）

東京消防庁	1 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること。 2 消火、救助・救急に関すること。 3 危険物等の措置に関すること。 4 避難住民の誘導に関すること。 5 警報伝達の協力に関すること。 6 消防団との連携に関すること。 7 生活関連等施設の安全確保に対する協力に関すること。 8 前各号に掲げるもののほか、消防に関すること。
-------	---

(5) 区対策本部における広報等

区は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、区対策本部に広報広聴体制を整備する。

ア 広報隊の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、国民保護総務部に広報隊を設置し、広報を一元的に行う。

イ 住民への広報

(ア) 広報内容

- ・ 警報、避難の指示、緊急通報、退避の指示、警戒区域の設定など緊急に区民に伝達する必要があるもの
- ・ 国民保護措置の実施状況及び今後の見通し
- ・ 被害状況、関係機関の諸活動（治安、救助、消防、警備等）
- ・ 避難誘導その他必要事項
- ・ 事故の防止、防疫についての注意
- ・ 交通、運輸の状況
- ・ その他必要な事項

(イ) 広報手段

- ・ 既存の広報資器材（防災行政無線、電子メール、ケーブルテレビ、ホームページ等）を活用し、臨時広報等を行うとともに、多様なメディアの活用も検討し、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。また、関係機関及び民間団体の協力を得て実施する。
- ・ 広報時期及び内容の選択に注意し、関係機関との相互連絡を密にする。

ウ 報道機関への発表

- ・ 報道機関に対して武力攻撃災害に関する情報その他必要な事項を発表する場合は、あらかじめ関係機関と連絡協議し、正確な事項、内容を発表する。
- ・ 発表に当たっては、特にその適正を期すること。
- ・ 放送事業者に対して放送の依頼を行うに当たっては、放送の可否、放送の形式、内容等について、各事業者の自主性を十分に尊重するものとする。
- ・ 発表責任者は、国民保護総務部広報隊長とする。

エ 広報時における留意事項

- ・ 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。
- ・ 区対策本部において重要な方針を決定した場合など、広報する情報の重要性等に応じて、区長自ら記者会見を行うこと。
- ・ 都と連携した広報体制を構築すること。

オ 広聴活動

武力攻撃事態等が終息したのち、被災地を巡回して移動相談を実施するとともに、被災地及び避難所等に臨時被災者相談所を設け、相談、要望、苦情等を聴取し、速やかに関係 機関に連絡して早期解決に努力する。

カ 広報記録の作成

災害時における被災地の状況その他を写真等に収め、復旧対策広報活動の資料として活用する。

(6) 区現地対策本部の設置

区長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、都等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、区対策本部の事務の一部を行うため、現地対策本部を設置する。

現地対策本部長や現地対策本部員は、区対策副本部長、区対策本部員その他の職員のうちから区対策本部長が指名する者をもって充てる。

(7) 現地連絡調整所の設置

区は、発生現地において活動する機関が特段の連携を確保する必要がある場合は、都と連携し、各機関の参加を得て、現地周辺に現地連絡調整所を設置する。

《参加機関の例》

都、警察、消防、医療機関、自衛隊など現地で活動している機関

《実施内容》

- ・ 被災状況や各機関の活動状況の把握
- ・ 各機関が有する情報の共有
- ・ 現地における活動（避難誘導の実施等）の連携のための調整 等

区は、既に都又は関係機関により現地連絡調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

(8) 区対策本部長の権限

区対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 区の区域内の国民保護措置に関する総合調整

区対策本部長は、区の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、区が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

イ 都対策本部長に対する総合調整の要請

区対策本部長は、特に必要があると認めるときは、東京都国民保護対策本部長（以下「都対策本部長」という。）に対して、都並びに指定公共機関及び指定地方公共機

関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。^(*) また、区対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都対策本部長に対して、国の対策本部長が、指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。この場合において、区対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

ウ 情報の提供の求め

区対策本部長は、都対策本部長に対し、区の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

区対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、区の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

オ 区教育委員会に対する措置の実施の求め

区対策本部長は、区教育委員会に対し、区の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。この場合において、区対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(9) 区対策本部の廃止

区長は、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び都知事を経由して区対策本部を設置すべき区の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、区対策本部を廃止する。

3 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

区は、災害時優先電話、携帯電話、地域系・移動系区防災行政無線等の可搬式通信回線若しくは、インターネット、L GWAN（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、区対策本部と区現地対策本部、現地連絡調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

区は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに都を通じて総務省消防庁にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

区は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

^(*) 運送事業者である一の指定地方公共機関に対し、複数の区市町村から避難住民の運送の求めがなされた場合の調整など

4 特殊標章等の交付及び管理

区長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付け内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき平素に作成しておいた交付要綱により、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

(1) 区長

- ・ 区の職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 区長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 区長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 水防管理者

- ・ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

なお、国民保護措置に係る職務を行う消防団員に交付する特殊標章等の交付要綱の作成、特殊標章等の交付及び使用に係る事務は、消防総監が行うこととされている。

第3章 関係機関相互の連携

区は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、都、他の区市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と区市町村との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・都の対策本部との連携

(1) 国・都の対策本部との連携

区は、都対策本部や、都を通じ国対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催^(*)する場合、または、都対策本部長から都対策本部本部派遣員として区職員の派遣の求めがあった場合は、職員を派遣し、国民保護措置に関する情報共有及び相互協力に努めるものとする。

(2) 国・都の現地対策本部との連携

区は、国・都の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、都・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 都知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 都知事等への措置要請

区は、区の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都知事その他都の執行機関（以下「都知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、区は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 都知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

区は、区の区域に係る国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、都知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長へ、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

区は、区の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、区は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

(*) 国の現地対策本部長は、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力するため、必要に応じ、現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会を開催するものとされている。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- ア 区長は、区の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、都知事に対し、防衛大臣に対する自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求める（国民保護等派遣）^(*)。また、通信の途絶等により都知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、努めて東京地方協力本部長又は区の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあつては東部方面総監、海上自衛隊にあつては横須賀地方総監、航空自衛隊にあつては作戦システム運用隊司令を介し、防衛大臣に連絡する。
- イ 区長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動^(**)により出動した部隊とも、区対策本部及び現地連絡調整所において緊密な意思疎通を図る。
- ウ 区は、住民の避難が必要となる場合において、自衛隊の侵害排除措置が行われるときは、避難住民の混乱の発生を防止するため、避難経路の選定等について、自衛隊から派遣された連絡官を通じ、また、関係機関（都、警視庁等）と十分に協議する。

4 他の区市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の区市町村長等への応援の要求

- ア 区長その他の執行機関（以下、この章において「区長等」という。）は、国民保護措置を実施するため必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の区市町村長等に対して応援を求める。
- イ 応援を求める区市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 都への応援の要求

区長等は、国民保護措置を実施するため必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、都知事等に対し応援を求める。

(3) 事務の一部の委託

- ア 区が、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
- ・ 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- イ 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、区は、上記事項を公示するとともに、都に届け出る。また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の委託の廃止を行った場合は、区長はその内容を速やかに区議会に報告する。

^(*) 武力攻撃事態等においては、自衛隊は、その主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動に支障のない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施するものである点に留意する。

^(**) 内閣総理大臣の命令に基づく治安出動（自衛隊法第78条）及び都知事の要請に基づく治安出動（自衛隊法第81条）

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 派遣要請

区は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 要請の手順

区は、(1)の要請を行うときは、都を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、都を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 区を行う応援等

(1) 他の区市町村に対して行う応援等

ア 区は、他の区市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 他の区市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、区長は、所定の事項を区議会に報告し、また区は公示を行い、都に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

区は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 住民防災組織等に対する支援等

(1) 住民防災組織に対する支援

区は、住民防災組織による警報の内容の伝達、住民防災組織による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、住民防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

区は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、区は、安全の確保が十分であると判断した場合には、都と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア受入窓口等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受け入れ

区は、都や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入を希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

区は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。^(*)この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

なお、当該協力は、住民の自発的意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

- ・ 避難住民の誘導
- ・ 避難住民等の救援
- ・ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ・ 保健衛生の確保

^(*) 要請に当たり、強制にわたることがあってはならない。（国民保護法第4条）

第4章 国民の権利・利益の救済に係る手続

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

区は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1・5項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)	

※ 表中の「法」は、「国民保護法」を示す。

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

区は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、墨田区文書管理規程（平成16年墨田区訓令第11号）等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

区は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には、保存期間を延長するように配慮する。

第5章 警報及び避難住民の誘導等

第1 警報の内容の伝達等

区は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の内容の伝達及び通知等に 必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達・通知

(1) 警報の内容の伝達等

ア 区は、都から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定めた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民、関係のある公私の団体（消防団、住民防災組織、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。警報の内容の伝達に当たっては、警察、消防等関係機関の協力を得るものとする。

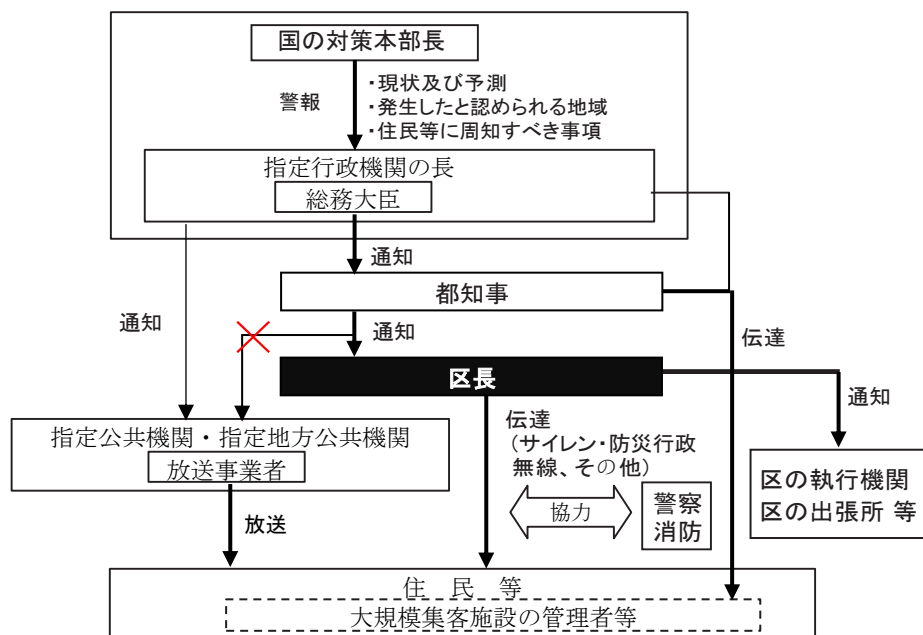
イ 区は、都と協力して、区内の大規模集客施設について、あらかじめ定めた伝達先へ速やかに警報の内容を伝達する。 (*)

(2) 警報の内容の通知

ア 区は、区の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、児童館、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。

イ 区は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、区のホームページ（<http://www.city.sumida.lg.jp>）に警報の内容を掲載する。

【区長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組】



(*) 都は業界団体や本社等に、区は各事業所等に伝達することを基本とする。

2 警報の内容の伝達方法

(1) 伝達方法

警報の内容の伝達方法については、現在区が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に区が含まれる場合

原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、防災行政無線（同報系・地域系）により武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。さらに、携帯電話・パソコンへのメール配信、広報車の使用、住民防災組織・連絡員による各世帯等への伝達、ケーブルテレビの活用、ホームページの活用、災害時優先電話の使用などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に区が含まれない場合

(ア) 原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線（同報系・地域系）やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。また、広報車の使用、住民防災組織・連絡員による各世帯等への伝達、携帯電話・パソコンへのメール配信、ケーブルテレビの活用、災害時優先電話の使用などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

(イ) 区長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

(2) 関係機関との連携

区長は、警報の内容の伝達に当たり、東京消防庁（消防署）の協力が得られるよう、その消火活動及び救助・救急活動の状況に留意し、緊密な連携を図る。この場合、消防団は、東京消防庁（消防総監又は消防署長）の所轄の下に行動するものとする。

また、区は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標識を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警視庁（警察署）と緊密な連携を図る。

(3) 要配慮者への配慮

警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、要配慮者に対するサイレンの周知や警報発令後にとるべき行動等について普及啓発を行うほか、[墨田区要配慮者避難支援プラン^{\(*\)}](#)の活用、地域住民や住民防災組織による協力・連携体制の確立、要配慮者サポート隊事業の推進、国際交流団体等への協力の要請など、要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(4) 警報の解除

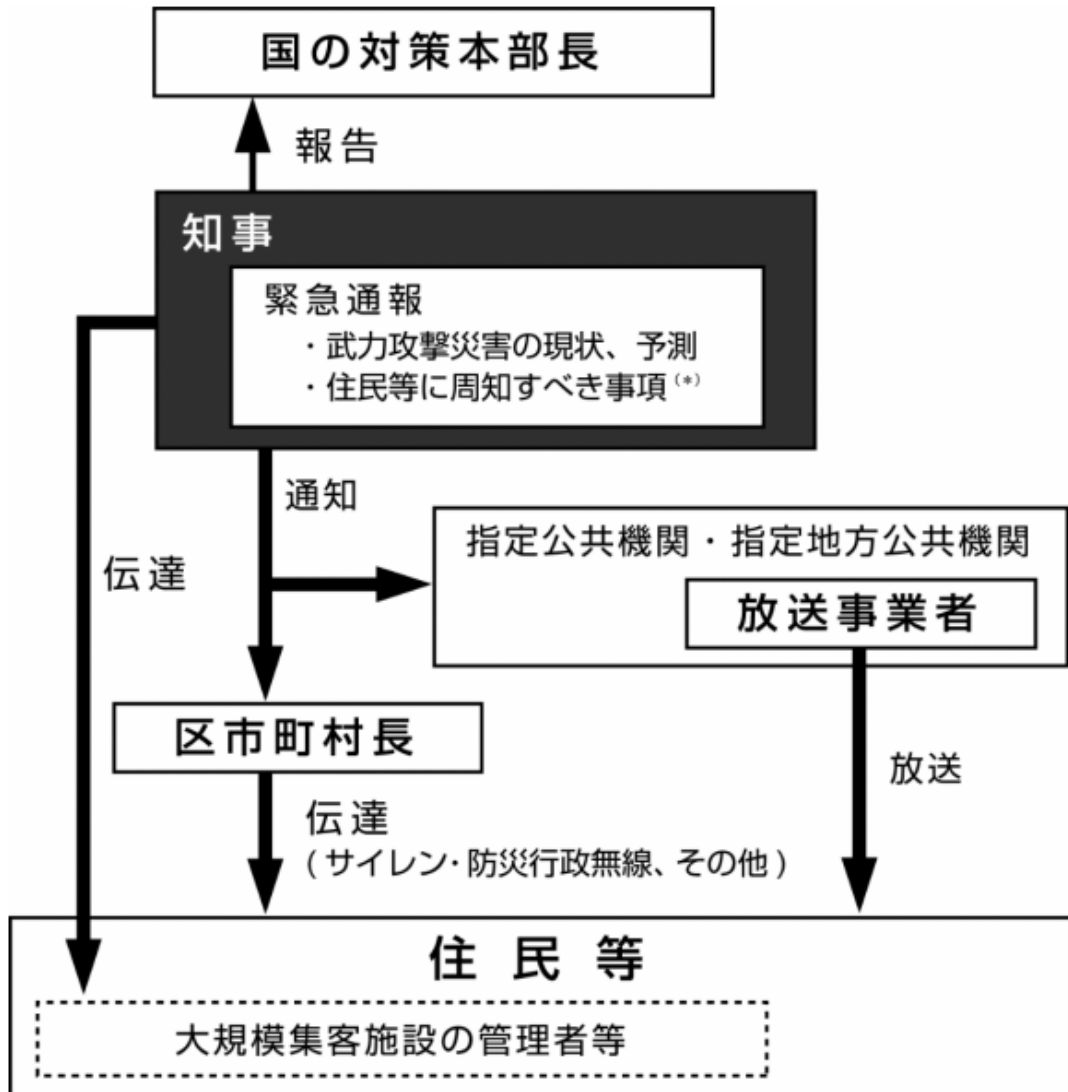
警報の解除の伝達については、警報の内容の伝達と同様に行う。ただし、原則として、サイレンは使用しない。

(*) 要配慮者に関して、避難支援等関係者が連携して避難支援を行うための計画

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の区民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の内容の伝達・通知方法と同様とする。

《緊急通報の発令の概要》



(*) 都の指示に従って落ち着いて行動すること、テレビ・ラジオ等の情報収集手段の確保に努めることなど。

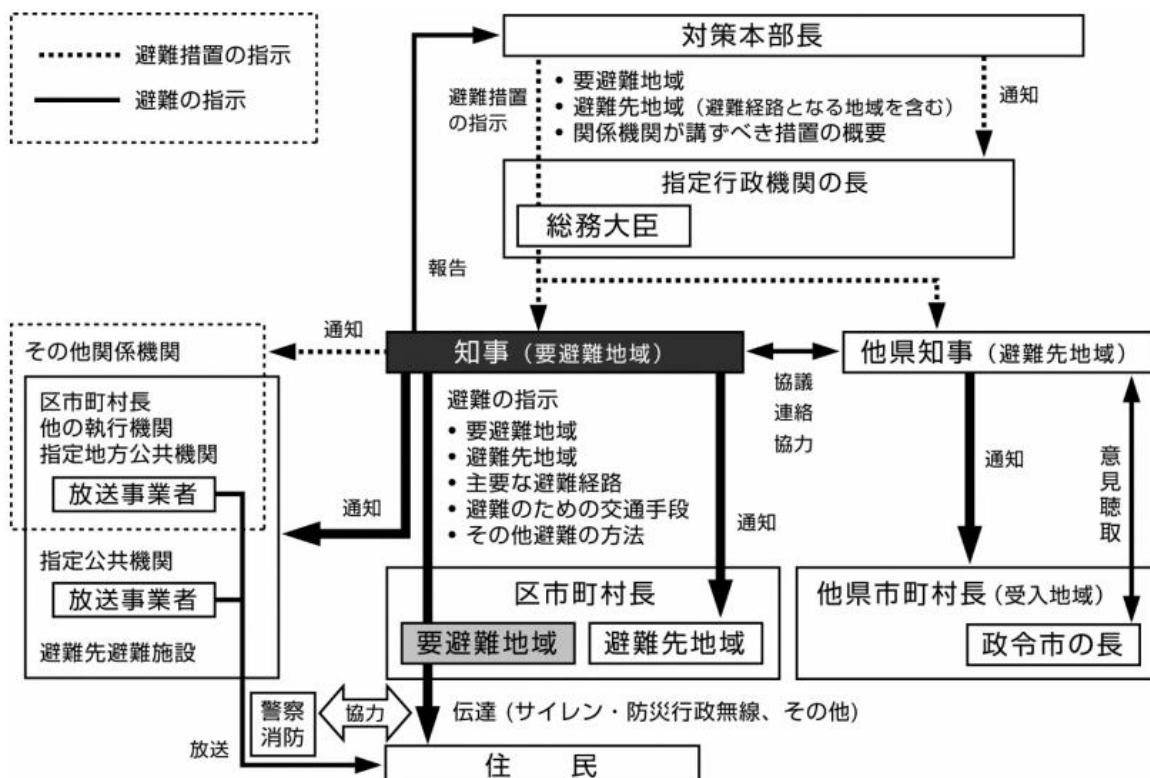
第2 避難住民の誘導等

区は、都の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。区が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の伝達

- ア 区長は、都知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に都に提供する。
- イ 区長は、都知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

《避難の指示の流れ》



2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

ア 区長は、避難の指示を受けた場合は、平素に策定しておいた避難実施要領のパターンを参考にしつつ、各執行機関、都、警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、避難の指示の内容に応じた避難実施要領を的確かつ迅速に策定する。その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

イ 避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他、避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領に記載する項目

区長は、上記法定事項、都国民保護計画に基づき、原則、次に掲げる項目を避難実施要領において定める。

ただし、緊急の場合には、事態の状況等を踏まえて、当初は法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成するなど柔軟に対応する。

- ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- イ 避難先
- ウ 一時集合場所及び集合方法
- エ 集合時間
- オ 集合に当たっての留意事項
- カ 避難の手段及び避難の経路
- キ 区職員の配置等
- ク 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
- ケ 要避難地域における残留者の確認
- コ 避難誘導中の食糧等の支援
- サ 避難住民の携行品、服装
- シ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(3) 避難実施要領の策定における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ア 避難の指示の内容の確認
(地域ごとの避難の時期、優先度、避難の形態)
- イ 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)

- ウ 避難住民の概数把握
- エ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））
- オ 輸送手段の確保の調整（※ 輸送手段が必要な場合）
（都との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定^(*)）
- カ 要配慮者の避難方法の決定（**墨田区要配慮者避難支援**プラン、区対策本部国民保護要配慮者救護部の設置、要配慮者サポート隊の協力）
- キ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ク 職員の配置（各地域への職員の割当て、現地派遣職員の選定）
- ケ 関係機関との調整（現地連絡調整所の設置、連絡手段の確保）
- コ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（都対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針^(**)を踏まえた対応）

(4) 国の対策本部長による利用指針の調整

- ア 区長は、自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用のニーズが競合する場合には、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、都を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。
- イ この場合において、区長は、都を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第12条第2項により準用される同法第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第12条第2項により準用される同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、区の意見や関連する情報をまとめる。

(5) 避難実施要領の内容の伝達等

区長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に係る情報を的確に伝達するように努める。

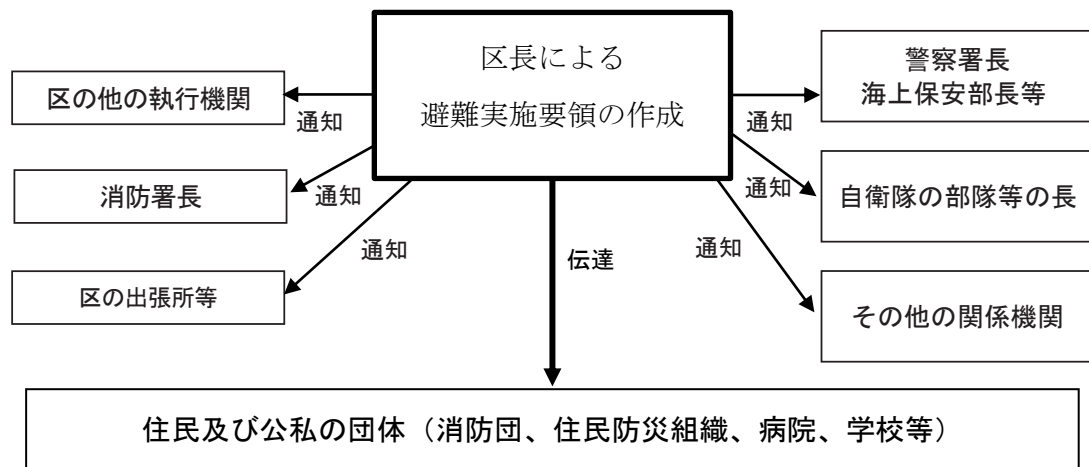
また、区長は、直ちに、その内容を区の他の執行機関、区内の消防署長、警察署長、海上保安部長等及び自衛隊東京地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、区長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

(*) 避難に当たって時間に比較적余裕がある場合、一時避難場所にいったん集まり、当該場所からバス等により移動することが考えられる。

(**) 武力攻撃事態等において、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、国の対策本部長が対処基本方針に基づき定めることができる特定公共施設等の利用に関する指針。国の対策本部長は、利用指針を定める場合には、関係する地方公共団体の長等の意見を聴かなければならないとされている。

《避難実施要領の内容の伝達の流れ》



3 避難住民の誘導

(1) 区長による避難住民の誘導

ア 区長は、避難実施要領で定めるところにより、その職員を指揮し、消防総監（消防署長）及び消防団長と協力して避難住民を避難先地域まで誘導する。

その際、避難実施要領の内容に沿って、住民防災組織、施設管理者等の協力のもと、町会・自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。また、区長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。

また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

イ 夜間は、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 東京消防庁（消防署）との連携

ア 区長は、避難住民の誘導を行うに当たっては、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案した上で、東京消防庁の協力を得て実施する。

なお、区内の消防団は、消防総監又は消防署長の所轄の下に行動するものとする。

イ 区長は、臨時の収容施設の開設に際して、出火防止に係る助言の協力を消防署長に得て実施する。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

区長は、必要があると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

区長は、これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、事態の規模・状況に応じて現地連絡調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 住民防災組織等に対する協力の要請

区長は、避難住民の誘導に当たっては、住民防災組織等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食糧の給与等の実施や情報の提供

区長は、避難住民の誘導に際しては、都と連携して、食糧の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。^(*)

区長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者等要配慮者への配慮

区長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、区対策本部に国民保護要配慮者救護部を設置し、都要配慮者対策統括部と連携しつつ、町会・自治会による要配慮者サポート隊、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

なお、要配慮者の避難に関して、区は、避難所等の拠点までの運送を支援する。

(7) 在留者等への対応

避難住民の誘導に当たる区職員は、警察、消防等とともに、避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難場所等の運営

区は、原則、区内に所在する避難場所及び指定避難所を運営する。

(9) 避難所等における安全確保等

区は、警視庁（警察署）が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに警視庁（警察署）と協力し住民等からの相談に対応するなど住民等の不安の軽減に努める。

区は、その管理する避難所において、施設及び施設内の設備等を適切に保全するものとする。

(10) 動物の保護等に関する配慮

区は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・ 危険動物等の逸走対策
- ・ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護 等

^(*) 要避難地域の区市町村は、避難住民を誘導するときは、必要に応じて、食糧や飲料水の供給などを行うこととされている。

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる区は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 都に対する要請等

ア 区長は、避難住民の誘導に際して食糧、飲料水、医療等が不足する場合には、都知事に対して、必要な支援の要請を行う。その際、特に、都による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

イ また、避難住民の誘導に係る人的・物的な資源配分について他の区と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、都知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

ウ 区長は、都知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

エ 区長は、避難住民の誘導に関して、都の区域を越えて避難誘導を行なう際など本区のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、都知事に対して、避難誘導の補助を要請する。 (*)

(13) 避難住民の運搬の求め等

区長は、避難住民の運送が必要な場合において、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。 (**)

区長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、都を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、都対策本部長に、その旨を通知する。 (***)

(14) 避難住民の復帰のための措置

区長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領（復帰実施要領）を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

4 想定される避難の形態と区による誘導

(1) 突発的かつ局地的な事態の場合

ア 屋外で突発的に発生

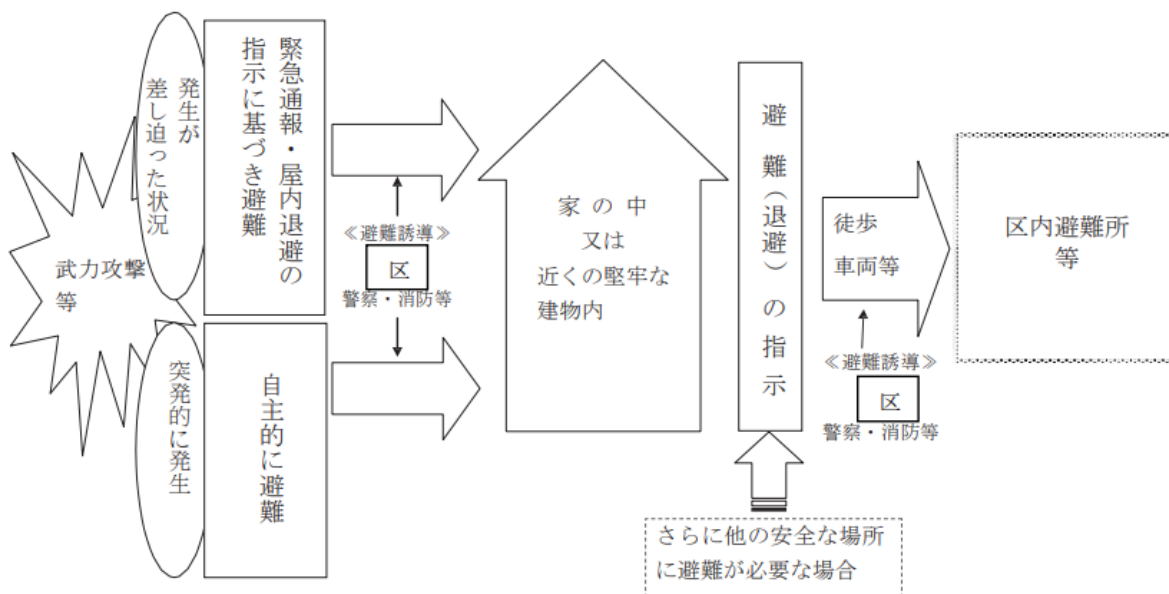
要避難地域となった区は、自主的にあるいは当初の屋内避難（退避）の指示により建物内に避難した住民を、避難の指示等に基づき、避難所等まで誘導する。

(*) 大規模な着上陸侵攻に伴う避難については、避難措置の指示に当たり国により実質的な調整が図られることから、知事間の協議では、基本的に個別の地域の避難住民の割当など細部の調整を図る。

(**) 運送事業者である指定公共機関、指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、避難住民の運送を確保するために必要な措置を講ずるものとされている。また、当該機関は、知事又は区市町村長から避難住民の運送の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとされている。

(***) 指定公共機関については、国の対策本部長が総合調整を行い、なお実施しない場合は、必要に応じ、内閣総理大臣が実施を指示することとされている。また、指定地方公共機関については、運送が的確かつ迅速に実施されない場合は、必要に応じ、都知事が実施を指示することとされている。

【屋外で突発的に発生した事態の避難誘導】



《住民の行動》

(1) 住民のとりべき行動

状況に応じて適切な避難行動をとる。

行政機関から避難の指示が出された場合は、指示に従って落ち着いて行動する。

※ 第5編第4章「4 区民・事業者の皆様に行っていただきたい平素からの備え」(143ページ) 参照（「《弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動について》」、「《武力攻撃の種類などに応じた避難などの留意点》」）

(2) 住民の協力

避難住民その他の者は、避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努める。

※ 協力は住民等の自発的な意思に委ねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

《該当する事態類型と避難上の留意点》

弾道ミサイル攻撃（通常弾頭、BC弾頭）

- 発射後短時間で着弾することが予想されるため、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努める等、迅速な情報伝達等により被害を局限化することが重要である。
- 当初は、できるだけ近くのコンクリート造りの堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設への避難の指示がなされる。

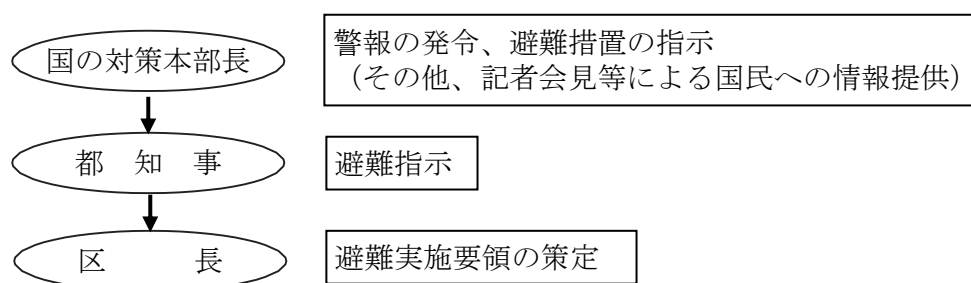
- ・ 区は、ミサイル着弾後、被害内容が判明した後、都知事からの避難の指示の内容に沿って避難実施要領を策定し、避難住民を誘導する。
- ・ 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知する。

弾道ミサイル攻撃（核弾頭）

- ・ 避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び汚染の拡大を防止するため、関係機関と調整し必要な措置を実施する。

（弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ）

- ① 国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示する。



- ② 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発令する。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ・ ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び都知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

ただし、屋外での急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後安全措置を講じつつ適切な避難所に避難させる等の対応が必要である。

- ・ 状況により、退避の指示、警戒区域の設定等時宜に応じた措置が不可欠である。また、政府による事態認定前にゲリラ等の攻撃を受けた場合は、災害対策基本法等既存の法制を活用するなど、柔軟に対応する。
- ・ 当初の避難実施要領の策定に当たっては、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成する。その後、避難所に避難させる場合の同要領の策定は、各執行機関、都、警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要である。

また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地連絡調整所を設けて活動調整に当たる。

航空攻撃（通常爆弾等）

弾道ミサイル攻撃に準じる。

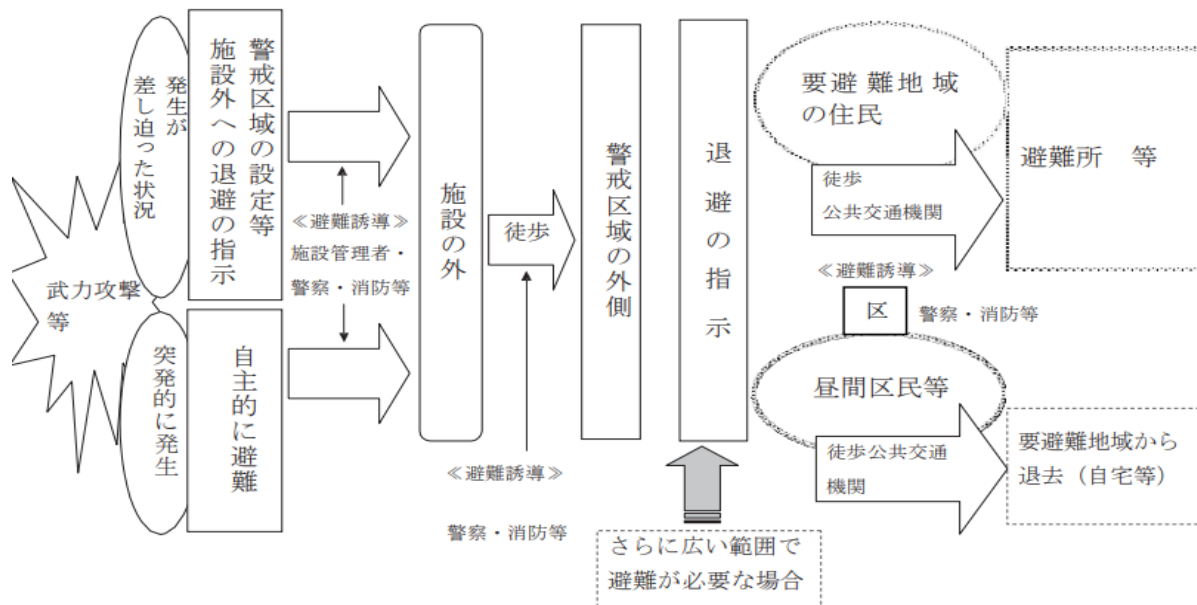
緊急対処事態（大規模テロ等）

大規模テロ等（緊急対処事態）への対処で記述する。

イ 大規模集客施設等内で突発的に発生

区は、避難（退避）の指示により大規模集客施設等から施設外へ避難した住民等を、避難の指示等に基づき、避難所等まで誘導する。

【大規模集客施設等内で突発的に発生した事態の避難誘導】



《該当する事態類型と避難上の留意点》

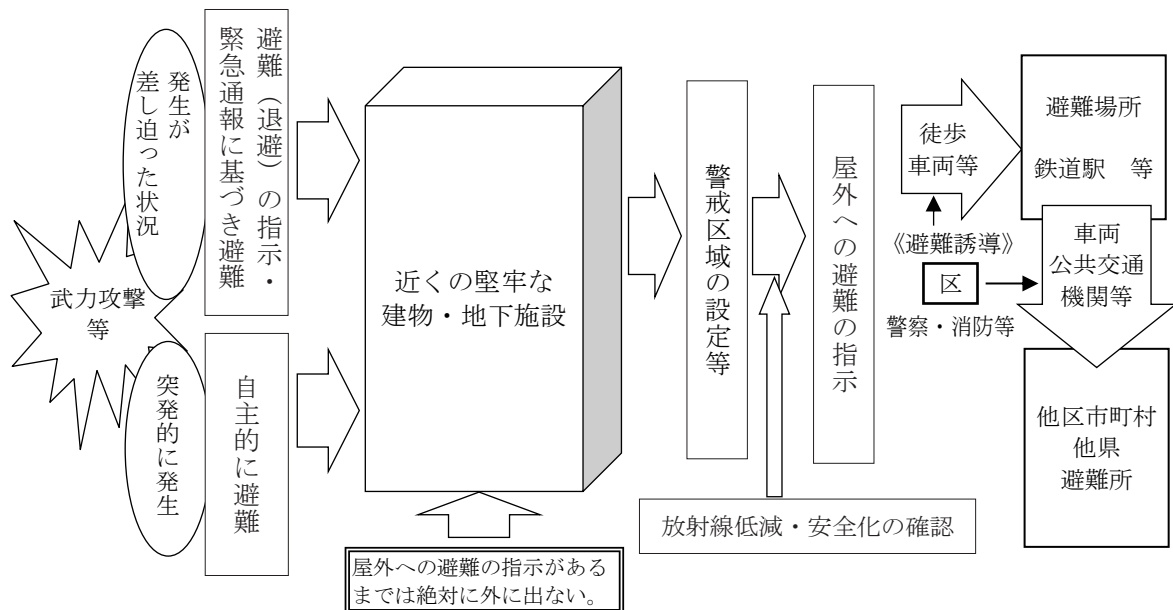
緊急対処事態（大規模テロ等（NBC攻撃を伴う場合を含む））

第4編「大規模テロ等（緊急対処事態）への対処」で記述する。

(2) 突発的かつ広範囲な事態の場合

要避難地域となった区は、屋内に避難した住民等を、避難の指示等に基づき、避難場所等を経て、他区市町村（他県）の避難所まで誘導する。

【突発的かつ広範囲な事態の避難誘導】



《該当する事態類型と避難上の留意点》

弾道ミサイル攻撃（核弾頭）

- ・ 攻撃当初は爆心地周辺から直ちに離れ、近くの堅牢な建物・地下施設等に避難する。
- ・ 一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域への避難の指示がなされる。
- ・ 核爆発に伴う熱線・熱風等による直接の被害を受けないものの放射性降下物の影響を受けるおそれのある地域は、放射線の影響を受けない安全な地域への避難の指示（風下をさけ極力風向きと垂直方向）がなされる。
- ・ 区は、ミサイル着弾後、被害内容が判明した後、都知事からの避難の指示の内容に沿って避難実施要領を策定し、避難住民を誘導する。
- ・ 避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染（防災基本計画（原子力災害対策編）の簡易除染をいう。以下同じ。）その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため、関係機関と調整し必要な措置を実施する。

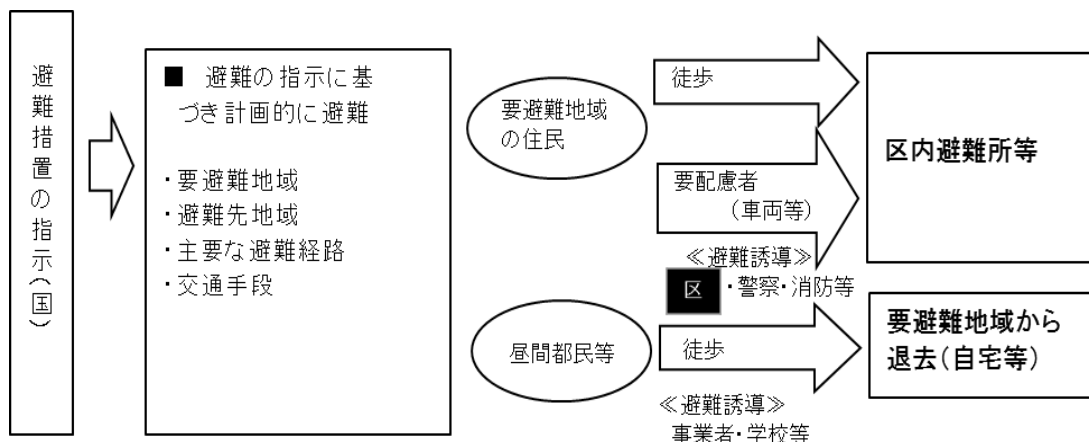
航空攻撃（核弾頭）

弾道ミサイル攻撃（核弾頭）に準じる。

(3) 時間的余裕がありかつ局地的な事態の場合

要避難地域となった区は、避難の指示等に基づき、避難住民を区内の避難所等まで誘導する。

【時間的余裕がありかつ局地的な事態の避難誘導】



《該当する事態類型と避難上の留意点》

ゲリラ・特殊部隊による攻撃（施設占拠に伴う周辺住民の避難等）

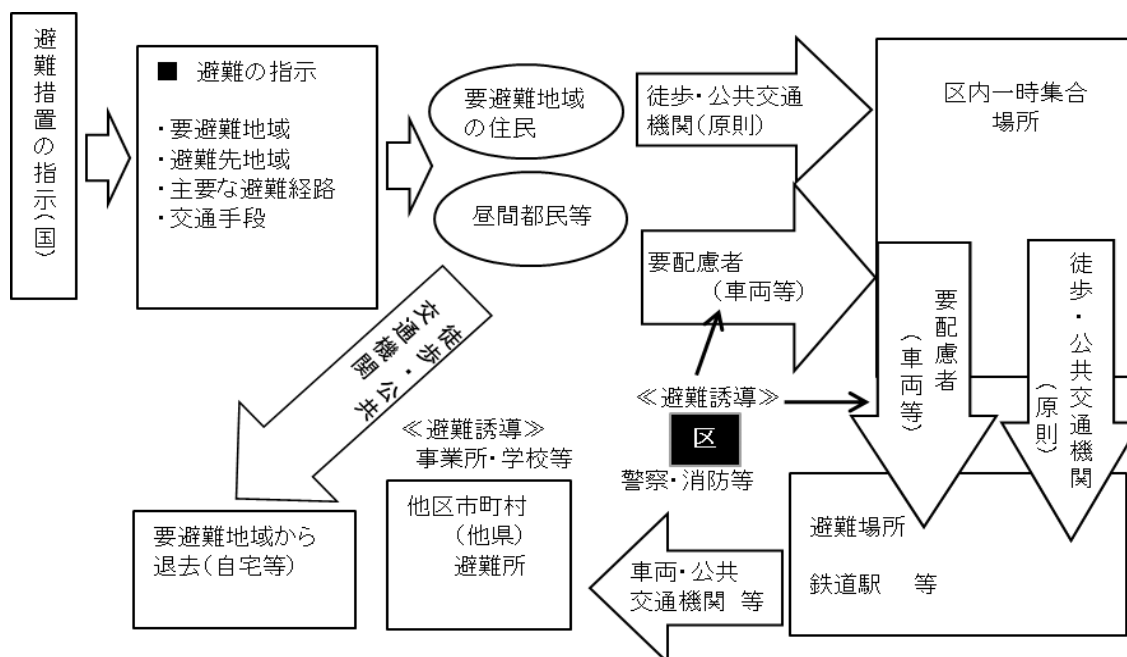
警察等により周辺の安全を確保した上で、それらの避難誘導に従い避難する。

(4) 時間的余裕がありかつ広範囲な事態の場合

避難地域となった区は、避難の指示等に基づき、避難住民を一時集合場所、避難場所等を経て、他の区市区町村（他県）まで誘導する。

避難に当たっては、震災時と同様、住民防災組織を中心に、町会・自治会ごとに一時集合場所に集合し、一定の地域単位ごとに集団を形成したうえで、避難場所等へ誘導する。

【時間的余裕がありかつ広範囲な事態の避難誘導】



《該当する事態類型と避難上の留意点》

着上陸侵攻

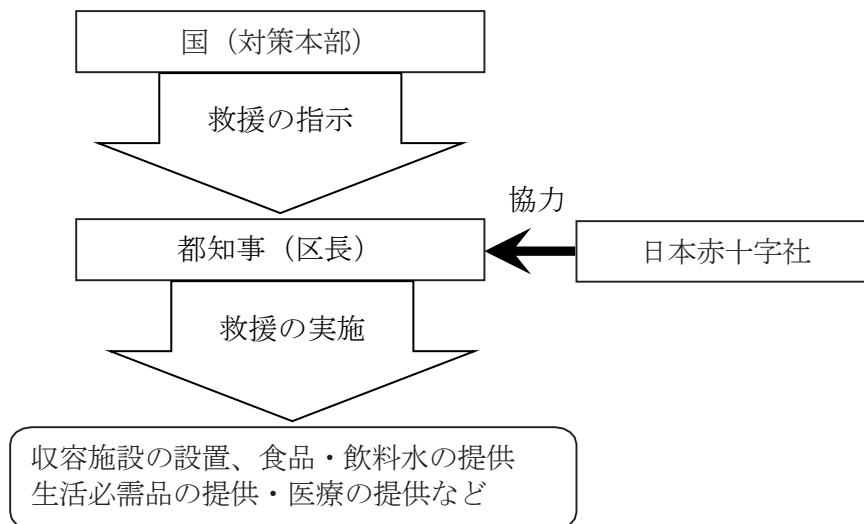
大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、都の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針、それらに基づく都知事による指示等に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めない。

5 帰宅困難者対策

大規模集客施設内で突発的に発生した事態等、電車等の交通機関の停止や自動車の使用禁止等に伴い、帰宅できない人（帰宅困難者）について、行政機関が直接誘導することは極めて困難な場合、地域防災計画に準じた一時滞在施設の確保について、対応する。

第6章 救援



1 救援の実施

(1) 救援の実施

区長は、都とあらかじめ調整した役割分担に基づき都及び関係機関と緊密な連携を図りながら、避難住民や被災住民に対する救援を行う。

(2) 救援の補助

区長は、都知事が実施する救援措置の補助を行う。

【都と区市町村間における役割分担】（東京都国民保護計画から抜粋）

都と区市町村間における主な役割分担は、防災計画における都と区市町村間の役割分担を踏まえ、次のとおりとする。なお、救援に係る措置については、国民保護法上は知事の役割とされているところであるが、国民保護法第76条第1項^(*)の規定に基づき、その一部を区市町村が行うこととするものである。

主な措置	役割分担
避難場所の運営	○ 原則として避難場所が所在する区市町村が運営する。 ○ 必要に応じて都が補完する。
避難所等の運営	○ 避難所・福祉避難所の開設、運営は区市町村が行うこととし、都はこれを補完する。 ○ 都又は民間が管理する大規模施設などの運営は都が行うこととし、区市町村は、これに協力する。

^(*) 国民保護法第76条第1項 都道府県知事は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、その 権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

食料・生活必需品の供給	○ 都による一括調達を原則とし、必要に応じて、都及び区市町村における備蓄品を活用する。 ○ 緊急時における食料・生活必需品は、区市町村の備蓄品（都の事前配置分を含む。）又は調達品をもって充てる。
医療の実施	○ 医療救護所の設置、医療救護班等の派遣は、区市町村が一次的に行い、都は要請に基づき、都医師会等に対する都医療救護班等の派遣要請や広域的な応援要請を行う。 ○ 都は区市町村の要請に基づき医薬品、医療資材の補充を行う。 ○ 区市町村は被災現場から医療救護所までの患者搬送及び医療救護所から災害拠点病院等への患者搬送を実施し、都は医療救護所から災害拠点病院等への患者搬送を実施する。
備蓄	○ 食糧、生活必需品、医薬品等の備蓄は、災害対策用の備蓄を活用する。 ○ N B C 災害への対処として、都は、都が現地に派遣する職員の安全確保のために必要となる資材を備蓄又は調達する。区市町村は、それぞれの地域の特性に応じて資材を備蓄又は調達する。
保健衛生の確保	○ 区市町村は巡回健康相談等を行うため、保健活動班を編成して避難所等に派遣し、都は要請に基づき区市町村の支援及び補完を行う。 ○ 都及び区市町村は、避難所の食品衛生指導等を行う。 ○ 区市町村は、避難所に対する衛生管理指導を行い、都はこれに指導・助言を行う。
被災者の捜索及び救出	○ 区市町村は、警視庁、東京消防庁又は消防本部が中心となって行う被災者の捜索、救出に協力する。
埋葬及び火葬	○ 区市町村は、身元不明遺体を適正に保管し、適正期間経過後に火葬するとともに、遺留品、遺骨の保管を行う。 ○ 都は必要に応じて広域火葬体制に基づく火葬の実施について調整、推進する。
電話その他の通信設備の提供	○ 都は電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て通信機器等を設置する。 ○ 区市町村は避難所において機器の設置場所の確保を行い、機器を被災者の利用に供し、管理する。
武力攻撃災害による被害を受けた住宅の応急修理	○ 区市町村は、都が定める実施要領案に基づき応急修理の募集、選定を行う。 ○ 都は応急修理を実施するために必要な措置を行う。
学用品の給与	○ 区市町村は、必要量を把握し都に報告する。 ○ 都は学用品を一括して調達し、区市町村が配付する。

行方不明者の捜索及び遺体の処理	○ 区市町村は、警視庁、東京消防庁又は消防本部が中心となって行う行方不明者の捜索に協力する。 ○ 区市町村は、警視庁等関係機関と連携して、遺体収容所の開設、遺体の搬送、収容及び処理等を行う。 ○ 都は、行方不明者の捜索、遺体の搬送・収容等に関する支援、連絡調整を行う。
ごみ、し尿、がれき処理及び土石・竹木等の除去	○ 区市町村は、各所管区域のごみ処理を行う。 ○ 区市町村は、仮設トイレ等を設置するとともに、し尿を収集し、下水道施設（水再生センター又は管路）への搬入又は投入により処理する。 ○ 都は、搬入又は投入先の下水道施設（水再生センター又は管路）のし尿受入口の特定を行う。 ○ 区市町村は、所管区域におけるがれき処理を行う。都は、がれき処理に関する広域的な調整を行う。 ○ 区市町村は、土石、竹木等の除去を実施する。都は、広域的な観点から実施順位等を定め、区市町村と協力して土石、竹木等の除去を実施する。
応急仮設住宅等の 供与 、運営	○ 都は、応急仮設住宅等の確保に必要な措置を行う。 ○ 区市町村は、入居者の募集、選定及び入居者管理を行う。

(3) 住民の協力

救援を必要とする避難住民等及びその近隣の者は、救援に必要な援助について協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努める。

※ 協力は住民等の自発的な意思に委ねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

2 関係機関との連携

(1) 都への要請等

区長は、救援を実施するために必要と判断したときは、都知事に対して国及び他の道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他区との連携

区長は、救援を実施するために必要と判断したときは、都知事に対し、都内の他の区との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

区長は、都知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

区長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送^(*)を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の程度及び方法の基準

区長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び都国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

区長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、都知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

4 救援の内容

(1) 収容施設の供与

ア 避難所

(ア) 指定避難所・福祉避難所の開設、運営

区は、区内が避難先地域となった場合、都との調整に基づき、避難先地域内に指定避難所を開設する（都があらかじめ指定する大規模な施設を指定避難所とする場合は都が開設）。また、必要に応じて野外収容施設等を設置する。

① 指定避難所

- ・ 指定避難所は、被災者数に応じて開設することとし、まず小学校に開設し、さらに必要がある場合は中学校の順で開設する。
- ・ 高齢者や障害者などの要配慮者とその家族に対しては、専用の要配慮者救護所を避難所内に設置する。
- ・ 指定避難所を開設したときは、開設状況を速やかに都及び警察署、消防署等関係機関に連絡する。

② 福祉避難所

常に介護を必要とするなど、指定避難所での生活が困難な要配慮者とその家族に対しては、より専門的な体制を備えた福祉避難所を、特別養護老人ホーム、養護学校等に設置する。福祉避難所に移送する必要がある要配慮者については、区が福祉避難所と調整のうえ移送し、適切な対応を実施する。

(イ) 指定避難所・福祉避難所の管理

- ・ 区は、区の施設を避難所とする場合は、避難所の安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全する^(**)（都の施設を避難所とする場合は「都」、民間施設を避難所とする場合は「当該施設の管理者」が、それぞれ管理を行う。）。

(*) 運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、物資等の運送を確保するために必要な措置を行うものとされている。

(**) 電気・ガス・水道などの設備管理や維持補修など。

- ・ 区は、施設管理者、町会・自治会等協力団体の協力を得て指定避難所の管理を行う。指定避難所では、被災者のプライバシーの確保や生活環境を良好に保ち、女性や要配慮者の視点に配慮した避難所の運営に努めることとする。

(ウ) 救援センターの設置

区は、避難住民の生活を支援する総合窓口として、各指定避難所に「救援センター」を設置し、避難所開設期間を通じて必要な人員を配置する。

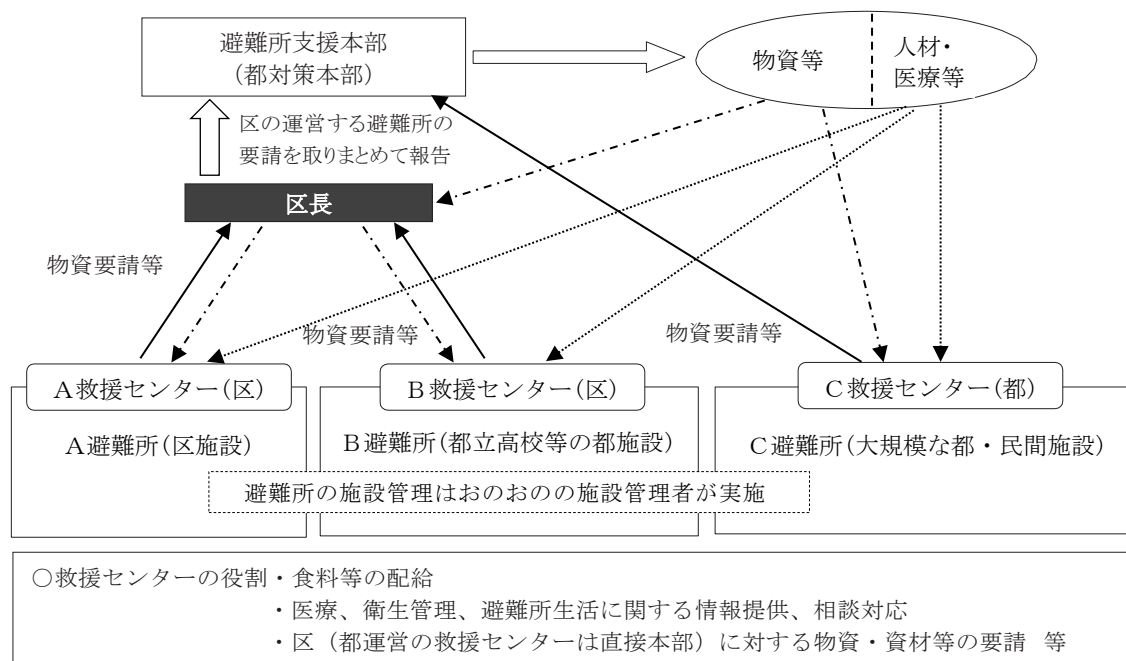
「救援センター」の職員は、関係機関やボランティアの協力を得て、次のような業務を行う。

- ・ 避難住民に対する食糧等の配給
- ・ 医療、衛生管理、避難所生活に関する情報提供、相談対応
- ・ 避難住民の生活状況の把握
- ・ 区（長）に対する物資・資材等の要請 等

(エ) 都対策本部（避難所支援本部）への報告

区（長）は、避難所における物資の不足等に伴うニーズを取りまとめ、必要に応じて都対策本部（都対策本部に避難所支援本部^(*)が設置されている場合は当該支援本部）へ報告のうえ、救援物資の供給等を要請する。

《避難所支援本部・救援センターの役割》



(*) 都は、複数の区に大規模な住民が避難し、多くの避難所が設置された場合において、大量の救援物資の供給等を円滑に実施するため、都対策本部に避難所支援本部を設置することとしている。

避難所支援本部は、区等を通じて（都が運営する救援センターからは直接物資要請がなされる）、避難所において不足する物資等を把握し、広域的な観点から調整しつつ、次のような事項について、区による避難所運営を支援することとしている。

救援物資（食糧、飲料水、生活必需品等）の供給 ・ 応急医療の提供 ・ 学用品の供給 ・ 避難所における保健衛生の確保 等

イ 応急仮設住宅等の**供与**、運営

区は、避難が長期に及ぶ場合や復帰後も本来の住居が使用できない場合などにおいて、都が**供与**する応急仮設住宅等に関し、入居者の募集、選定及び入居者管理を行う。また、早急に必要戸数の把握に努めるほか、高齢者や障害者等、被災世帯の状況に配慮した対応を図ることとする。

(ア) 入居者の選定

① 入居資格

次の全てに該当する者とする。

- ・ 住家が全焼、全壊又は流失した者
- ・ 居住する住家がない者
- ・ 自らの資力では住家を得ることができない者

② 入居者の募集・選定

- ・ 入居者の募集計画は被災状況に応じて都が策定し、区に住宅が割当てられ、区が被災者に対して募集を行う。
- ・ 入居者の選定は、都が策定する入居基準に基づき区が行う。

(イ) 管理

応急仮設住宅等の管理は、原則として供給主体が行い、入居者管理等は区が行う。

(2) 食糧・飲料水及び生活必需品等の**給与**又は**貸与**

食糧及び生活必需品等の給与等は、都による一括調達を原則とし、必要に応じて都及び区における備蓄品を活用する。また、緊急時においては、区における備蓄品（都の事前配置分を含む。）又は調達品をもって充てる。

また、水道による飲料水の供給が不可能又は困難になった場合、区は、都に対して応急給水を要請するとともに、都と連携して応急給水活動を実施する。

ア 食糧の給与

- ・ 緊急時において、都から食糧給与の要請を受けた場合は、備蓄物資を活用する。

(ア) 調達

区は都との役割分担に基づき、品目等に応じて、区及び都の備蓄又は調達により給与する。

(イ) 輸送

区は、区対策本部による調達車両（雇上げ）を主体とするとともに、区所有車を併用し、区及び都の調達食糧を、避難所又は罹災地区の給食を必要とする者に緊急輸送を行う。なお、避難所への輸送は、避難所等からの給食所要量の調査報告に基づき実施する。

(ウ) 集積地

区役所を基本とする。また、状況によっては、小・中学校等他の区施設において適当な場所を選定する。

(エ) 給与

罹災者に対する給食は、主として避難収容者を対象に実施するが、状況により、収容者以外で日常の食糧を欠く罹災者に対しても実施する。なお、給与に当たっては、災害要配慮者を優先して行う。

イ 飲料水の給与

- ・ 武力攻撃災害の発生により、水道の使用が不能又は困難になったときは、区は直ちに都に対し、応急給水を要請する。
- ・ 給水が不能又は困難な状況も想定し、都（水道局）の応急給水計画を補完する区独自の給水対策の整備に努める。
- ・ 給水資機材は、防災対策のものと兼ねるものとする。

(ア) 区が行う給水活動

区は、防災計画における飲料水等の供給に準じて給水活動を行う。

(イ) 生活用水の確保

区は、雨水利用の推進や既存井戸の活用等により、生活用水の確保に努めることとする。

ウ 生活必需品の給与等

生活必需品の備蓄は、防災の備蓄と兼ねるものとし、区は都との役割分担に基づき、都が実施するまでの応急救助に必要な生活必需品の確保を図るものとする。

(ア) 調達

- ・ 区は都との役割分担に基づき、品目等に応じて、区及び都の備蓄又は調達により給与する。
- ・ 区の調達数量に不足を生じたとき又は調達不可能なときは、区は都に調達を要請する。

(イ) 輸送

・ 第1次輸送

長期避難収容者救護を第一とし、各避難所に対し雇上げ自動車を主力として備蓄品の輸送を行う。

・ 第2次輸送

第1次輸送の例により、順次調達品を輸送する。

・ 輸送コース

状況に応じ迅速かつ安全なコースを選定する。

(ウ) 集積地

集積拠点は、区役所とする。給与時の集積地は、各避難所又は区施設とする。

(エ) 給与

- ・ 主として避難所の罹災者を対象に実施するが、その他生活必需品困窮の罹災者に対しても状況により実施する。
- ・ 調達した物資の交付、被害程度の大なるものを優先し、以下順次に行う。

(3) 医療の提供

区は、避難所が設置され、その他医療の提供の必要を認めたときは、医療の提供の体制をとるとともに、医療救護所又は現場に職員を派遣する。また、防災で締結した区内の医師会、歯科医師会及び薬剤師会との協力協定を活用し、それらの機関に協力を要請するとともに、都に対しても協力を要請するものとする。

ア 医療に関する情報の収集及び提供

事態発生時には、主な医療機関に配備した防災行政無線等を活用し、医師会及び医療機関と連絡を取り、人的被害及び医療機関の被害状況や活動状況等について把握し、都に報告する。

また、区は相談窓口等を設置し、都と協力して^(*)、避難住民に対して、避難所周辺の利用可能な医療機関、診療科目等に関する情報を提供する。

イ 被災者への医療の提供

区は、医療救護所の設置、医療救護班等の派遣を行い、避難住民に対し医療等を提供する。また、必要に応じて、都に対し、医療の提供に関し次の支援を求める。

- ・ 医薬品、医療資材の補充
- ・ 都医師会等に対する都医療救護班等の派遣要請
- ・ その他広域的な応援要請

(ア) 医療救護班等の派遣

区は、医療救護活動を実施するため、医師会及び歯科医師会の協力を得て、医療救護班及び歯科医療救護班を編成して医療救護所に派遣し、派遣状況を都に報告する。また、薬剤師会の協力を得て、調剤、服薬指導及び医薬品管理等を行う薬剤師班を医療救護所に派遣する。

(イ) 医療救護所の設置等

区は、医療救護所を設置し、医療救護班等は、医療救護所において医療救護活動を実施する。区は、医療救護所を設置した場合は、その状況を都に報告する。

(ウ) 医療救護所の設置場所

医療救護所は、災害拠点病院の近接地等に緊急医療救護所を設置するほか、状況を勘案の上、必要に応じ次の場所に設置する。

- ・ 500人以上の避難所
- ・ 福祉避難所（高齢者、障害者など介護を要する者などの専用避難所）
- ・ 医療機関
- ・ 災害現場

(*) 区の役割

- ・ 医療…医療救護所の設置、医療救護班等の派遣は、区が行うものとし、都は区からの要請に基づき都医師会等に対する都医療救護班等の派遣要請や広域的な応援要請を行う。
- ・ 保健衛生…区は巡回健康相談等を行うため、保健衛生班を編成して避難所等に派遣し、都は要請に基づき区市町村の支援及び補完を行う。

ウ 患者の搬送

区は、都と協力し、被災現場や避難場所・避難所から医療救護所まで患者を搬送する。医療救護所から災害拠点病院^(*)等の医療施設への患者搬送については、都と連携して実施する。

なお、医療施設への搬送は、状況に応じて次により行うものとする。

- ・ 東京消防庁に対する搬送要請
- ・ 区や都の派遣する医療救護班等が使用した自動車による搬送
- ・ 都が調達するヘリコプター、船舶等による搬送

エ 資器材の備蓄

医療救護活動に必要な資器材等は、防災の備蓄と兼ねるものとする。

区の保有する資器材、薬品等が不足したときは、区は、薬剤師会に対し、薬品等の優先供給を要請する。

(4) 被災者の捜査及び救出

区は、警視庁又は東京消防庁が中心となって行う被災者の捜査、救出に必要な協力を行う。

(5) 火葬

区は、武力攻撃災害の際死亡した者に対して、その遺族が災害時の混乱のため、資力の有無にかかわらず火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合に、応急的に火葬を行う。

ア 火葬体制

(ア) 火葬体制の確立

区は、遺体収容所等において火葬許可証の迅速な発行に努めるとともに、災害時に多数の死亡者が発生した場合に備え、遺体の安置、保存及び搬送体制など遺体を速やかに火葬に付す体制を確立する。

(イ) 広域火葬体制の実施

事態の規模に応じ、平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは火葬を行うことが困難であると判断した場合は、都内全域及び近隣県等の火葬場を活用して広域的に火葬を行う体制（広域火葬体制）に関する応援・協力を都に要請する。その際、区は住民に対する周知や遺体搬送手段の確保等、広域火葬体制の円滑な実施に努める。

イ 火葬の内容

棺（付属品を含む。）、火葬（人夫費を含む。）、骨つぼ及び骨箱

ウ 身元不明遺体の遺骨の取扱い

(ア) 区は、身元不明遺体を適正に保管し、適正期間経過後に火葬する。

(イ) 区は、身元不明遺体の遺骨を、遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、別に定める期間内に引取人の判明しない場合は身元不明者扱いとして、都営納骨堂その他別に定める場所に移管する。

(*) 区内の災害拠点病院は、東京都立墨東病院及び白鬚橋病院

災害拠点病院とは、主に重傷者の収容・治療を行い、一定の基準により都が指定する緊急告示を受けた病院。

(6) 電話その他の通信設備の提供

区は、避難所において、都が電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て手配した通信機器等の設置場所の確保を行い、機器を被災者の利用に供し、管理する。

(7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

区は、都が行う武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理に関して、都が定める選定基準により応急修理対象者の募集、選定を行う。

ア 修理の対象

武力攻撃災害により住家が半焼又は半壊し、自己の資力で応急修理ができない者、もしくは大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者を対象とする。

イ 修理の基準

修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行う。

ウ 住宅の選定

区は、被災者の資力その他の調査等に基づき、都が定める選定基準により、選定する。

(8) 学用品等の支給

区は、被災により教科書、文房具、通学用品等の学用品を失った児童・生徒について、供与すべき必要量を把握し都に報告する。

区は、都が区の報告に基づき一括して調達した学用品等を配布する。

(9) 行方不明者の捜索並びに遺体の捜索及び処理

区は、警視庁又は東京消防庁が中心となつて行う行方不明者の捜索に協力する。

区は、警視庁等関係機関と連携して、遺体収容所の開設、遺体の搬送、収容及び処理等を行う。

区は、遺体の処理の時期や場所、遺体の処理方法（遺体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存及び検案等の措置）等について、都、警視庁等と調整のうえ、次のとおり実施する。

ア 遺体の捜索

区は、避難の指示の解除後又は武力攻撃により新たに被害を受ける恐れがない場合、都と協議し、都、警察、関係機関及びボランティア等の協力を得て、作業員の雇上げ、機械器具の借上げ等の方法を講じ、遺体の捜索を実施する。

イ 遺体の搬送

区は、都と連携し、作業員の雇上げ又は警視庁等関係機関の協力を得て、遺体を遺体収容所に搬送する。

ウ 遺体の収容等

(ア) 遺体の収容

区は、区施設等に速やかに遺体収容所を開設し、必要器具を用意したうえで遺体を収容するとともに、開設状況について、都及び警視庁に報告する。また、遺体収容所に必要な資器材等について備蓄に努めるとともに、これらが不足した場合の調達の体制をあらかじめ確立しておく。

なお、遺体収容所の開設・運営等に関して、区の対応能力のみでは十分でないと認められるときは、都及び関係機関に応援を要請する。

(イ) 遺体収容所

遺体収容所においては、検視・検案の実施、死体検案書の交付、死亡届けの受理、火葬許可証の交付等の関係法令に基づく手続、遺体の引渡しや一時的な保存、必要に応じて遺体の洗浄等を一括的に処理することとする。

(ウ) 遺体の一時保存

遺体の識別を正確に行うため、遺体の一時保存を行う。

(エ) 遺体の洗浄等

区は、都と協議のうえ、必要に応じて作業員を雇い上げ、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を実施する。

(オ) 遺体の身元確認

区は、遺体の身元を確認し、納棺する。

エ 検視・検案等

(ア) 検視・検案に関する連携

区は、都と連携し、医療活動と秩序ある分担の下に、円滑な検視・検案活動が行えるように関係機関と連携を図る。

(イ) 検視・検案に関する機関別活動内容

区は、関係機関の協力を得て、災害発生後速やかに公共施設や寺院等に遺体収容所を開設して運営に当たり、検視・検案を迅速かつ的確に行える体制を確立する。

なお、遺体収容所の開設状況について、都及び警視庁に報告する。

(10) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

区は、復帰先での生活確保を支援するため、武力攻撃災害のため住居又はその周辺^(*)に土石、竹木等が堆積し、日常生活に著しい支障を及ぼしており、住民自らの資力では除去することができない場合、都と協力し^(**) これらを除去する。

ア 除去の対象

区は、住居又はその周辺に運びこまれた土石、竹木等の障害物の除去について、次の条件に該当する住居等を早急に調査のうえ、実施する。

(ア) 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれていること。

(イ) 障害物のため一時的に居住できない状態にあること。

(ウ) 自らの資力をもってしては障害物の除去ができないものであること。

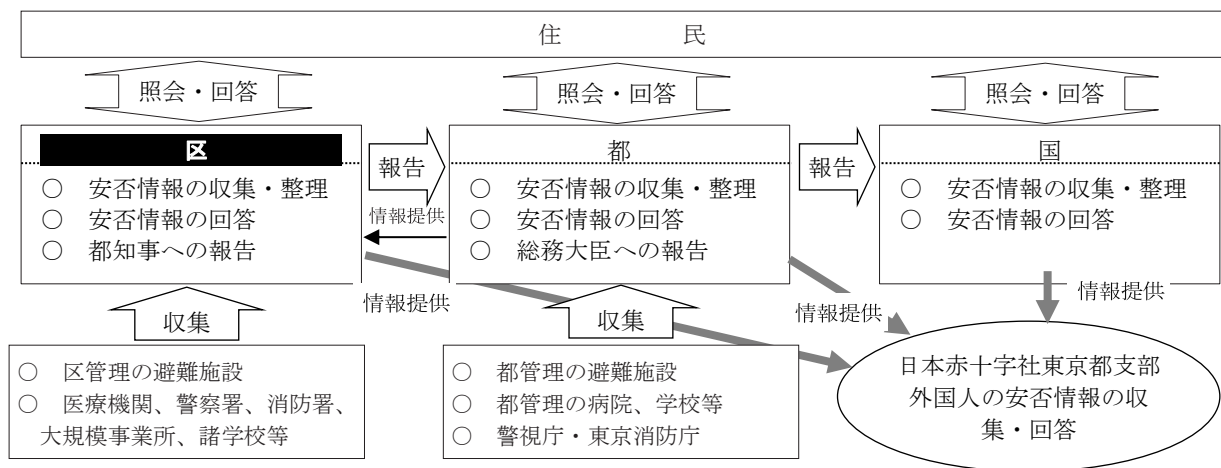
(*) 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関

(**) 都は、広域的な観点から実施順位等を定め、区と協力して土石、竹木等の除去を実施する。

第7章 安否情報の収集・提供

区は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

《安否情報の収集、整理及び提供の流れ》



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

区は、避難住民や負傷又は死亡した住民の安否情報を、避難住民や医療機関などの関係機関から収集する。

《収集の役割分担》

- ・区・・・区管理の避難施設、区の施設（学校等）、区内の医療機関、警察署、消防署、大規模事業所、諸学校等
- ・都・・・都管理の避難施設、都の施設（病院・学校等）、警視庁、東京消防庁等

ア 収集の様式

安否情報の収集は、安否情報省令に定める様式第1号及び第2号を用いて行う。

ただし、やむを得ない場合は区長が適当と認める方法によることができる。

イ 収集の方法

区対策本部国民保護救護部は、避難住民等から任意で聴取し、所定の様式により、避難所等からFAX、電子メール、連絡員等を介し、区対策本部国民保護総務部へ報告する。

区対策本部国民保護総務部は、医療機関、大規模事業所等の安否情報を保有している関係機関から、所定の様式を使用し、FAX、電子メール、連絡員等により、情報を収集する。

なお、これらの方法によることができない場合は、防災行政無線、災害時優先電話などでの収集を行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

区は、安否情報を保有する指定公共機関、指定地方公共機関及び医療機関等の関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の自主的な判断に基づき、その業務の範囲内で行われるものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

区は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨が分かるように整理をしておく。

2 都に対する報告

区は、都への報告に当たっては、原則として、「安否情報システム」を用い、システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に定める様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールにより都に送付する。ただし、事態が急迫している場合などこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

ア 区は、安否情報の照会窓口や照会方法について、区対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

イ 住民からの安否情報の照会については、原則として安否情報省令第3条に定める様式第4号に必要事項を記載した書面を窓口に提出することにより受け付ける。ただし、照会をしようとする者（以下「照会者」という。）が安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 照会者の本人確認

ア 区は、窓口において安否情報の照会を受け付ける際には、照会者の本人確認を行うため、本人であることを証する書類（運転免許証、健康保険の被保険証、マイナンバーカード等）を窓口において提出又は提示させる。

イ 区は、口頭や電話、電子メールなどによる安否情報の照会で、本人であることを証する書類を提出又は提示させることができない場合は、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別（以下「4情報という。」）について、住民基本台帳と照会することにより本人確認を行う。

なお、照会者が他区市町村に住所を有する場合は、安否情報省令第3条第3項に基づき、当該区市町村に問い合わせることにより4情報を照会し、本人確認を行う。

(3) 安否情報の回答

ア 区は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、(2)により本人確認を行ったうえで、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に定める様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に

該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

イ 区は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を安否情報省令に定める 様式第5号により回答する。

ウ 区は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

4 日本赤十字社に対する協力

区は、日本赤十字社東京都支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

5 個人情報の保護への配慮

安否情報は個人情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

特に、安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨負傷又は疾病の状況	
⑩現在の居所	
⑪連絡先その他必要情報	
⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んでください。	回答を希望しない
⑬知人からの照会があれば、①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んでください。	回答を希望しない
⑭①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んでください。	同意する 同意しない
※備 考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

安否情報収集様式（死亡住民）

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他必要情報	
⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※備 考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第3号(第2条関係)

安否情報報告書

報告日時：年 月 日 時 分

市町村名: _____ 担当者名: _____

[illegible]

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。

4. 武力攻撃災害により死亡した住民においては、「㉑負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「㉒現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。

5. ⑩～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望者又は同意については特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

安否情報照会書

様式第４号（第３条関係）		安 否 情 報 照 会 書	年 月 日
総務大臣 （都知事） 殿 （区長）		申請者 <u>住所（居所）</u> <u>氏名</u>	
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第９５条第１項の規定に基づき、安否情報を照会します。			
照会をする理由 （○を付けてください。③の場合、理由を記入願います。）		① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他 ()	
備考			
被照会者を特定するために必要な事項	氏名		
	フリガナ		
	出生の年月日		
	男女の別		
	住所		
	国籍 （日本国籍を有しないものに限り。）	日本 その他（ ）	
	その他個人を識別するための情報		
※ 申請者の確認			
※ 備考			

備考 １ この用紙の大きさは、日本産業規格 A4とします。

２ 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。

３ 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。

４ ※印の欄には記入しないで下さい。

安否情報回答書

様式第5号（第4条関係）		
安 否 情 報 回 答 書		
年 月 日		
殿 総務大臣 （都知事） （区 長）		
年 月 日付けで照会のあった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フ リ ガ ナ	
	出 生 の 年 月 日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しないものに限る。）	日本 その他（ ）
	その他個人を識別 するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
連絡先その他必要情報		
備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。		

第8章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

区は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

区は、国や都等の関係機関と協力して、区の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 都知事への措置要請

区長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、区長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、都知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

区は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

区長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、東京消防庁職員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を都知事に通知する。

3 住民の協力等

(1) 発見者の通報義務等

武力攻撃災害の兆候を発見した者は、遅滞なく、その旨を区市町村長又は消防吏員、警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

(2) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力

当該区域内の住民は、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に必要な援助について協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努める。

(3) 保健衛生の確保への協力

当該区域内の住民は、住民の健康の保持又は環境衛生の確保に関する措置の実施に必要な援助について協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努める。

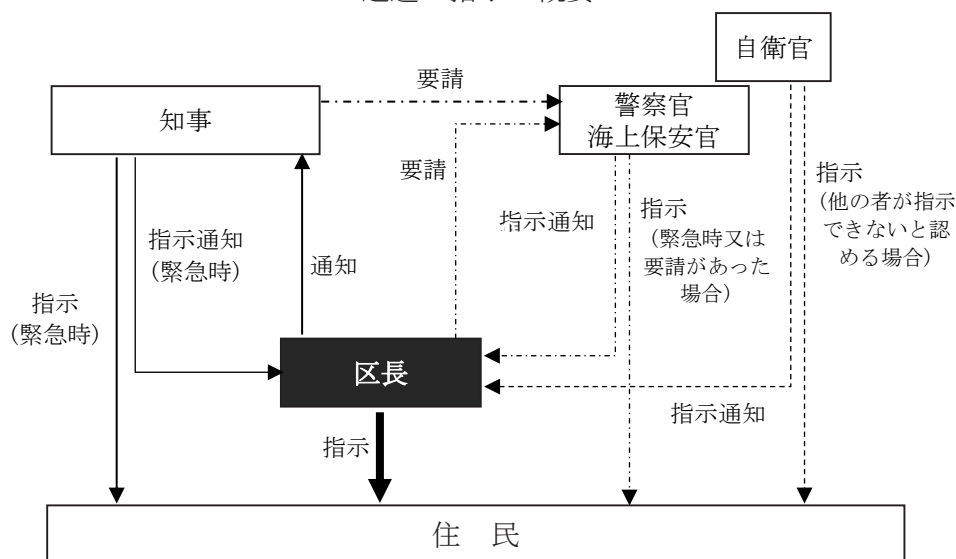
※ (2)及び(3)について、協力は住民の自発的な意思に委ねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

第2 応急措置等

区長は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

《退避の指示の概要》



(1) 退避の指示

区長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。^(*)

この場合において、必要により現地連絡調整所を設けて（関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【退避の指示（例）】

「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

^(*) 退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目の危険を一時的に避けるための緊急の必要がある場合に、地域の実情に精通している区長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。この権限は、都知事、警察官等にも補完的に付与されている。

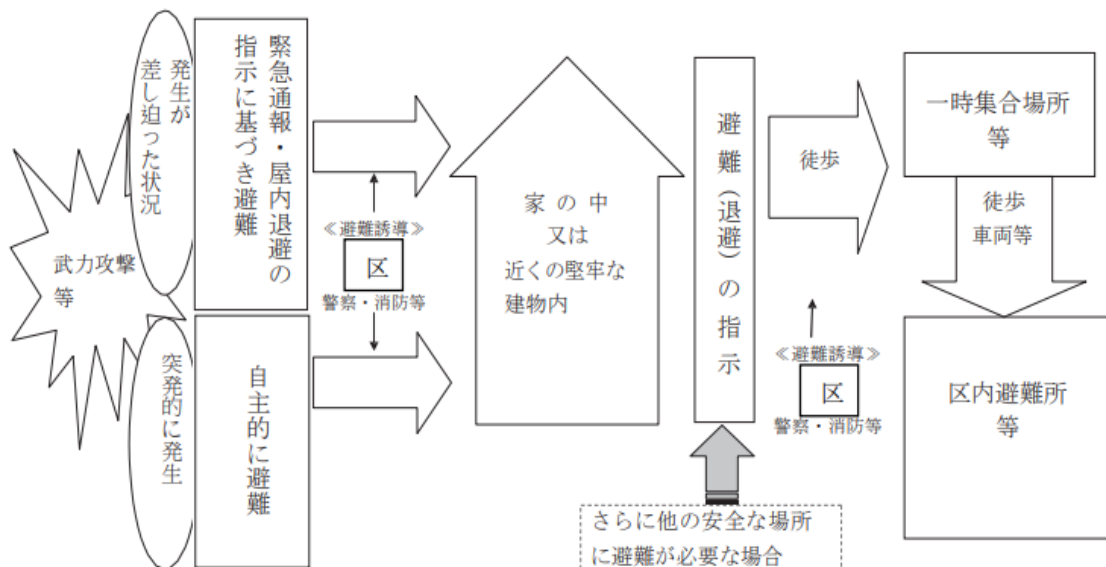
特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合などには、住民に危険が及ぶことを防止するため、都知事による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、区長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

ア 屋内への退避の指示

区長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する^(*)。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- (ア) N B C 攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。
- (イ) 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

《屋内退避のイメージ》



【屋内退避の指示（一例）】

「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。

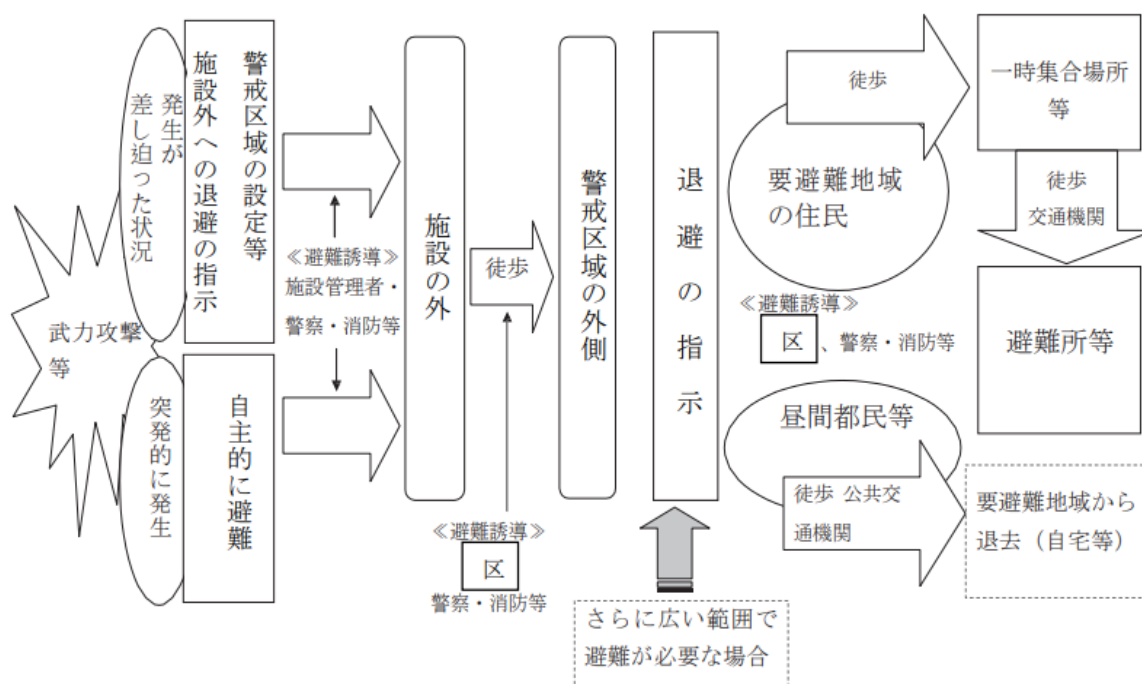
イ 屋外への退避の指示

区長は、住民等が、屋内に留まるよりも、速やかに移動した方がより危険が少ないと考えられるときは、「屋外退避（避難所等への退避）」を指示する。「屋外への退避の指示」は、次のような場合などに行うものとする。

- ・ 駅や大規模集客施設、地下街などの施設の中で、N B C 攻撃やテロと判断されるような事態が発生した場合で、屋内においては汚染され、生命、身体に危険が及ぶと判断されるとき。

^(*) 周辺地域では速やかに避難場所等へ避難した方が安全な場合もありうる。そのような場合は、地域を区分して異なる退避を指示する。

《屋外退避のイメージ》



【屋外退避の指示（例）】

〇〇駅構内にいる者は、△△△の危険があるため、構内放送や職員の誘導に従い、落ち着いて駅外に退避すること。

(2) 退避の指示に伴う措置等

ア 区長は、退避の指示を行ったときは、区防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、都知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

イ 区長は、都知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

ア 区長は、退避の指示を住民に伝達する区の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び都からの情報や区で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、警察、消防、医療機関、海上保安部等及び自衛隊等と現地連絡調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 区の職員が退避の指示に係る地域において活動する際には、区長は、必要に応じて警察、消防、海上保安部等及び自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう防災無線（移動系）の携帯など緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 区長は、退避の指示を行う区の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

区長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地連絡調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定^(*)を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 区長は、警戒区域の設定に際しては、区対策本部に集約された情報のほか、現地連絡調整所における警察、消防、海上保安部等、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 区長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、警察、海上保安部等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地連絡調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 区長は、都知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について関係機関に周知するなど情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

区長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

^(*) 警戒区域の設定は、武力攻撃災害が急迫している場合において目の危険を防止するための個々の現場における応急措置として、区長が行うものである。この権限は、都知事、警察官等にも補完的に付与されている。

3 応急公用負担等

(1) 区長の事前措置

区長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件^(*)の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

区長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 区が行う措置

区長は、東京消防庁による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 東京消防庁の活動

東京消防庁（消防署）は、管轄地域内において発生した武力攻撃災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、次のとおり、全庁（署）を挙げ、消火、救助・救急活動を実施する旨、東京都国民保護計画において定めている。

- ・ 武力攻撃による火災が発生している場合は、全消防力を挙げて消火活動を行う。
- ・ 武力攻撃災害により要救助者が発生している場合は、消火活動と並行して、救助・救急活動等人命の安全確保を最優先とした活動を行う。
- ・ 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主眼に活動する。
- ・ 武力攻撃災害の状況により、消防力に不足が生じることが見込まれる場合は、緊急消防援助隊等の応援を受けて、消防の任務を遂行する。なお、緊急消防援助隊等の指揮は、消防総監が行う。
- ・ 東京消防庁（消防署）は、消防職員及び消防団員の安全を確保するための措置を講じた上で、消火、救助・救急活動を行う。また、消防団は、消防総監又は消防署長の所轄の下に行動する。

(3) 医療機関との連携

区長は、都と協力して、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージ^(**)の実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(*) 危険物の入った大量のドラム缶など。

(**) 多数の傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や程度に応じ、適切な搬送治療を行うこと。

(4) 安全の確保

ア 区長は、国対策本部及び都対策本部からの情報を区対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、警察、消防等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ 区長は、必要により現地に職員を派遣し、都、警察、消防、医療機関、海上保安部等、自衛隊等と共に現地連絡調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整に当たらせるとともに、区対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

ウ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防総監又は消防署長の所轄の下に、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

区は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対応が行えるよう、国、都その他の関係機関と連携した区の対応に関して、以下のとおり定める。また、警察・消防等の関係機関と協力し、生活関連等施設の管理者による、主体的な安全確保のための取組みを促進する。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

区は、区対策本部を設置した場合においては、区内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 区が管理する施設の安全の確保

区長は、区が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、区長は、必要に応じ警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、海上保安部長等、その他の行政機関に対し、支援を求める。また、このほか、生活関連等施設以外の区が管理する施設についても、生活関連等施設における対応^(*)を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

区長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と区対策本部で所要の調整を行う。

ア 対象

毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者（区長が登録を行うものに限る。）が取り扱うもの。

また、国民保護法施行令第29条の規定に基づき消防本部等所在市町村の長が行うこととされている消防法第2条第7項の危険物に係る下記（イ）及び（ウ）の措置については、東京消防庁が行うこととなる。なお、消防法第2条第7項の危険物に係る下記（ア）の措置については、同法に基づき、東京消防庁が実施する。

^(*) 生活関連等施設の安全確保の留意点について（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付け内閣参事官通知）

イ 措置

- (ア) 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（国民保護法第103条第3項第1号）^(*)
- (イ) 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）^(**)
- (ウ) 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）^(**)

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

区長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、区長は、(1)イに掲げる（ア）から（ウ）までの措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

^(*) 消防法第2条第7項の危険物に係る同措置については、同法に基づき、東京消防庁が行う。

^(**) 国民保護法施行令第29条の規定に基づき消防本部等所在市町村の長が行うこととされている、消防法第2条第7項の危険物に係る同措置については、東京消防庁が行う。

第4 NBC攻撃による災害への対処等

区は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

区は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

区長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避の指示をし、又は警戒区域を設定する。

区は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）等関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

区は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、都を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

区長は、NBC攻撃が行われた場合は、区対策本部において、警視庁、東京消防庁（消防署）、海上保安部等、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や東京都災害医療協議会等の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。その際、必要により現地連絡調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、区長は、現地連絡調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報を基に、都に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

区は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び都との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

ア 核攻撃等の場合

区は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を都に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

イ 生物剤による攻撃の場合

区は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、警察等の関係機関と連携

して、保健所による消毒等の措置を行う。

区の国民保護担当部署は、生物剤を用いた攻撃の特殊性^(*)に留意し、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力する。

ウ 化学剤による攻撃の場合

区は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 区長の権限

区長は、都知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

【国民保護法第108条第1項に基づく措置】

号番号	対 象 物 件 等	措 置
第1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
第2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
第3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
第4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
第5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
第6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

区長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

(*) 【生物剤を用いた攻撃の特殊性】 天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

【国民保護法施行令第31条第1項及び第3項に基づく通知事項】

番号	通知事項
1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物 又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

区長は、NBC攻撃を受けた場合は、武力攻撃災害の状況等の情報を現地連絡調整所や都からの積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第9章 被災情報の収集及び報告

区は、被災情報を収集するとともに、都知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

- 1 区は、電話、区防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

(1) 情報の収集

- ア 国民保護総務部に所属する出張所の職員は、管轄区域内の被害状況等の収集に努めなければならない。
- イ 国民保護総務部長は被害状況等収集のため必要があると認めたときは、区本部長室の審議を経て、調査員を派遣することができる。
- ウ 情報の伝達は、特に迅速・正確を期し、防災行政無線、連絡員（伝令）等により行い、関係機関、民間団体等の協力を得るようあらかじめ依頼しておくものとする。

(2) 区本部長室に対する報告

- ア 区対策本部各隊は、武力攻撃災害が発生したときから、当該災害に対する対処が完了するまで、それぞれの所掌事務について国民保護総務部総務隊に報告する。
被害の大小にかかわらず現況把握次第、直ちに報告するものとし、報告した後も、指定する時間までに被害をとりまとめて報告する。
- イ 報告事項及び報告主管隊は、下表のとおりである。

報告事項	報告主管部
人家屋被害	国民保護総務部総務隊
商工業被害	国民保護総務部総務隊
公共土木施設被害	国民保護建設部庶務隊
区有財産被害	国民保護総務部総務隊
教育施設被害	国民保護教育部庶務隊

- 2 区は、情報収集に当たっては警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、海上保安部等との連絡を密にする。
- 3 区は、被災情報の収集に当たっては、収集した被災情報の第1報を、都^(*)に対し、下記様式を用いて、電子メール、FAX等により直ちに報告する。
- 4 区は、第1報を都に報告した後も、被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について、下記様式を用いて、電子メール、FAX等により都が指定する時間に都に対し報告する。なお、新たに重大な被害が発生した場合など、区長が必要と判断した場合には、直ちに都に報告する。

(*) 災害の状況により都（対策本部）に報告できない場合は、総務省消防庁へ報告する。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）						
年 月 日 時 分 墨田区						
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）						
(1) 発生日時 年 月 日						
(2) 発生場所 墨田区△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）						
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要						
3 人的・物的被害状況						
人 的 被 害				住 家 被 害		その他
死 者	行方 不明者	負 傷 者		全壊	半壊	
		重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

死亡年月日	性別	年齢	概 況

第10章 保健衛生の確保その他の措置

区は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

区は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

区は、避難先地域において、都と協力し^(*)、巡回健康相談等を行うため、国民保護保健衛生部保健衛生隊の下に保健活動班を編成して避難所等に派遣する。保健活動班は、保健センター（保健指導担当）により編成する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

保健活動班の活動内容は、次のとおりとする。

- ・ 避難所における健康相談
- ・ 地域における巡回健康相談
- ・ 乳幼児及び高齢者等の救護

(2) 防疫対策

区は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、都と協力し、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

ア 防疫医療班の編成と活動

被災地において防疫活動を実施するため、国民保護保健衛生部保健衛生隊の下に防疫医療班を編成し、次の活動を行うものとする。

(ア) 検病調査及び健康診断等

全般的な検病調査を行い、被災地の伝染病発生状況を把握し患者の早期発見に努めるとともに健康診断を実施し、応急的治療を行うものとする。

(イ) 臨時予防接種

災害の状況及び災害地の伝染病発生状況により予防接種の対象及び期間を定めて実施する。

(ウ) 罹災者に対する衛生指導

避難所内の罹災者及びその他の一般罹災者に対し、台所、便所等の衛生管理、消毒、手洗いの励行等の指示を行うものとする。

(エ) 予防宣伝

防疫医療班は、広報隊と協力し、伝染病予防教育を行うとともにポスターの掲示、ビラの配布、拡声機の使用等により予防宣伝を実施する。

(*) 区は巡回健康相談等を行うため、保健衛生班を編成して避難所等に派遣し、都は要請に基づき区の支援及び補完を行う。

イ 環境衛生指導班の編成と活動

武力攻撃災害の状況に応じ、国民保護保健衛生部管理隊の下に環境衛生指導班を編成し、次の活動を行うものとする。

(ア) 関係施設の貯水槽の簡易検査

(イ) 仮設店舗等の衛生検査

(ウ) ねずみ族・昆虫の駆除及び消毒班に関すること。

(エ) 被災地域の動物の保護管理及び避難所等におけるペット飼育の衛生指導

ウ 消毒班の衛生活動

(ア) 避難所の消毒

避難所開設後、直ちに便所その他不潔な場所の消毒を行い、以後避難所管理者等の協力を得て適宜実施する。

(イ) ねずみ族・昆虫の駆除

殺鼠剤の配布及び災害発生の状況により期間を定めて混合油剤等の散布を行うものとする。

(ウ) 下水等の消毒

下水その他不潔な場所の消毒を行う。

(3) 食品衛生確保対策

区は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、都と協力し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

ア 食品衛生指導班の編成と活動

武力攻撃災害の状況に応じ、国民保護保健衛生部管理隊の下に食品衛生指導班を編成し、次の活動を行うものとする。

(ア) 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保

(イ) 食品集積所の衛生確保

(ウ) 避難所の食品衛生指導

(エ) その他食料品に起因する危害発生の防止

(4) 飲料水衛生確保対策

区は、避難先地域における感染症等の防止をするため、都と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対する情報提供を実施する。

(5) 栄養指導対策

区は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を都と協力し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

ア 区は、環境大臣が指定する特例地域においては、都と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業

として行わせる。

イ 区は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

ア 区は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針（改訂版）」（平成30年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を確立する。

イ 区は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、特別区、清掃一組、清掃協議会職員で構成された特別区災害廃棄物処理初動対策本部において情報の収集及び共有化を図る。また、特別区災害廃棄物の処理の調整業務、情報収集、二次仮置き場の設置・運営等を行う。

(3) 廃棄物処理態勢

ア ごみ処理

(ア) 作業班の編成と活動

武力攻撃災害の状況に応じ、国民保護環境部清掃隊の下に作業班を編成し、ごみの収集及び運搬に係る活動を行うものとする。

(イ) 処理方法

- ・ 区は、武力攻撃災害発生後の道路事情等により通常の収集が困難な間に滞留することが予想されるごみについて、速やかに人員・機材を確保し、関係機関と連携した初動態勢の確立により、迅速、効率的に処理する。
- ・ 災害時のごみは、分別を徹底させ、臨時集積所に排出するよう指導する。
- ・ ごみの収集運搬は、衛生上速やかに処理を必要とするごみから優先的に行う。

イ し尿処理

(ア) 協定の締結等

区は、武力攻撃災害時のし尿処理を円滑に行うため、し尿処理能力を有する機関との協定の締結等を図るものとする。

(イ) 処理方法

- ・ し尿処理は原則としてプール水、雨水貯留、井戸等によって水を確保することにより、下水道機能を有効活用して行う。
- ・ 上記の対策と併せ、仮設トイレ等を使用する。なお、貯留したし尿は、収集し、原則として水再生センター又はし尿受入人孔への投入により、処理する。

第11章 国民生活の安定に関する措置

区は、武力攻撃事態等においては、生活基盤等を確保する必要があることから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

区は、武力攻撃事態等において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（生活関連物資等）の価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために都等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

区教育委員会は、都教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災した児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際、必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

区は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、区税に関する申告、申請及び請求等の書類の提出、納付又は納入に関する期限の延長並びに区税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 公共的施設の適切な管理

河川管理施設、道路等の管理者として区は、当該公共的施設を適切に管理する。

第3編 復旧等

第1章 応急の復旧

区は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 区が管理する施設及び設備の緊急点検等

区は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

区は、武力攻撃災害の発生により、地域系防災行政無線など関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、移動系防災行政無線の活用や連絡員（伝令員）の派遣等により関係機関との情報連絡を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。

また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに都を通じて総務省消防庁にその状況を連絡する。

(3) 都に対する支援要請

区は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、都に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 道路の応急の復旧

区は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路（橋梁を含む。）について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を都に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

- ・ 被害を受けた道路（橋梁を含む。）は、速やかに復旧し、特に救助活動のために必要な道路及び主要幹線道路は、重点的に復旧作業を行い、交通路の確保に努めるものとする。
- ・ 道路の被害は、速やかに都に報告し、直ちに障害物除去、盛土作業等の被害状況に応じた応急復旧作業を実施し、交通路の確保に努めるものとする。また、被害状況により応急修理ができない場合は警察署等関係諸機関と連絡のうえ、通行止め又は交通規制の標示等必要な措置を講じるものとする。
- ・ 上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合には、当該施設の管理者に通報する。緊急のため、そのいとまがない場合には、高度な判断及び技能を必要とするものを除き、直ちに応急の措置を講じ事後連絡するものとする。

第2章 武力攻撃災害の復旧

区は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、区は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従って都と連携して実施する。

2 区が管理する施設及び設備の復旧

区は、武力攻撃災害により区の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、都と連携して、当面の復旧の方向を定める。

【参考】復旧・復興における都・各機関等の役割分担（東京都国民保護計画抜粋）

機 関 名	主 な 役 割
国 〔対策本部 指定行政機関・ 指定地方行政機関〕	○ 管理する施設及び設備の応急復旧 ○ 都又は指定公共機関の応急復旧の支援 ○ 武力攻撃災害からの復旧
都	○ ライフラインが被災した場合の応急復旧 ○ 道路等の公共施設の復旧 ○ 都のライフライン施設の復旧 ○ 区市町村又は指定地方公共機関の応急復旧の支援 ○ 都市、住宅、暮らし、産業等の復興 ○ 国民保護に要した費用の支弁
警視庁	○ 犯罪の予防、社会秩序の維持
東京消防庁	○ 消防相談に関すること。 ○ 火災予防に関すること。
区市町村	○ 道路等の公共施設の復旧 ○ 都市、住宅、暮らし、産業等の復興 ○ 国民保護に要した費用の支弁
自衛隊	○ 施設等の応急復旧等に関する措置
指定公共機関・ 指定地方公共機関	○ 管理する施設及び設備の応急復旧 ○ 応急復旧の支援 ○ ライフライン施設等の復旧

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

区が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

区は、国民保護措置の実施に要した費用で区が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

区は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

区は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

区は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

区は、都対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、都に対して損失の請求を行う。

第4編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処

大規模テロ等（緊急対処事態）への対処については、国民保護対策本部の設置や国民保護措置（住民の避難、救援、武力攻撃災害への対処等）などの武力攻撃事態への対処に準じて行う。

本編では、テロ等が突発的に起きることを考慮し、**発生時の対処等について**特に必要な事項を記載する。

■ 緊急対処事態（第1編 第5章 2 緊急対処事態」（23ページ）参照）

緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

■ 想定される事態例

事態例	事 例
（1）攻撃対象施設等による分類	
① 危険物質を有する施設への攻撃	可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
② 大規模集客施設等への攻撃	大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 列車等の爆破
（2）攻撃手段による分類	
③ 大量殺傷物質による攻撃	炭そ菌、サリン等の大量散布 ダーティボム等の爆発による放射性物質の拡散
④ 交通機関を破壊手段とした攻撃	航空機による多数の死傷者を伴う自爆テロ

■ 共通する特徴

- ① 非国家組織等による攻撃
- ② 突発的な事態発生
- ③ 発生当初は事故との判別が困難
- ④ 不特定多数の市民が日常利用している場所（列車、地下鉄、劇場など）で発生する可能性が高い

第1章 発生時の対処

区は、大規模テロ等が発生した場合、国による区対策本部の設置指定の有無にかかわらず、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と緊密に連携協力し、住民等の避難、救援、災害対処等の初動対処に全力を挙げて取り組む。

国による事態認定や区対策本部の設置指定が行われていない段階では、区危機管理連絡会議等や区災害対策本部を設置し、災害対策の仕組みを活用して対処するなどにより緊急対処保護措置に準じた措置を行う。

1 区対策本部の設置指定が行われている場合

区は、政府による緊急処理事態の認定及び「墨田区緊急処理事態対策本部（以下「区対策本部」という。）の設置指示が行われている場合、区対策本部を設置し、緊急対処保護措置を行う。

区は、警察・消防・自衛隊等関係機関との連携を強化し、緊急対処保護措置を迅速かつ的確に行うため、必要に応じて区緊急処理事態現地対策本部等を設置する。

また、国の現地対策本部長が緊急処理事態合同対策協議会^(*)を開催する場合には、区対策本部として当該協議会へ参加し、緊急対処保護措置に関する情報の交換や相互協力に努めるものとする。

2 区対策本部の設置指定が行われていない場合

区は、第2編第1章に定める危機情報収集体制、危機管理連絡会議体制又は危機管理対策本部体制を確立し^(**)、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関との連携協力の下、危機情報等を把握する。

区は、多数の人を殺傷する行為等の事案発生を認知した場合、速やかに都及び警察・消防・自衛隊等関係機関（必要に応じて区に所在する本社ビル、大規模集客施設、医療機関等を含む。）に通報する。

区は、政府による事態認定前において、原因不明の緊急事態が発生し、その被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合には、区として迅速かつ的確に対処するため、区災害対策本部を設置し、災害対策の仕組みを最大限に活用して、対策の検討、総合調整、必要に応じて避難の指示^(***)、警戒区域^(****)の設定及び区対策本部の設置指定要請等、緊急対処保護措置に準じた措置を行う。^(*****)

(*) 国の現地対策本部長は、緊急対処保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する緊急対処保護措置について相互協力するため、必要に応じ、現地対策本部と関係地方公共団体の緊急処理事態対策本部等による緊急処理事態合同対策会議を開催するものとされている。

(**) 発生当初は事故と区別できないことも考えられるが、そのような場合でも最悪の事態を想定し、危機情報収集体制を立ち上げ、又は危機管理連絡会議若しくは危機管理対策本部を招集する。

(***) 災害対策基本法第60条第1項に基づく避難の指示

(****) 災害対策基本法第63条第1項に基づく警戒区域の設定

(*****）国民保護法に基づく緊急対処保護措置は、政府による事態認定前には実施できない。消防法・警察官職務執行法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急・救助等の応急措置についての情報を収集・分析し、警察・消防と連携して被害の最小化を図る。なお、事態認定がなされていれば、必要に応じて、国民保護法に基づく措置の実施が可能である。

3 区災害対策本部等による対応

(1) 危機情報の収集

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関を通じて危機情報を収集する。

(2) 現地連絡調整所の設置等

区は、必要に応じて現地連絡調整所を設置（あるいは、都又は各機関が現地連絡調整所等を設置している場合は、職員を派遣）し、被害状況や各機関の活動状況を把握するとともに、各機関が有する情報の共有、現地における活動のための調整等を行う。

【区が設置する場合の参加要請先】

・ 区を管轄する警察、消防、医療機関、自衛隊など、現地において活動している機関

(3) 応急措置

ア 被災者の救援

区は、都及び必要に応じて派遣される医療救護班^(*)等と連携し、現地において必要な支援を行う。この際、被害状況に応じ、現地に派遣される職員・医師等に防護マスク、防護衣、手袋、ブーツ、ガス検知器及び線量（率）計を携行又は装着させるなど、二次災害防止に努める。

イ 被災者等の搬送

区は、多数の被災者が発生した場合や医療救護活動に係る人員・機材等の搬送に車両が必要な場合、都に対して搬送用車両の支援を求める。

ウ 避難の指示・誘導

区長は、災害の規模・程度等から住民等の避難が必要と判断した場合又は知事から避難の指示を行うよう要請があった場合は、当該住民等（必要に応じて区に所在する本社ビル、大規模集客施設、医療機関等を含む。）に対して避難の指示を行う。

ただし、移動中に住民等に危害が及ぶ恐れがある場合については、一時的に屋内（地下街、地下鉄構内、コンクリート建物等）に避難し、周囲の安全を確認した後、適当な避難場所に移動するよう、適切に指示するものとする。

区は、避難経路・避難場所に速やかに職員を派遣し、警察・消防・自衛隊等関係機関との連携の下、町会・自治会、学校、事業所等を単位として住民等の避難誘導を行う。この際、大規模テロ等の類型に応じて都及び自衛隊等関係機関が設置する除染所^(**)等において、避難住民等を把握するとともに、所要の支援を行う。

派遣する職員には、避難住民等から避難誘導への理解・協力が得られるよう、防災服、腕章、旗、夜間照明等を携行させる。

(*) 医療救護班の派遣は区が一次的に行うが、都は区からの要請に基づき、都医療救護班を派遣する。

(**) 放射性物質、化学物質等で汚染された衣服等の汚染を除去するための設備等を設置した場所。

エ 警戒区域の設定・周知

区長は、災害の規模・程度等から警戒区域が必要と判断した場合又は知事から警戒区域を設定するよう要請があった場合は、明瞭な道路・建物等を示して警戒区域を設定する。区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、住民等（必要に応じて区に所在する本社ビル、大規模集客施設、医療機関等を含む。）に対して警戒区域の周知を図る。

オ 警戒対応の継続・強化

区は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると判断した場合、区が管理する施設における警戒対応を継続するとともに、大規模集客施設、ライフライン施設等に対して警戒対応の更なる強化を促す。

4 区対策本部への移行

政府による事態認定及び区対策本部の設置指定が行われた場合、区は、直ちに区対策本部体制に移行し、区災害対策本部等を廃止する。

【緊急処理事態における警報】

区長は、緊急処理事態においては、国の対策本部長が決定する通知・伝達の対象となる地域の範囲に応じて、当該地域に関係する機関等に対し警報を通知・伝達する。

第2章 大規模テロ等の類型に応じた対処

区は、大規模テロ等の類型に応じ、特に次の事項に留意して対処する。

1 危険物質を有する施設への攻撃

(1) 攻撃による影響

可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合は、爆発及び火災により、住民等に被害が発生するとともに、建物・ライフライン等が機能不全に陥り、社会活動等に支障を来すおそれがある。

危険物質積載船が爆破された場合は、危険物質の拡散により、沿岸の住民等に被害が発生するとともに、港湾・航路の閉塞、海洋資源の汚染等、社会活動等に支障を来すおそれがある。

(2) 対処上の留意事項

区は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合は、施設管理者に対して警察等と連携した施設の警備強化を促す。

2 大規模集客施設等への攻撃

(1) 攻撃による影響

爆発のみならず、当該施設が崩壊した場合、多数の死傷者が発生するおそれがある。

(2) 対処上の留意事項

ア 区は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合は、施設管理者に対して次の措置を要請する。

- ・ 警察等と連携した施設の警備強化
- ・ 避難誘導や構内放送等が速やかに行えるような態勢の保持
- ・ 警察・消防・自衛隊等関係機関と連携した施設利用者等の避難誘導

イ 区は、大規模集客施設等における避難誘導や構内放送等の状況を把握し、必要に応じて支援・助言等を行う。

3 大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム）

(1) 攻撃による影響

ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比べて小規模ではあるが、爆発と放射能による甚大な被害をもたらすおそれがある。

ダーティボムにより放射性物質が拡散した場合は、爆発による被害のほか、放射線によって人体の正常な細胞機能が攪乱され（急性放射線障害）、やがてガン等を発症すること（晩発性放射線障害）がある。

住民等は、不安を抱き、パニックや風評被害が生じるおそれがある。

(2) 対応上の留意事項

ア 初動対応

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、その域外において住民等の安全確保及びパニック防止のための措置を講じる。

イ 避難の指示

区は、住民等に対し、ダーティボムが使用された場所から直ちに離隔するとともに、風上にある地下施設やコンクリート建物等に一時的に避難するよう指示する。この際、住民等が過度に不安を抱かないよう、被ばく線量や放射線による身体への影響等に関する情報を速やかに提供する。

ウ 医療活動

区は、都及び医療機関等と連携し、安全な場所において除染済みの傷病者に対する緊急被ばく医療活動を実施する。この際、医師等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させるとともに、適切な被ばく線量の管理を行う。

エ 汚染への対応

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、汚染（予想）区域への立入制限、汚染（予想）区域に所在する住民等の非汚染区域への避難誘導を適切に行う。この際、現地に派遣される職員等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させるとともに、適切な被ばく線量の管理を行う。

区は、都及び自衛隊等関係機関が実施する除染及び汚水の処理等に協力するとともに、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる。

4 大量殺傷物質による攻撃（生物剤）

(1) 攻撃による影響

生物剤の散布を認知することは困難で、かつ潜伏期間があるため、二次感染を引き起こしやすく、多数の感染者が広範囲に発生するおそれがある。

(2) 対応上の留意事項

ア 初動対応

区は、都及び自衛隊等関係機関と連携し、調査監視を実施する。

イ 医療活動

区は、都及び医療機関等と連携し、安全な場所において感染者又はその疑いのある者に対する医療活動を実施する。この際、医師等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させるとともに、調査監視を継続する。

ウ 感染への対応

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、警戒区域の設定等による感染のおそれのある区域・施設への立入制限、感染のおそれのある区域に所在する住民等の感染のおそれのない区域への避難誘導を適切に行う。

区は、感染症の被害拡大防止のため、都及び医療機関等と連携して次の措置を講じる。この際、現地に派遣される職員等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させる。

第4編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処

- ・ 感染者又はその疑いのある者の搬送
- ・ 保健所による「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」第19条に基づく入院勧告等
- ・ 感染範囲の把握
- ・ 消毒
- ・ ワクチン接種
- ・ 健康監視

エ 汚染への対処

区は、都及び自衛隊等、関係機関が実施する除染及び汚水の処理等に協力するとともに、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる。

5 大量殺傷物質による攻撃（化学剤）

(1) 攻撃による影響

屋内や交通機関内部等、閉鎖的な空間において発生した場合、多数の死傷者が発生するおそれがある。

一般的に、目・口・鼻・皮膚等に著しい症状を示す死傷者が発生するが、当初は、原因物質の特定が困難である。

気体状の化学剤は、一般的に空気より重いため、地形・気象等の影響を受けながら、下を這うように広がる。

(2) 対処上の留意事項

ア 初動対処

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、原因物質の特定に努める。

イ 避難の指示

区は、住民等に対し、化学剤が使用された場所から直ちに離隔するとともに、風上にあり、かつ外気からの気密性の高い屋内又は汚染のおそれのない区域に避難するよう指示する。

ウ 医療活動

区は、都及び医療機関等と連携し、安全な場所において除染済みの傷病者に対する医療活動を実施する。この際、医師等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させる。

エ 汚染への対処

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、警戒区域の設定等による汚染（予想）区域への立入制限、汚染（予想）区域に所在する住民等の非汚染区域への避難誘導を適切に行う。この際、現地に派遣される職員等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させる。

区は、都及び自衛隊等関係機関が実施する除染及び汚水の処理等に協力する。

6 交通機関を破壊手段とした攻撃

(1) 攻撃による影響

航空機等によるテロの場合、破壊された施設の規模及びその周辺の状況によっては、多数の死傷者が発生するおそれがある。

爆発・火災の規模によっては、建物・ライフライン等も甚大な被害を受け、社会活動等に支障を来すおそれがある。

(2) 対応上の留意事項

区は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して次の措置を要請する。

- ・ 避難誘導や構内放送等が速やかに行えるような態勢の保持
- ・ 警察、消防、自衛隊等関係機関と連携した施設利用者等の避難誘導

第5編 平素からの備え

第1章 組織・体制の整備等

第1 区における組織・体制の整備

区は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部署の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 区の各部における平素の業務

区の各部は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

【区の各部における平素の業務】

部の名称	平素の業務
企画経営室	1 災害復興時における総合調整に関すること。 2 国民保護に関する予算その他財政に関すること。 3 国民保護に関する広報及び広聴に関すること。 4 国民保護に関する報道に関すること。
ファシリティマネジメント担当	1 国民保護に関する公有財産に関すること。
総務部	1 私立専修学校及び私立各種学校との連絡調整に関すること。 2 ボランティアに関すること。 3 区役所庁舎等における警戒等の予防対策に関すること。 4 庁中取締り及び当直に関すること。 5 車両等の調達、点検、整備等に関すること。 6 自転車の管理に関すること。 7 国民保護に関する物品等の売買契約及び検査に関すること。 8 総務部が管理する施設における警戒等の予防対策に関すること。
区民部	1 被災者に対する国民健康保険料の減免及び徴収猶予に関すること。 2 被災者に対する区税の減免及び徴収猶予に関すること。 3 区民部が管理する施設における警戒等の予防対策に関すること。
地域力支援部	1 日本赤十字社に関すること。 2 在住外国人への情報提供に関すること。 3 国際交流ボランティア・団体に関すること。 4 地域力支援部が管理する施設における警戒等の予防対策に関すること。
産業観光部	1 生活関連物資等の価格安定措置に関すること。 2 観光施設との連絡調整に関すること。 3 産業観光部が管理する施設における警戒等の予防対策に関すること。
福祉部	1 災害援護に関すること。 2 福祉ボランティアに関すること。 3 社会福祉協議会その他社会福祉団体との連絡調整に関すること。 4 心身障害者関係の団体及び機関との連絡調整に関すること。 5 心身障害者の援護に関すること。 6 高齢者福祉施設との連絡調整に関すること。 7 高齢者関係の団体及び機関との連絡調整に関すること。 8 高齢者の援護に関すること。 9 被災者に対する介護保険料の減免及び徴収猶予に関すること。 10 被災者に対する介護保険料利用者負担金の減免及び執行猶予に関すること。 11 福祉部が管理する施設における警戒等の予防対策に関すること。

保健衛生部	1 医師会、歯科医師会等との連絡調整に関する事。 2 感染症、結核等の予防に関する事。 3 毒物、劇物等に関する事。 4 消毒、防疫等に関する事。 5 保健衛生部が管理する施設における警戒等の予防対策に関する事。
子ども・子育て支援部	1 私立幼稚園、私立保育所及び認証保育所との連絡調整に関する事。 2 子ども・子育て支援部が管理する施設における警戒等の予防対策に関する事。
都市計画部	1 防災都市づくりの推進に関する事。 2 区営住宅等の管理に関する事。 3 建築物の不燃化促進に関する事。 4 応急危険度判定に関する事。 5 建築物の防災指導に関する事。 6 密集市街地の整備に関する事。
危機管理担当	1 国民保護に関する総合調整に関する事。 2 国民保護協議会の運営に関する事。 3 国民保護対策本部に関する事。 4 国民保護計画の見直し・変更に関する事。 5 初動体制の整備に関する事。 6 職員の参集基準の整備に関する事。 7 非常通信体制の整備に関する事。 8 都、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等との連携体制の整備に関する事。 9 国民の権利利益の救済に関する手続の整備に関する事。 10 研修及び訓練に関する事。 11 危機情報等の収集、分析等に関する事。 12 特殊標章の交付及び許可に関する事。 13 警報、避難の指示及び緊急通報の伝達に係る整備に関する事。 14 避難実施要領の策定に関する事。 15 被災情報の収集・提供体制の整備に関する事。 16 安否情報の収集・提供体制の整備に関する事。
都市整備部	1 細街路の拡幅整備事業に関する事。 2 水防計画に関する事。 3 道路、河川、公園、児童遊園等の整備に関する事。 4 道路、河川、公園、児童遊園等の管理に関する事。 5 都市整備部が管理する施設における警戒等の予防対策に関する事。
立体化・まちづくり推進担当	1 鉄道立体化の総括に関する事。 2 まちづくりの推進に関する事。
資源環境部	1 ごみ、がれき、し尿処理計画に関する事。 2 資源環境部が管理する施設における警戒等の予防対策に関する事。
会計管理室	1 国民保護に関する現金及び有価証券の出納及び保管に関する事。 2 国民保護に関する物品の出納及び保管に関する事。 3 国民保護に関する現金の記録管理に関する事。 4 国民保護に関する財産の記録管理に関する事。 5 国民保護に関する収入通知及び支出命令の審査に関する事。
区議会事務局	1 区議会議員との連絡調整に関する事。
選挙管理委員会事務局	1 選挙管理委員との連絡調整に関する事。 2 他の部に対する応援のための体制整備に関する事。
監査委員事務局	1 監査委員との連絡調整に関する事。 2 他の部に対する応援のための体制整備に関する事。
教育委員会事務局	1 文化財の保護に関する事。 2 教育委員会事務局が管理する施設における警戒等の予防対策に関する事。

※ 国民保護に関する業務の総括、各部（室）間の調整、企画立案等については、危機管理担当部長、安全支援課長等の国民保護担当責任者が行う。

【参考】東京消防庁（消防署）における平素の業務（東京都国民保護計画抜粋）

機関の名称	平素の業務
東京消防庁 第七消防方面本部 本所消防署 向島消防署	1 消防活動体制の整備に関する事 2 通信体制の整備に関する事 3 情報収集・提供体制の整備に関する事 4 消防団に関する事 5 装備・資機材の整備に関する事 6 特殊標章の交付・管理に関する事（※） 7 生活関連等施設、危険物質等（消防法に関するものに限る。）取扱所の安全化対策に関する事 8 事業所に対する避難等自主防災体制の指導に関する事 9 避難住民の臨時の収容施設等に関する基準に関する事 10 都民の防災知識の普及及び防災行動力の向上に関する事

※ 東京消防庁職員及び特別区の消防団員に限る。

2 平時における警戒

区は、常にテロ等の兆候や危機情報の把握に努め、必要に応じて警戒対応を行う。

(1) 危機情報等の把握・活用

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、常にテロ等の兆候や危機情報の把握に努める。

区は、テロ等の発生事例（特に首都や大都市）に関する情報についても可能な限り収集・分析し、初動対応力の強化や警戒対応に活用する。

(2) 危機情報等の共有

区は、区災害対策本部等を通じ、テロ等の兆候や危機情報を全庁的に共有する。

(3) 警戒対応

区は、テロ等の兆候や危機情報を把握し、テロ等の発生に備える必要があると判断した場合、直ちに関連する施設に対して警戒の強化を要請するとともに、自ら管理する施設の警戒を行う。

区は、都が整備した「東京都管理施設テロリズム等警戒対応基準」（平成18年度決定）に準拠し、区が管理する施設における同基準を整備する

3 区職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

区は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確保

区は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要がある。特に、初動時において迅速に連絡がとれる体制であることが重要である。そこで、東京消防庁（消防署）との間で構築されている情報連絡体制を踏まえて、現行の夜間・休日等の当直室勤務職員により、速やかに危機管理担当部長、安全支援課長等、

国民保護担当職員へ連絡がとれるよう、24時間即応可能な体制を整備する。また、防災待機職員住宅入居職員及び臨時非常配備職員が、直ちに参集できる体制を確保する。

なお、参集に当たって、職員は、避難の指示等の情報を確認し行動するなど、自らの安全の確保に留意する。

ア 当直室勤務職員における情報収集・連絡

当直室勤務職員は、国民保護に関して、次の業務を行う。

- ・ 武力攻撃災害等に関する情報収集
- ・ 危機管理担当部長、安全支援課長等国民保護担当職員に対する情報等の連絡
- ・ 国からの区対策本部設置指定、都からの警報の通知、避難の指示等があった場合の初動準備、連絡等
- ・ その他、上記の国民保護担当職員が指示する業務

イ 防災待機職員住宅入居職員の参集

防災待機職員住宅入居職員は、夜間及び休日等に対策本部設置の指定、警報の通知、避難の指示等があった場合には、参集連絡に基づき、直ちに防災センターに参集する。

ウ 臨時非常配備態勢

武力攻撃災害が夜間及び休日等に発生したときは、臨時非常配備職員は、地域防災計画の定めによる「臨時非常配備態勢の設置要領」に基づき、参集して非常活動に従事するものとする。

(3) 区の体制及び職員の配備基準等

区は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その配備基準を定める。その際、区長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定 無し（*）	区の全部・課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		① 危機情報収集体制（**）
	全庁的に情報の収集、対応策の検討等が必要な場合	庁内関係部課との調整が必要	② 危機管理連絡会議体制（**）
		関係機関との調整が必要	③ 危機管理対策本部体制（**）
	突発的に事案が発生するなど、その被害が災害対策基本法上の災害（***）に該当し、国民保護に準じた措置を実施する必要がある場合		④ 災害対策本部体制
事態認定 有り	区国民保護対策本部設置の通知がない場合	区の全部・課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	① 危機情報収集体制
		全庁的に情報の収集、対応策の検討等が必要な場合	② 危機管理連絡会議体制
		関係機関との調整が必要	③ 危機管理対策本部体制
	区国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		⑤ 国民保護対策本部体制

【体制の招集・設置者】

体制	招集・設置者
① 危機情報収集体制	危機管理担当部長
② 危機管理連絡会議体制	危機管理担当部長
③ 危機管理対策本部体制	区長
④ 災害対策本部体制	区長
⑤ 国民保護対策本部体制	区長

【職員配備基準】

体制	配備を要する職員
① 危機情報収集体制	・ 危機管理担当職員 ・ 当該事態関係部課職員
② 危機管理連絡会議体制	・ 危機管理連絡会議の構成員（危機管理担当部長、安全支援課長、防災課長、広報広聴担当課長、その他危機管理担当部長が指名した職員） ・ 危機管理担当職員
③ 危機管理対策本部体制	・ 本部長、副本部長及び本部員 ・ 本部事務局職員（本部長が指定した職員）
④ 災害対策本部体制 ⑤ 国民保護対策本部体制	・ 本部長、副本部長、本部員及び本部職員

（*） この時点では、区は国民保護法に基づく措置を行うことができない。

（**） 「墨田区危機管理基本計画」に定める体制を活用する。

（***） 災害対策基本法第2条第1号後段「その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」に該当

(4) 職員への連絡手段の確保

ア 各部課は、職員に対する電話連絡網を整備するなど、非常時における連絡体制を確保する。

イ 幹部職員、危機管理担当部職員及び防災待機職員住宅入居職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保するよう努める。

(5) 幹部職員などの参集が困難な場合の対応

幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、区対策本部長（区長）が連絡不能により指揮をとれない場合の代替職員については、以下のとおりとする。

【区対策本部長代替職員】

第1順位 第1副区長

第2順位 第2副区長

第3順位 危機管理担当部長

第4順位 企画経営室長

(6) 本部の代替機能の確保

墨田区国民保護対策本部（以下「区対策本部」という。）は防災センターに開設する。区対策本部を防災センターに設置できない場合に備え、予備施設を次のとおり定める。

第1順位 131会議室

第2順位 すみだリバーサイドホールイベントホール

なお、区は、区役所が被災した場合など区対策本部を区役所内に設置できない場合は、事態の状況を勘案して、区役所以外の施設に代替本部を設置する。

行政事務が可能な区有施設の全てが使用不能になった場合においても、区長が全体状況を把握しながら指揮が継続できるよう「臨時対策本部」を置く。この場合は、可搬式通信機材の確保に留意する。

(7) 職員の所掌事務

区は、(3)①～⑤の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(8) 交代要員等の確保

区は、防災に関する体制を活用しつつ、区対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食糧、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

4 消防の初動体制の把握等

(1) 東京消防庁（消防署）の初動体制の把握

区は、東京消防庁（消防署）からの情報を受け、その初動体制を把握する。また、地域防災計画における東京消防庁（消防署）との情報連絡体制を踏まえ、特に初動時における緊密な連携を図る。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

区は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、都及び東京消防庁（消防署）と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。また、区は、東京消防庁が定める消防団員の参集基準を把握する。

5 国民の権利利益の救済に係る手続等

区は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、区対策本部国民保護総務部をその担当として、あらかじめ定めておくものとする。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関する事。 (法第 81 条第 2 項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第 81 条第 3 項)
	土地等の使用に関する事。 (法第 82 条)
	応急公用負担に関する事。 (法第 113 条第 1 項・5 項)
損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの (法第 70 条第 1・3 項、80 条第 1 項、115 条第 1 項、123 条第 1 項)
不服申立てに関する事。 (法第 6 条、175 条)	
訴訟に関する事。 (法第 6 条、175 条)	

※ 表中の「法」は、「国民保護法」を示す。

第2 関係機関との連携体制の整備

区は、国民保護措置を実施するに当たり、国、都、他の区市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

区は、国民保護措置が円滑に実施できるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

区は、国、都、他区市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意見疎通

区は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、墨田区国民保護協議会（以下「区協議会」という。）の幹事会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

(4) 防衛行動と住民避難との錯綜防止

区は、自衛隊の武力攻撃の排除措置のための部隊が区内に集中した場合、その措置行動と住民避難等の国民保護措置等との錯綜を避けるため、区協議会の委員に任命された自衛隊員、その他の会議に出席を求めた自衛隊員を通じて連携強化を図り、確認すべき事項について、平素から、情報・意見交換を行う。

2 都等との連携

(1) 都の連絡先の把握等

区は、緊急時に連絡すべき都の連絡先及び担当部署（担当局等名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、都と必要な連携を図る。

(2) 都との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、都との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 区国民保護計画の都への協議

区は、都との国民保護計画の協議を通じて、都の行う国民保護措置と区の実行する国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 区と都の役割分担

区は、救援や備蓄、安否情報の収集・提供などの措置について、地域防災計画における役割分担を基本として、都と協議し、役割分担を明らかにするものとする。

(5) 警察との連携

区長は、避難住民の誘導が円滑に行えるよう、また自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、警察と必要な連携を図る。

(6) 消防との連携

区は、消火、救助、救急等の活動及び避難住民の円滑な誘導を行うことができるよう、東京消防庁（消防署）と緊密な連携を図る。

(7) 現地連絡調整所の運営等に関する連携

区は、テロ等発生現場において活動する各機関が必要に応じて情報の共有や連携の確保を目的に設置する「現地連絡調整所」の具体的な運営要領（参加機関、各機関の役割、資器材等）について、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と協議する。

3 近接区との連携

(1) 近接区との連携

区は、近接区の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接区相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている区間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防除、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接区相互間の連携を図る。

(2) 事務の一部の委託のための準備

区は、武力攻撃事態において、国民保護措置実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託する場合を想定し、近隣区市町村などと平素から意見交換を行う。^(*)

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

区は、区内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

区は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるように、**以下の取組を行う。**

ア 都と協力して、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

^(*) 区内で相当な武力攻撃災害が発生し、一定地域の国民保護措置を十分に実施できない状況に陥った場合などが想定される。

イ 特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（公財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

ウ 大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に医療を提供するため、区に所在する医療機関等の専科・病床数等を把握するとともに、人的・物的なネットワーク及び協力関係の構築に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

区は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために必要な連携体制の整備を図る。

(4) 事業所等との連携

区は、都及び関係機関と協力し、区内の事業所における武力攻撃事態等の観点を交えた防災対策への取組みに支援を行うよう努めるとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

(5) 大規模集客施設等との連携

ア 区は、大規模集客施設等における大規模テロ等の発生に備え、都が設置した「テロ等の危機に関する事業者連絡会」（平成18年9月設置）を通じて、危機管理の強化、テロ等の危機情報の共有等を図る。

イ 区は、大規模テロ等の発生時に迅速に対処するため、区に所在する施設の実態に応じて、区、施設管理者、警察、消防等の緊急連絡体制を整備する。

ウ 区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関等と協力し、施設管理者が行う危機管理体制の強化や訓練に関して指導・助言を行う。この際、施設内の人々への正確な情報伝達・指示、避難誘導等の初動対処を重視する。

(6) 研究機関等との連携

区は、大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に知的資源を活用するため、区に所在する研究機関等の危機管理に関する人材・情報等を把握するとともに、協力関係の構築に努める。

5 事業所に対する支援

区は、東京消防庁（消防署）と協力し、事業所の施設管理者及び事業者に対して、火災及び地震等のための既存のマニュアル等を参考に、避難誘導のための計画等の作成などの指導について支援する。

6 住民防災組織等に対する支援

(1) 住民防災組織に対する支援

住民防災組織は、災害対策基本法に基づき、区民の自発的組織として町会・自治会を母体に、平常時の予防活動、災害発生時の応急協力活動を目的として、結成されている。

区は、国民保護措置実施のため、住民防災組織に対する研修や防災資器材の助成等を通じて、その活性化を推進し充実を図る。また、区は、警察、消防等の関係機関と協力し、住民防災組織と緊密な連携をとるとともに、積極的に助言、指導に当たり、組織の育成を支援していく。

区は、住民防災組織等相互間、消防団及び区等との間の連携が図られるよう配慮する。また、都と連携し、住民防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

なお、住民防災組織に対する指導、訓練を実施するに当たっては、東京消防庁（消防署）の協力を得て火災や地震等の対応に準じた避難要領等の啓発を行う。

(2) 住民防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

区は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、墨田区社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

区は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

1 基本的考え方

(1) 非常通信体制の整備

区は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された「非常通信協議会」^(*)との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

区は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、都国民保護計画における通信連絡系統を踏まえ、次に掲げる自然災害時における体制を活用し、情報収集・連絡体制の整備に努める。

ア 国との情報伝達手段

- ・ 緊急情報ネットワークシステム（E m－N e t）^(**)
- ・ 全国瞬時警報システム（J－A L E R T）^(***)

イ 都との情報伝達手段

- ・ 東京都防災行政無線（電話、ファックス）
- ・ 東京都災害情報システム（D I S）
- ・ 画像伝送システム（テレビ会議）

ウ 住民、関係機関等との情報伝達手段

- ・ 防災行政無線（地域系・移動系・固定系）
- ・ 災害時優先電話
- ・ 全国瞬時警報システム（J－A L E R T）
- ・ すみだ安全・安心メール

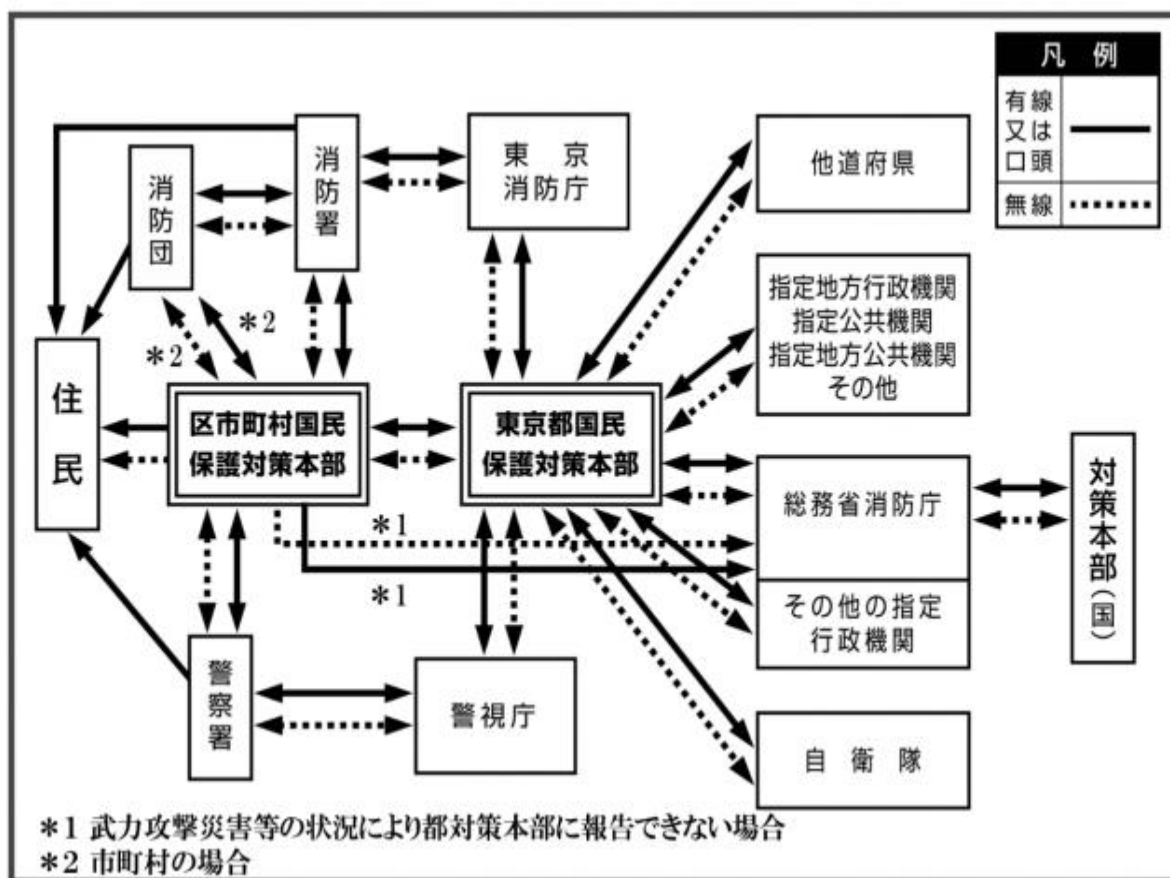
^(*) 自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的とし、総務省を中心として関係省庁や電気通信事業者等で構成する。

^(**) 内閣官房が整備を進めている、行政専用回線である総合行政ネットワーク「L G W A N」を利用した国（総理大臣官邸）と地方公共団体間で緊急情報を双方向通信するためのシステム

^(***) 対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接区の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行うシステム

2 通信連絡系統

武力攻撃災害発生時等における通信連絡系統は次のとおり。



出典: 東京都国民保護計画

第4 情報収集・提供等の体制整備

区は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

区は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備に努める。
	・都と連携し、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害により区の情報通信体制に被害を受けた場合に備え、警視庁、東京消防庁、墨田区アマチュア無線局非常通信協力会等に協力を求め、複数の情報伝達手段の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線・広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し配慮を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても、情報を伝達できるよう必要な検討を行い体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

区は、武力攻撃事態等において、被災情報、安否情報等を収集・整理し、関係機関及び住民に迅速・的確に提供するための体制を整備する。

なお、これらの情報を収集し、又は関係機関に提供するに当たっては、個人情報の保護に十分に留意し、慎重に取扱うものとする。

2 警報の内容の伝達等に必要な準備

(1) 警報の内容の伝達体制の整備

ア 区は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員・児童委員や墨田区社会福祉協議会、国際交流ボランティア団体等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。特に、言語や生活習慣の違いによるハンディをもつ外国人に対しても、必要な情報の提供が行えるよう、相談窓口の設置等を検討していく。

イ 区長は、その職員を指揮し、消防の協力を得て、あるいは住民防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、住民等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。

ウ 警報の内容の伝達に当たっては、防災行政無線による伝達に加え、広報車の使用、住民防災組織による伝達、携帯電話・パソコンへのメール配信、ケーブルテレビの活用、ホームページやX、フェイスブックの活用など、多様な手段を整備、維持する。

(2) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）等の整備及び防災行政無線の活用

ア 国からの迅速な情報通信の確保のため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）を整備・維持する。

イ 武力攻撃事態等において迅速に警報の内容を伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連動した防災行政無線の活用を図る。

(3) 警察との連携

区は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地及び海上保安署（以下「海上保安部等」という。）との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付け消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の内容の伝達のための準備

ア 区は、警報の内容の伝達を行うこととなる区内に所在する多数の者が利用又は居住する施設について、都との役割分担も考慮して定める。また、区は、各々の施設の管理者等の連絡先の把握、情報伝達体制を整備する。(*)

《多数の者が利用又は居住する施設》

- ・ 大規模集客施設（駅、病院、学校、劇場等の文化施設、競技施設等）
- ・ 大規模オフィス
- ・ 大規模な繁華街及び地下街
- ・ 大規模（超高層）集合住宅 外

イ 区は、都及び東京消防庁（消防署）が行う、大規模集客施設の管理者等に対する、突発的なテロ等が発生した場合における当該施設内の人々への情報提供（館内放送等）や避難誘導體制の整備等に関する指導・助言に協力する。

(6) 民間事業者の協力

区は、民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、都と連携して、各種の取組を推進する。

その際、事業者の先進的な取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の収集、報告及び回答

ア 都への報告

原則として、安否情報システムへの入力で行う。安否情報システムが利用できない場合は、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）に定める様式によりメールで報告する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などで報告を行う。

イ 安否情報の回答

住民からの安否情報の照会に対しては、安否情報省令に定める様式により回答する。回答に当たっては、個人情報の保護に十分に留意する。

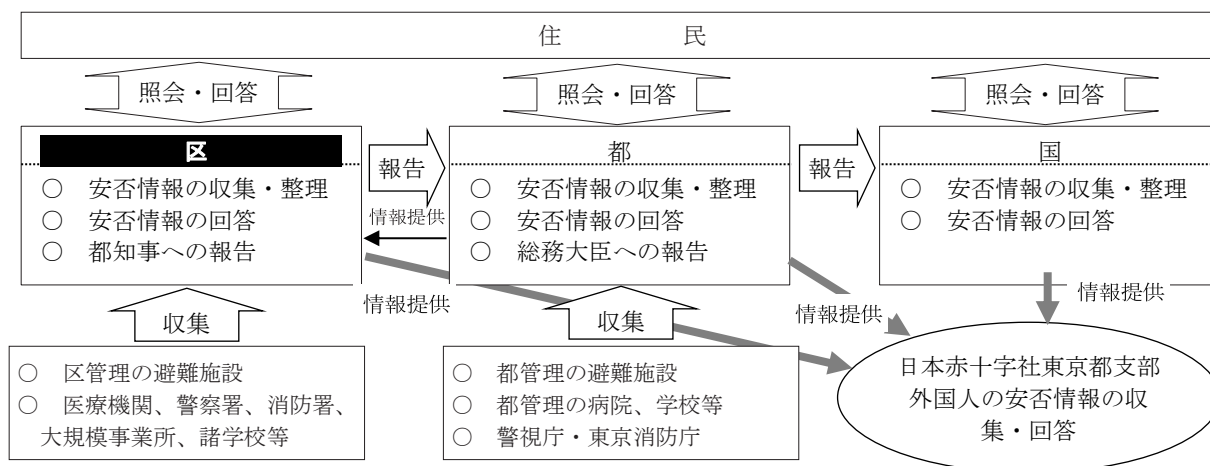
(2) 安否情報収集のための体制整備

区は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。

また、都との安否情報の収集・回答部署、責任者等の情報を収集するなど、相互の協力体制を確保する。

(*) 大規模集客施設の把握は、警報等の伝達や安否情報の収集等を行う区が行うことを基本とし、区からの報告を受けて都が集約・整理するものとする。

《安否情報の収集、提供の概要》



(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

区は、以下の都との役割分担により安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、大規模事業所、諸学校等の安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

【都との役割分担】

- 安否情報の収集については、住民に関する情報を有する区が行うことを基本とし、都は、都の施設等からの収集など補完的に対応する。
 - ・ 区・・・・区管理の避難施設
区の施設（学校等）
区内の医療機関、警察署、消防署、大規模事業所、諸学校等
 - ・ 都・・・・都管理の避難施設
都の施設（病院・学校等）
警視庁、東京消防庁等

(4) 住民等への周知

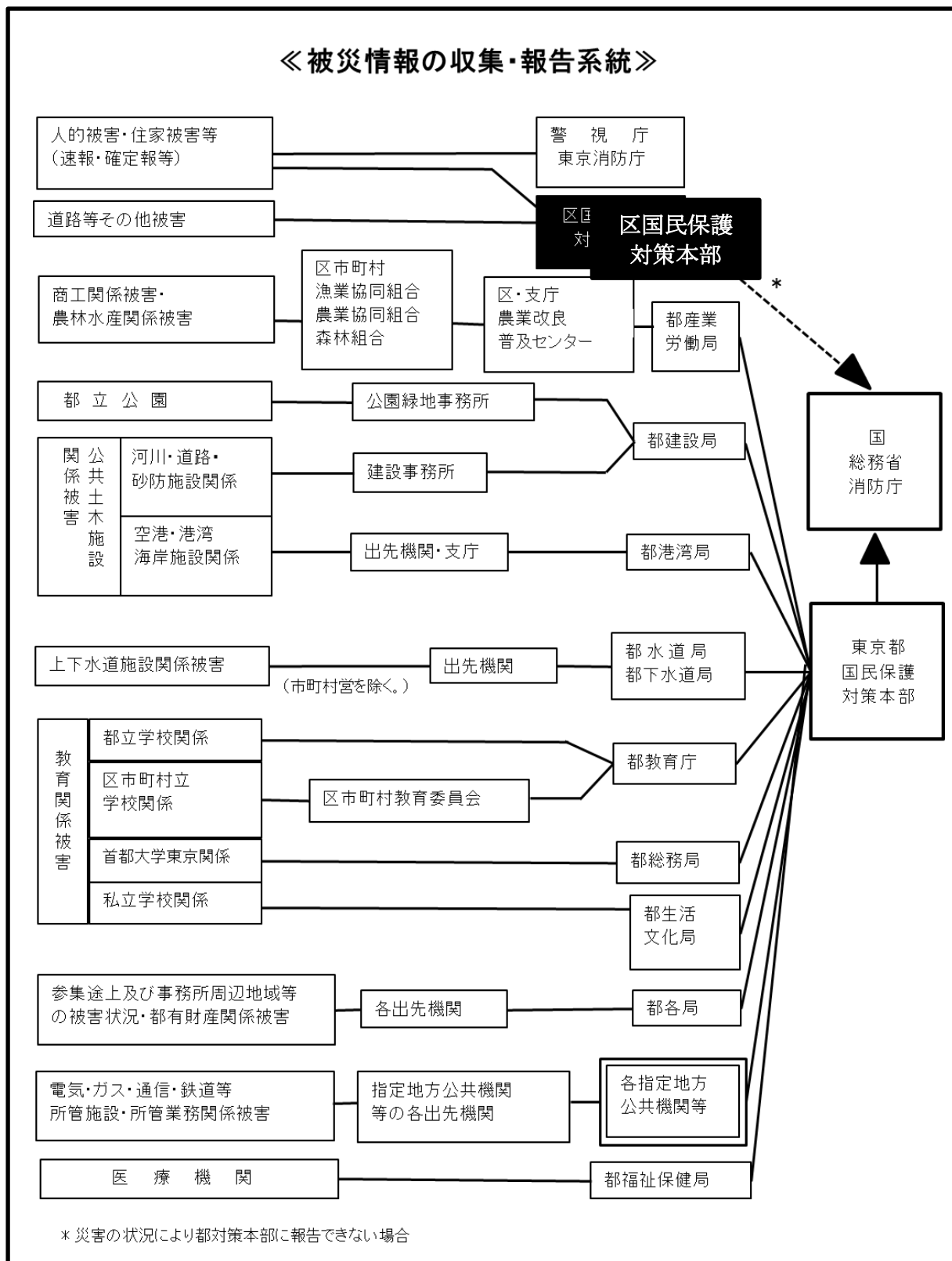
区は、避難時に氏名や身分を確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、写真入りの社員証等）を携行するよう、都と連携して、住民等に周知する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

区は、被災情報の収集、整理及び都知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、都における被災情報の収集・報告系統を踏まえ、必要な体制の整備を図る。

※ 収集・報告すべき情報は、第2編第9章に掲載する様式を参照



(2) 担当者の育成

区は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう、研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備

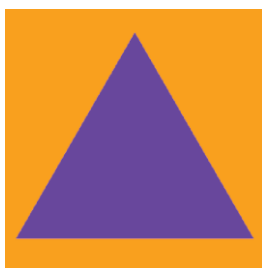
区は、武力攻撃事態において、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付することとなる。このため、これら標章等の交付等に係る体制の整備のために必要な事項を、以下のとおり定める。

(1) 特殊標章等^(*)

ア 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される特殊標章

【特殊標章】



(オレンジ色地に青の正三角形)

^(*) 【特殊標章等の意義について】

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書

【身分証明書のひな型】

表面

	(この証明書を交付等 する許可権者の名を 記載するための余白)	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name 生年月日		
/Date of birth		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		
交付等の年月日/Date of issue	証明書番号/No. of card	
	許可権者の署名/Signature of issuing authority	
有効期間の満了日/Date of expiry		
有効期間の満了日/Date of expiry		

裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp		所持者の署名/Signature of holder

(日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル）)

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等

(2) 交付要綱の作成

区は、国の定める「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付け内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、具体的な交付要綱を作成する。

(3) 特殊標章等の作成・管理

区は、特殊標章等の交付要綱に基づき、必要となる特殊標章等を作成するとともに、交付する必要が生じた場合に迅速に交付できるよう適切に管理する。

第6 研修及び訓練

区職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、区における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

区は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、国、都等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、研修を行う。

2 訓練

(1) 区における訓練の実施

区は、近隣区、都、国等関係機関と共同するなどして、住民、地域の団体及び事業者の自発的な参加を得て、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、警察、消防、海上保安部等、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、**実動訓練、図上訓練等を、様々な情報伝達手段等の手法を組み合わせ、様々な場所や想定で行うなど**、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ア 区対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び区対策本部設置運営訓練
- イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 事業所における訓練への支援等

区は、事業所から武力攻撃事態等を想定した訓練の実施に関し要請があったときには、職員の派遣など必要な支援を行うものとする。

また、区は、民間企業の有する広範な人的、物的ネットワークとの連携の確保を図る。

(4) 訓練に当たっての留意事項

ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町会・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

- ウ 訓練実施時は、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- エ 区は、住民防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- オ 区は、都及び東京消防庁（消防署）と協力し、大規模集客施設（ターミナル駅、劇場、大規模な商業施設等）、学校、病院、駅、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を要請する。
- カ 区は、警視庁（警察署）と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

区は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を、都と連携して準備する。

【収集・管理すべき資料】

情 報	内 容
区地図	・対策本部職員等が同一の地図を共有し、卓上に広げることが可能な大きさの地図
人口	・町丁目別の人口・世帯数 ・町丁目別の外国人人口・世帯数 ・昼夜別人口
災害時要配慮者	・町丁目別の外国人人口・世帯数 ・国籍別の外国人人口・世帯数 ・町丁目別の要介護高齢者数 ・町丁目別の心身障害者数 ・避難行動要支援者名簿
道路網	・避難経路として想定される国道、都道、区道等の道路のリスト
輸送力	・鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ ・鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ
避難施設 備蓄物資	・避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト ・備蓄物資の所在地、種類、数量等のリスト
生活関連等施設	・避難住民の誘導に影響を与える可能性のある一定規模以上のもの
大規模集客施設	・施設の所在地、種別、規模等についてのデータ
関係機関連絡先・協定	・国、都、他自治体、消防、警察、民間事業者等一覧 ・関係機関等との締結した協定一覧
住民防災組織連絡先 (町会・自治会)	・代表者及びその代理の者の住所、連絡先等

(2) 隣接する区との連携の確保

区は、区の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する区と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者など要配慮者への配慮

区は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者など自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として実施している「要配慮者用パンフレットの配付」、「要配慮者サポート隊の編成」、「緊急通報システムの設置」などについて、国民保護の観点を含めて、必要に応じた整備を行うとともに、**墨田区要配慮者避難支援プラン**を活用しつつ、要配慮者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、区対策本部の「国民保護要配慮者救護部」が迅速に都の「**福祉局**」と連携した対応ができるよう、職員の配置に留意する。

また、区は都と連携し、「外国人災害時情報センター」^(*)や「防災（語学）ボランティア」^(**)の活用など、外国人への情報提供体制について整備する。さらに、東京消防庁（消防署）の「要配慮者に関する地域協力体制」^(***)との連携も考慮する。

(4) 民間事業者の協力

区は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から都と連携し、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力関係の構築に努める。

特に、突発的に事案が発生し、建物外にいる人々が緊急に屋内に避難せざるを得ない場合における受入等について、都と連携し、その協力の確保に努める。

(5) 学校や事業所との連携

区は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合などにおいては、事業所等の単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所等における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

(6) 大規模集客施設との連携

区は、平素から都と連携して、大規模集客施設にいる多くの人々の避難が円滑に行われるように、情報伝達体制の確立など施設管理者等との連携に努める。

2 避難実施要領のパターンの作成

区は、都による支援を受け、関係機関（教育委員会など区の各執行機関、消防、警察、海上保安部等、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、総務省消防庁が作成した「**避難実施要領のパターン作成に当たって（避難マニュアル）（平成18年1月）**」や「**避難実施要領のパターン**」作成の手引き（平成23年10月）を参考に、観光客や昼間人口、混雑や交通渋滞の発生状況、高齢者、障害者、乳幼児等の避難方法等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

(*) 外国人が必要とする情報の収集・提供をはじめ、区市町村等が実施する外国人への情報提供に対する支援や防災（語学）ボランティアの避難所等への派遣を行う。

(**) 大規模な災害発生時に語学力を活用し、被災外国人等を支援する。

(***) 東京消防庁では、要配慮者が、正確な情報や支援を得て、避難等の際に適切に行動することができるよう、町会や自治会などの自主防災組織による「地域協力体制づくり」を進めている。

3 救援に関する基本的事項

(1) 都との調整

区は、区が行う救援について、防災計画における役割分担を基本として、都と協議し、その役割分担を明らかにする。

(2) 基礎的資料の準備等

区は、都と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

(3) 救援センター運営の準備

区は、区が運営する避難所において避難住民の生活を支援するために設置する「救援センター」^(*)に関する運営マニュアルを、都の指針に基づき整備する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

区は、都と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

区は、都が保有する本区の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

【輸送力、輸送施設に関する情報】

- 輸送力に関する情報
 - ① 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等)の数、定員
 - ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など
- 輸送施設に関する情報
 - ① 道路(路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
 - ② 鉄道(路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)

(2) 輸送経路の把握等

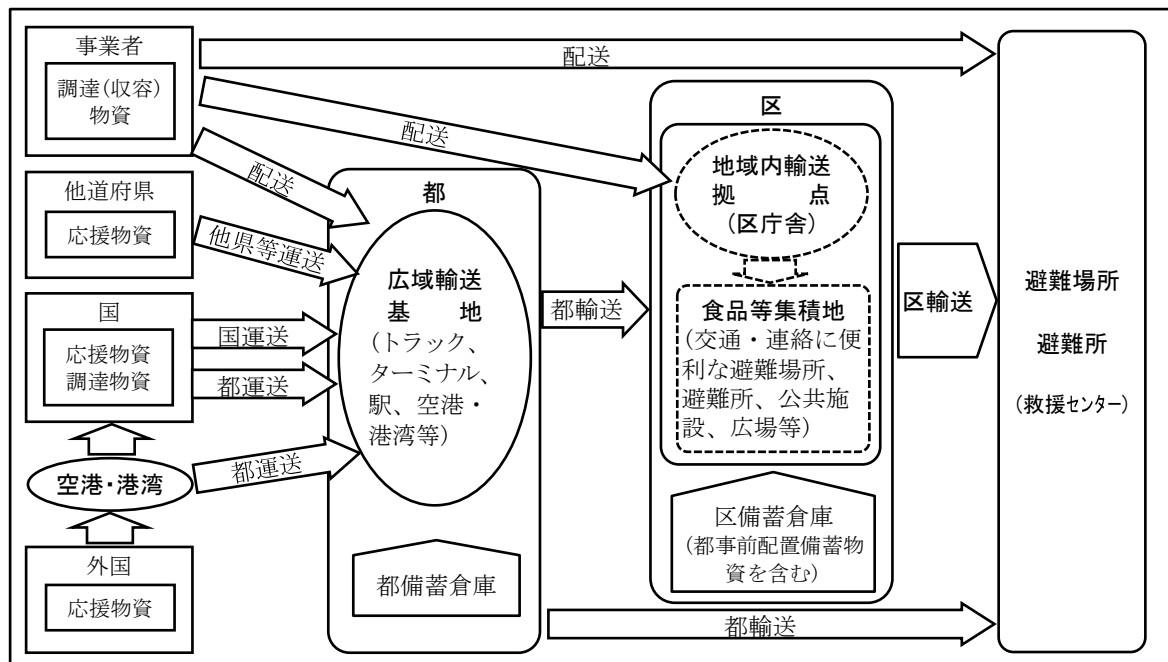
区は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、都が保有する本区の区域に係る運送経路の情報を共有する。

(3) 緊急物資等の輸送体制の準備

区は、地域防災計画で整備した輸送体制を活用し、都等からの緊急物資等の配送を受けるための拠点等の設定、各避難所等への運送など、緊急物資等の運送体制を整備する。

^(*) 都国民保護計画において、避難住民の生活を支援する総合窓口として、各避難所に「救援センター」を設置することになっている。

《緊急物資等の配送の概要》



5 避難施設の指定への協力

区は、都が行う避難施設^(*)の指定に際しては、以下の区分に応じて**施設の収容人数、地下収容の可否等**の必要な情報を提供するなど都に協力する。

区は、都が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、都と共有するとともに、都と連携して、住民に対して、避難施設の**名称、住所**等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

なお、地域防災計画に基づき区が指定している「一時集合場所」は、避難施設としての指定はされないが、武力攻撃事態等においても住民が集団で避難する場合の一時的な集合場所として活用する。

(*) 武力攻撃事態等において、住民を避難させ、又は避難住民の救援を行うため、知事があらかじめ指定した施設

《避難施設の区分》（都国民保護計画より）

施設区分	定義等
屋内避難施設	避難所及び緊急一時避難施設
避難所 (※)	避難住民等を収容するもの 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅の設置が可能（賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げも可能）
緊急一時避難施設	爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用するコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設
屋外避難施設	長期に避難を要する事態における応急仮設住宅等の建設用地、炊き出しや医療の提供等の救援の実施場所、一時的に集合させる場所等の確保を目的とした避難施設

「避難施設の指定状況」（内閣官房資料）を基に作成

※ 都が指定している施設には、災害対策基本法における福祉避難所も含む。

「内閣官房国民保護ポータルサイト」避難施設等を掲載
<https://www.kokuminhogo.go.jp/hinan/index.html>

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

区は、区内に所在する生活関連等施設^(*)について把握するとともに、都との連絡態勢を整備する。

また、区は、「生活関連施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日 閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付け内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

^(*) 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設として、国民保護法施行令第27条に定める施設をいう。

【生活関連等施設の種類の種類及び所管省庁】

国民保護 法施行令	各号	施設・物質の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
	10号	危険物質等（国民保護法施行令第28条）の取扱所	
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒物・劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	8号	毒薬・劇薬（医薬品医療機器等法）	厚生労働省、 農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

(2) 区が管理する公共施設における警戒

区は、その管理に係る公共施設について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、都の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、警察等との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

区が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 区における備蓄

(1) 防災のための備蓄の活用

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねる。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

区は、国民保護措置の実施のために特に必要となる次のような物資及び資材^(*)については、都及び関係機関の整備の状況等を踏まえ、新たに備蓄、調達に努める。

【例】

備蓄・整備する物資及び資材	
防災と兼ねる備蓄	国民保護措置に必要な備蓄
食糧、飲料水、被服、毛布、医薬品、燃料、仮設テント、その他生活必需品等	安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、 化学防護服（防護衣、マスク、手袋、ブーツ、） 、放射線測定装置、 ガス探知機 、 消毒液 、その他汚染物質除染器具等

(3) 都及び他の区市町村との連携

区は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、都と密接に連携して対応する。

武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の区市町村や事業者等との間で、既に防災対策において締結されている物資及び資材の供給に係る協定を拡充したり、新たに協定を締結するなど、必要な体制を整備する。

2 区が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

区は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、各所管で作成した危機管理マニュアル等に基づき、整備し、又は点検する。

(*) 国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされている。また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされている。

(2) 復旧のための各種資料等の整備等

区は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、バックアップ体制を整備するように努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

区は、都及び関係機関と連携しつつ、住民、地域の団体、事業者等に対し、広報誌、パンフレット、ケーブルテレビ、ホームページ等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

その際、防災の取組を含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

ア 区は、啓発の実施に当たっては、防災フェア等防災関連行事における防災に関する啓発とも連携し、地域に密着している住民防災組織の特性も活かしながら、住民への啓発を行う。

イ 東京消防庁（消防署）は、消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、自主防災組織等と連携し、地域住民への応急救護、避難等の普及・啓発を行う。

(3) 緊急時における事業者の協力

区は、都と連携し、緊急時に事業所内に逃げ込む住民の受入などの協力について、区域の事業者の理解を得るよう努める。

(4) 学校における教育

区教育委員会は、都教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、区立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 住民がとるべき行動等に関する啓発

(1) 啓発資料等の活用

区は、武力攻撃災害や緊急対処事態の兆候を発見した場合の区長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報の方法等について、警察・消防等関係機関及び施設管理者等と連携し、パンフレット等の啓発資料等を活用して住民・区外からの通勤者・観光客等に周知を図る。

(2) 避難行動や避難誘導等の周知

区は、国や都が作成するパンフレット等を活用し、都と協力し、武力攻撃事態等において住民や事業者、学校等の施設管理者による適切な避難行動や避難訓練等について周知を図る。また、区は、日本赤十字社、都、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

3 赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発

区は、都及びその他関係機関と協力し、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく、武力攻撃事態等における赤十字標章等及び特殊標章等の使用の意義、使用に当たっての濫用防止等について、教育や学習の場など様々な機会を通じて普及・啓発に努める。

4 区民・事業者の皆様に行っていただきたい平素からの備え

(1) 警報が発令されたときの行動及び避難行動の理解

日頃から、武力攻撃事態や大規模テロ等（緊急対処事態）に遭遇した場合にとるべき行動について、知っていただくことが重要である。

(2) 備蓄

地震などの災害に対する日頃からの備えとして実践している、避難用の非常持ち出し品や数日間を自足するための備蓄品は、武力攻撃事態等における避難時においても役立つものであると考えられる。

(3) 訓練への参加

上記(1)の避難行動等の理解を深めるためにも、都民・事業者の皆様にも訓練に参加いただくことが重要である。

《弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動について》

Jアラート（全国瞬時警報システム）により弾道ミサイル発射情報が発令されたら

【逃げる】

屋外にいる場合、近くの建物（できれば頑丈な建物）の中や、地下に避難する。

【離れる】

屋内にいる場合、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動する。

【隠れる】

屋外にいる場合で、近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せ頭部を守る。

※ 東京都防災ホームページ：弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動について
<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1000063/1022489.html>

《警報が発令された場合に直ちにとっていただきたい行動（例）》

○ 屋内にいる場合

- ・ ドアや窓を全部閉める。
- ・ ガス、水道、換気扇を止める。
- ・ ドア、壁、窓ガラスから離れて座る。

○ 屋外にいる場合

- ・ 近隣の堅ろうな建物や地下街など屋内に避難する。

《武力攻撃の種類などに応じた避難などの留意点》

○ 弾道ミサイルによる攻撃の場合

- ・ 攻撃当初は屋内に避難し、その後、状況に応じ行政機関からの指示に従い適切に避難する。屋内の避難に当たっては、近隣の堅ろうな建物や地下街などに避難する。

○ ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

- ・ 突発的に被害が発生することもあるため、攻撃当初は一旦屋内に避難し、その後状況に応じ行政機関からの指示に従い適切に避難する。

○ 航空攻撃の場合

- ・ 攻撃の目的地を特定せずに、屋内への避難が広範囲にわたって指示されることが考えられる。屋内への避難に当たっては、近隣の堅ろうな建物や地下街などに避難する。その後、状況に応じ行政機関からの指示に従い適切に避難する。

○ 着上陸侵攻の場合

- ・ 攻撃が予測された時点において、あらかじめ避難することも想定される。
- ・ 避難が必要な地域が広範囲にわたり遠方への避難が必要となるとともに、避難の期間が長期間にわたることも想定される。避難の経路や手段などについて行政機関からの指示に従い適切に避難する。

○ NBC攻撃の場合

- ・ 武力攻撃やテロの手段としてNBC（核物質、生物剤、化学剤）が用いられた場合には、特別な対応が必要となることから、情報収集に努めるとともに、行政機関からの指示に従って行動することが重要である。

※ 内閣官房国民保護ポータルサイト：武力攻撃やテロなどから身を守るために

https://www.kokuminhogo.go.jp/gaiyou/shiryou/hogo_manual.html